

にっこり安心プラン

第 10 次宇都宮市高齢者保健福祉計画

第 9 期宇都宮市介護保険事業計画

(地域包括ケア計画)

(素案)

令和5年 11 月

宇 都 宮 市

はじめに

(調整中)

令和6年2月

宇都宮市長 佐藤 栄一

目 次

第 1 章 計画の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
(1) 法的位置付け	2
(2) 宇都宮市の計画体系における位置付け	3
(3) S D G s との関係	3
3 計画の期間	4
4 計画の特徴	4
第 2 章 高齢者を取り巻く環境の動向と課題の整理	5
1 国の動向	5
2 宇都宮市の状況	6
(1) 人口構造等の変化	6
(2) 市民・事業者の意向等	13
3 前計画の評価と課題の整理	53
(1) 前計画の評価にあたっての基本的な考え方	53
(2) 基本目標ごとの評価	54
(3) 計画全体の評価	59
(4) 前計画の評価を踏まえた課題の整理	61
4 国の動向や宇都宮市の状況などから導出された新たな課題	62
第 3 章 計画の基本理念と基本目標	63
1 基本理念	63
2 基本目標	63
第 4 章 施策・事業の展開	68

1 施策の体系	68
2 基本目標ごとの取組	70
基本目標 1 健康で生きがいのある豊かな生活の実現	70
施策の方向性 1 健康づくり・介護予防の推進	70
施策の方向性 2 生きがいづくりの促進	74
基本目標 2 地域で支え合う社会の実現	81
施策の方向性 1 地域共生社会の構築に向けた地域での支え合い体制の強化	81
施策の方向性 2 認知症施策の充実【宇都宮市認知症施策推進計画】	85
施策の方向性 3 高齢者にやさしいまちづくりの推進	92
施策の方向性 4 安全で安心な暮らしの支援	97
基本目標 3 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現	99
施策の方向性 1 介護保険事業の充実	99
施策の方向性 2 介護人材の確保	102
施策の方向性 3 介護サービスの質の確保・向上	104
施策の方向性 4 在宅医療・介護連携の推進	107
施策の方向性 5 介護者等への支援	111
基本目標 4 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現	113
施策の方向性 1 高齢者の状況に応じた在宅福祉サービスの提供	113
施策の方向性 2 高齢者の自立した生活を支える住環境の整備【宇都宮市高齢者住居安定確保計画】	113
施策の方向性 3 高齢者の権利を守る制度の利用支援	119
第5章 地域共生社会の実現を見据えた地域包括ケアシステムの更なる深化・推進	121
1 宇都宮市の地域包括ケアシステムの姿	121
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進に係る7つの取組	121
(2) 身近な地域から市域全体までの重層的な体制の構築	124
(3) 関係団体との連携	128
2 地域共生社会と地域包括ケアシステム	129
(1) 地域共生社会について	129
(2) 地域共生社会と地域包括ケアシステムの関係	129
(3) 地域共生社会を見据えた今後の取組	130

3 市民理解の促進	131
-----------------	-----

第6章 計画の推進に向けて

133

1 計画の推進体制	133
-----------------	-----

(1) 計画の周知	133
-----------------	-----

(2) 地域・関係団体との連携	133
-----------------------	-----

(3) 事業者への支援	133
-------------------	-----

2 計画の進行管理	134
-----------------	-----

(1) 進行管理の方法	134
-------------------	-----

(2) 成果目標	134
----------------	-----

資料

136

1. 本計画の施策・事業の指標と目標値	136
---------------------------	-----

第 1 章

計画の趣旨

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

本市においては、高齢化の進行や人口構造の変化により、令和7年には団塊の世代が75歳以上になるなど、介護や医療のニーズは更に高まっていくことが見込まれており、高齢者の自立支援・重度化防止や認知症対策、介護サービスの基盤整備、医療・介護連携などの施策・事業を一層推進することが求められています。

こうしたことから、地域共生社会の構築に向け、高齢者が住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができるよう、令和5年度で、計画期間（3年間）が終了する前計画を改定し、新たに第10次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第9期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」を策定しました。

2 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

高齢者保健福祉計画は「老人福祉法」に基づく市町村老人福祉計画として、また、介護保険事業計画は「介護保険法」に基づく市町村介護保険事業計画として策定するものであり、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は、高齢者に対する保健福祉や介護などの施策を総合的に推進するため、一体的なものとして策定します。

また、本計画は、地域包括ケア計画として位置付けられており、本市の地域包括ケアシステムを総合的に推進するため、新たに「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づく市町村認知症施策推進計画及び「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく市町村高齢者居住安定化確保計画についても、一体的に策定します。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の法的根拠

- ◆ 老人福祉計画（老人福祉法第20条の8）
 - ・ 老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画を定める。
 - ・ 老人福祉事業の量の目標その他必要な事項を定める。
 - ・ 介護保険事業計画と一体のものとして作成する。
- ◆ 介護保険事業計画（介護保険法第117条）
 - ・ 3年を1期とする介護保険給付の円滑な実施に関する計画を定める。
 - ・ 介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量とその確保のための方策を定める。
 - ・ 地域支援事業に要する費用の額、見込量とその確保のための方策を定める。
 - ・ 介護給付費等対象サービスの円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項を定める。
 - ・ 被保険者の地域における自立支援・重度化防止等に関し、取り組むべき施策に関する事項を定める。
 - ・ その他介護保険給付の円滑な実施を図るための事項を定める。
 - ・ 老人福祉計画と一体のものとして作成する。
- ◆ 認知症施策推進計画（共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条）
 - ・ 当該市町村の基本計画を策定するように努める。
 - ・ 市町村介護保険事業計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものとする。
- ◆ 居住安定確保計画（高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条の2）
 - ・ 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標を定める。
 - ・ 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項を定める。

地域包括ケア計画としての位置付け

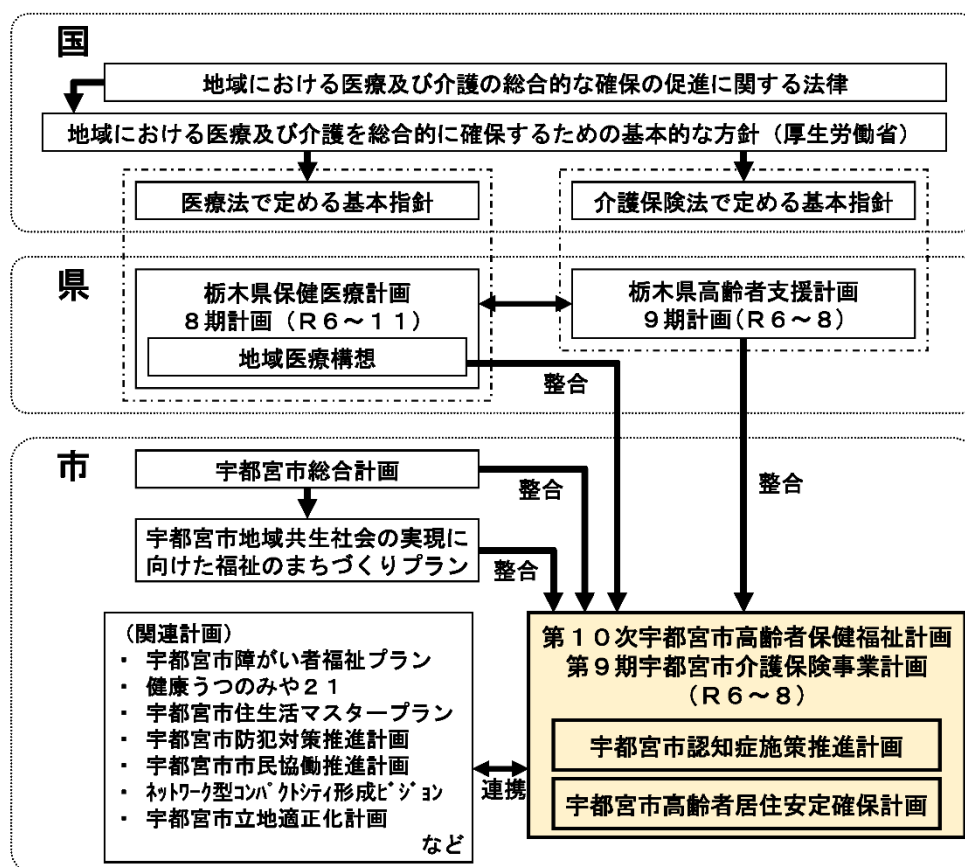
◆ 基本指針（介護保険法第117条）

- ・第6期以降の介護保険事業計画を地域包括ケア計画として位置付ける。

(2) 宇都宮市の計画体系における位置付け

本計画は、宇都宮市総合計画の分野別計画（健康・福祉分野）に掲げる基本施策を実現するための基本計画として位置付け、栃木県高齢者支援計画（9期計画）、栃木県保健医療計画（8期計画）・地域医療構想や、本市の関連計画における高齢者に関する施策・事業との整合を図りながら策定しました。

図 本計画と他計画との関連図



(3) SDGsとの関係

本計画を着実に推進することにより、次のSDGsの目標達成に貢献することで、持続可能なまちを目指します。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、本市の「地域包括ケア計画」としては、3期目の計画となります。

4 計画の特徴

【特徴1】 デジタル社会の中で高齢者がいきいきと活動できる環境づくり

高齢者が、アフターコロナにおいて社会とのつながりを取り戻しつつある中で積極的に外出し、デジタルの恩恵を享受しながら、より豊かな生活を送ることができるよう、デジタルを活用した効果的な介護予防の推進に加え、デジタルを活用しやすい環境の整備に取り組みます。

【特徴2】 地域共生社会の構築に向けた高齢者の相談・支援体制の充実

地域共生社会の構築に向け、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の孤独・孤立や複雑化・複合化した問題を適切に把握し、本人だけでなく様々な環境にある介護者に対して適切な支援を行うことができるよう、地域包括支援センターを中核とする地域支え合い体制の強化や相談支援体制の更なる充実に取り組みます。

【特徴3】 2025年以降も安心して暮らせる高齢者の生活基盤の強化

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を迎え、医療や介護のニーズが一層高まっていく中、将来に渡って、高齢者自身が希望する住まい・住まい方を選択し、必要なサービスを過不足なく受けることができるよう、新たに住宅政策と一体となった高齢者の住宅確保や居住支援に取り組むとともに、介護給付の適正化や地域密着型サービスの適正配置などの介護サービス提供体制の強化に取り組みます。

第2章

高齢者を取り巻く環境の動向と課題の整理

第2章 高齢者を取り巻く環境の動向と課題の整理

1 国の動向

国では、令和5年5月に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）」が公布され、その中で、介護保険事業計画の見直しに関し、次の事項が示されました。

- ① 介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施
- ② 介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備
- ③ 介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進
- ④ 看護小規模多機能型居宅介護について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める
- ⑤ 地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備

介護保険事業計画の見直しに関する事項（介護保険法第117条関係）

また、介護保険事業計画作成上のガイドラインの役割を果たす「介護保険法で定める基本指針（介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針）」において、第9期介護保険事業計画の記載を充実する事項として、次の事項が示されました。

第9期介護保険事業計画において記載を充実する事項（介護保険法で定める基本指針）

【介護サービス基盤の計画的な整備】

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
- ② 在宅サービスの充実

【地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組】

- ① 地域共生社会の実現
- ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備
- ③ 保険者機能の強化

【地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上】

- ① 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受け入れ環境整備などの取組を総合的に実施
- ② 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

2 宇都宮市の状況

(1) 人口構造等の変化

将来推計について

本市における将来の介護サービス需要を把握するため、令和3（2021）年と令和4（2022）年の人口をもとに、本計画期間及び、令和7年（2025年）から令和22年（2040年）における人口、高齢者人口、要介護・要支援認定者数などの見込みを算出しました。（参考として、令和32年（2050年）まで掲載しています。）

〔推計方法〕

① 人口、高齢者数

コーホート要因法（年齢別人口の加齢に伴って生じる出生・死亡や人口移動などの要因ごとに各年の人口の変化を求め、将来人口を推計する方法）により推計しています。

② 高齢者世帯数

世帯主率法（性別・年齢別人口に占める世帯主の割合＜世帯主率＞の推移から将来の世帯主率を求め、それを将来推計人口に乗じて世帯数を推計する方法）により推計しています。

③ 認知症の人の数、要介護・要支援認定者数

性別・年齢別の出現率の変化から将来における各年度の出現率を求め、それを将来推計人口に乗じて算出しています。

なお、「認知症の人」を「要介護・要支援認定者のうち、認定調査時に日常生活自立度Ⅱ（日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられても、誰かが注意していれば自立できる状態）以上と判断された人」と定義しています。

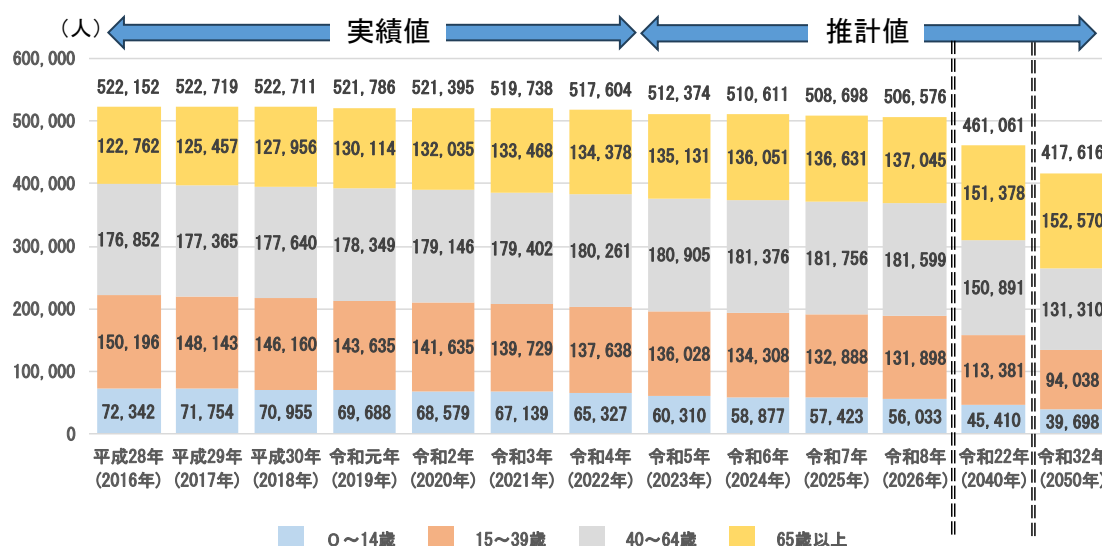
ア 人 口

本市の総人口は、平成 29 年（2017 年）まで増加傾向にありましたが、平成 30 年（2018 年）に減少に転じ、令和 4 年（2022 年）9 月末現在で、517,604 人となっています。

また、年齢区分別にみると、0～14 歳人口及び 15～39 歳人口は減少傾向が続いている一方、40～64 歳人口及び 65 歳以上人口は増加傾向が続いています。

将来推計によると、本市の人口は今後も減少を続け、本計画の最終年度となる令和 8 年（2026 年）年には 506,576 人、令和 22 年（2040 年）には、461,061 人になることが想定されます。

■ 人口（年齢区分別）の推移



出典：住民基本台帳人口をもとに推計（各年9月末）

本市の総人口の将来推計について、「総人口指数（※）」により栃木県、全国、中核市と比較すると、令和 22（2040）年には、いずれの地域も減少する中、他の地域と比べて少ない減少幅に抑えられています。

※ 総人口指数：平成 27（2015）年を 100 とした場合の人口比率（中核市は福島県内を除く）

【参考】総人口指数の推移

	令和 7（2025）年	令和22（2040）年
宇都宮市	100.3%	95.3%
栃木県	96.4%	84.8%
全国	97.9%	90.8%
中核市	98.2%	89.8%

※総人口指数：2022 年を 100 とした場合の人口比率

※中核市の 2025 年、2040 年推計は、福島県内中核市を除く。

※全国の 2025 年、2040 年推計は、出生中位・死亡中位推計による。

出典：R4（2022）総務省「住民基本台帳に基づく人口」

R7（2025）、R22（2040）全国は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」

R7（2025）、R22（2040）他は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 30 年推計）」

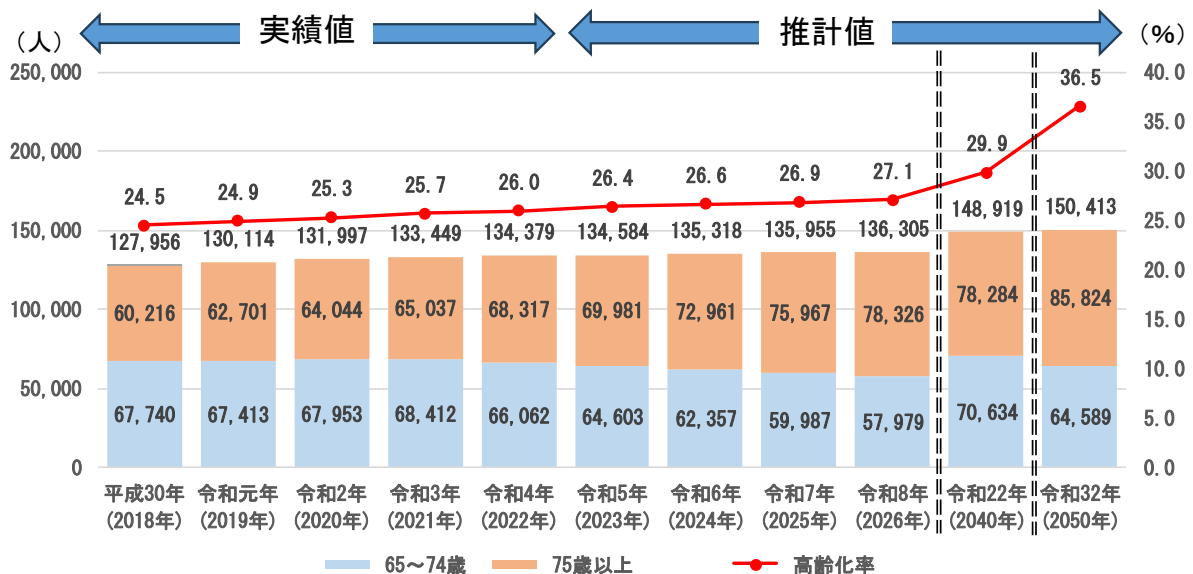
イ 高齢者数

本市の高齢者数は、後期高齢者数（75 歳以上人口）を中心に増加傾向にあり、令和 4 年（2022 年）9 月末現在 134,379 人となっています。

将来推計によると、本市の高齢者数は今後も増加し続け、本計画の最終年度となる令和 8（2026）年には 136,305 人、令和 22（2040）年には 148,919 人となり、高齢化率も 27.1%、29.9%と上昇していくことが見込まれます。

また、年齢区分別にみると、後期高齢者数が増加し続ける一方で、しばらくは支え手として期待される前期高齢者数（65 歳以上 74 歳以下人口）が減少すると見込まれますが、令和 22（2040）年には、団塊ジュニア世代が高齢者となり、前期高齢者数が大きく増加するほか、団塊の世代が 90 歳を超えます。

■ 高齢者数（年齢区分別）及び高齢化率の推移



出典：住民基本台帳人口をもとに推計（各年 9 月末）

本市の高齢化率の推移について、栃木県、全国、中核市と比較すると、令和 22（2040）年まで、他の地域と比べて低い割合で推移することが見込まれます。

【参考】年齢別高齢者数の割合

	令和 4（2022）年	令和 7（2025）年	令和22（2040）年
宇都宮市	25.8%	25.8%	30.2%
栃木県	29.3%	30.5%	35.7%
全国	28.5%	29.6%	36.0%
中核市	28.2%	29.7%	35.3%

出典：実績値…総務省「住民基本台帳に基づく人口」

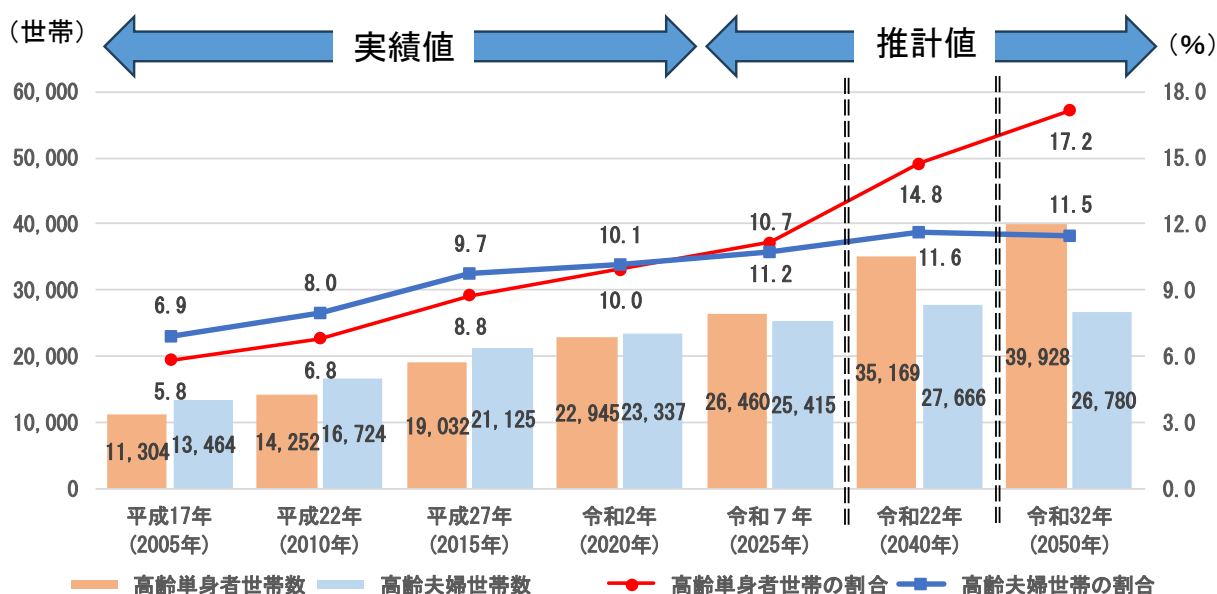
推計値…国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 30 年推計）」

ウ 高齢世帯数

本市の高齢単身者世帯及び高齢夫婦世帯は、ともに増加傾向にあり、平成12年（2000年）からの20年間でそれぞれ1万世帯以上増加し、令和2年（2020年）には高齢単身者世帯が22,945世帯、高齢夫婦世帯が23,337世帯となっています。一般世帯に占める割合も増加してきており、高齢単身世帯と高齢夫婦世帯を合わせた割合は、令和2年（2020年）で約2割となっています。

将来推計によると、本市の高齢者単身世帯数及び高齢夫婦世帯数はともに今後も増加をし続け、令和7（2025）年には前者が26,460世帯、後者が25,415世帯、令和22（2040）年には前者が35,169世帯、後者が27,666世帯となり、一般世帯数に占める割合も上昇していくことが見込まれます。

■ 高齢世帯数（高齢単身者世帯数・高齢夫婦世帯数）及び
一般世帯数に占める割合の推移



出典：総務省「国勢調査」

本市の一般世帯数に占める高齢単身世帯数及び高齢夫婦世帯数の割合の実績について、令和2年（2020年）年の国勢調査の結果により、栃木県、全国、中核市と比較すると、他の地域と比べて低い割合となっています。

【参考】 高齢単身者世帯・高齢夫婦世帯の一般世帯に占める割合の比較（令和2年）

	高齢単身者世帯割合	高齢夫婦世帯割合
宇都宮市	10.0%	10.1%
栃木県	10.7%	11.7%
全国	12.1%	11.7%
中核市	12.1%	12.0%

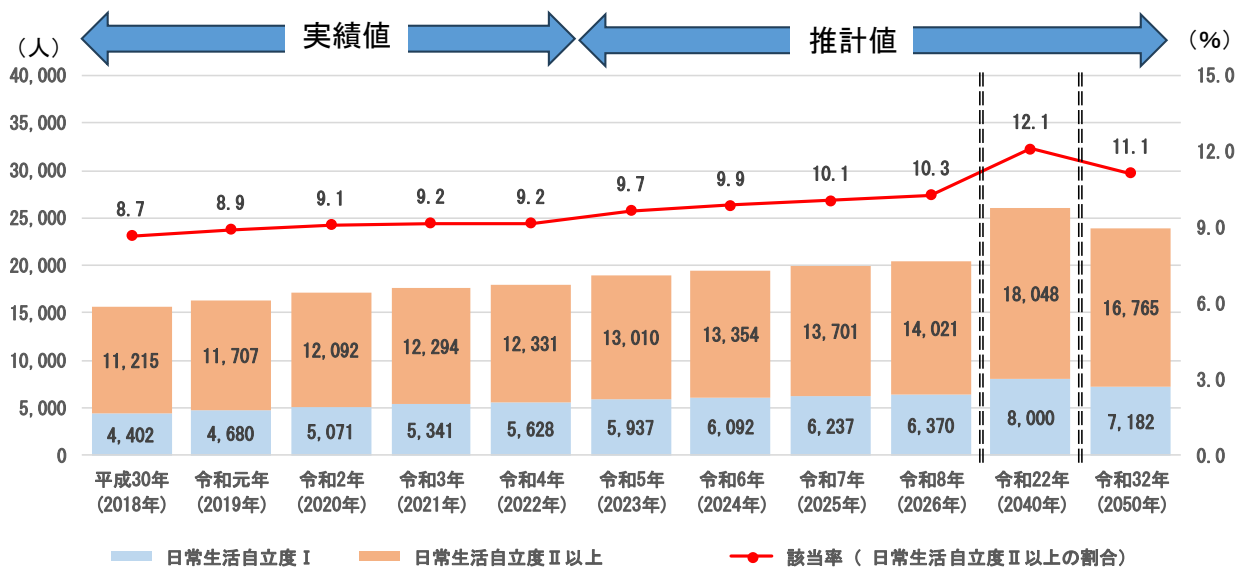
出典：総務省「国勢調査」

エ 認知症の人の数

本市の 65 歳以上の認知症の人（要介護・要支援認定者のうち、日常生活自立度Ⅱ以上の人）の数は、増加傾向にあり、令和4年（2022年）9月末現在で 12,331 人、高齢者全体に対する割合（該当率）が 9.2%となっています。

将来推計によると、本市の 65 歳以上の認知症の人の数は今後も増加し続け、本計画の最終年度となる令和8年（2026年）には 14,021 人、令和22年（2040年）18,048 人となり、該当率も上昇していくことが見込まれます。

■ 65 歳以上の認知症の人の数（日常生活自立度Ⅰ・Ⅱ以上）及び該当率の推移



出典：宇都宮市「要介護認定情報」（各年度末現在）

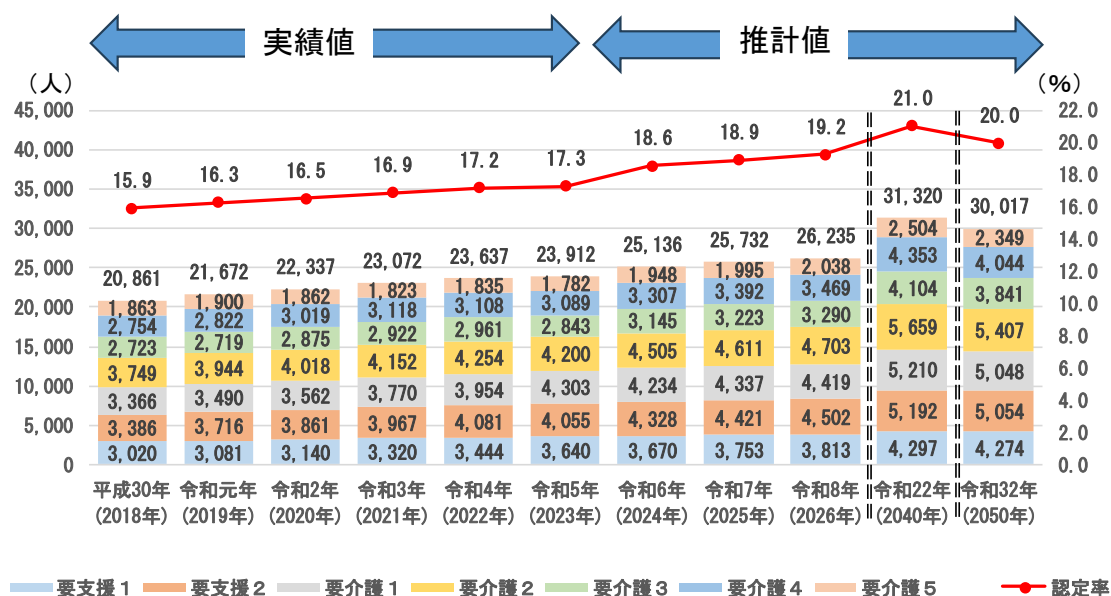
オ 要介護・要支援認定者数

本市の要介護・要支援認定者数は、増加傾向にあり、平成30年（2018年）から令和4年（2022年）までの5年間で2,776人（13.3%）増加しています。要介護5以外は増加傾向です。第1号被保険者における認定率も上昇してきており、令和4年（2022年）9月末現在で17.2%となっています。

前期高齢者・後期高齢者別の認定率は概ね横ばいで推移しており、認定率の上昇は、後期高齢者の人数の増加が要因となっていることが推察されます。

将来推計によると、本市の65歳以上の認知症の人数は今後も増加し続け、本計画の最終年度となる令和8年（2026年）で26,235人、令和22年（2040年）には31,320人となり、認定率も令和22年（2040年）で21.0%と、一度目のピークになると推計されます。

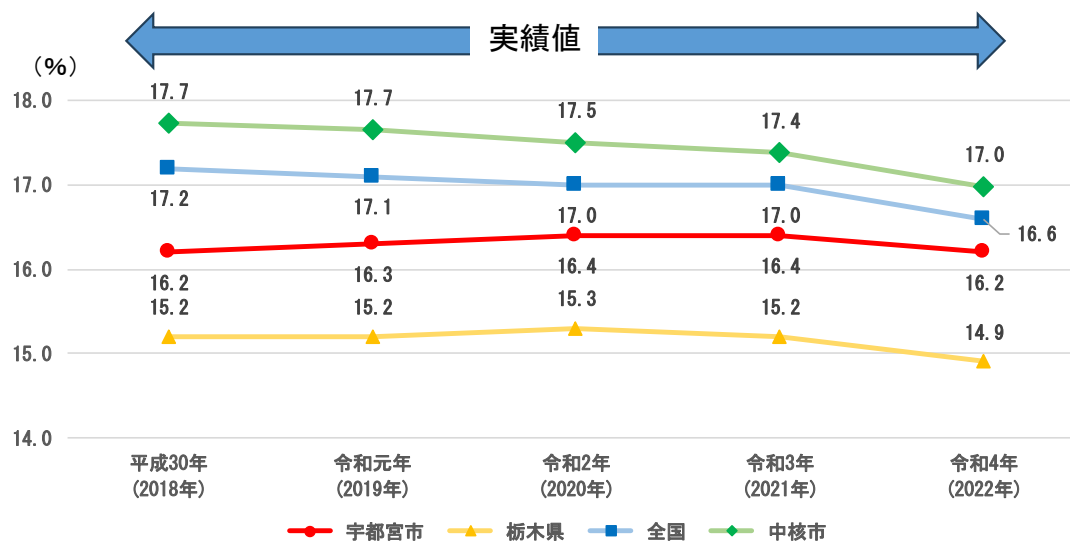
図 要介護・要支援認定者数及び認定率の推移



出典（実績値）：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（各年9月月報）

本市の認定率の実績について、「調整済み認定率（※）」により栃木県、全国、中核市と比較すると、全国、中核市より低く、栃木県より高い水準となっています。また、他の地域は低下傾向がみられますが、本市は、おおむね横ばいで推移しています。

図 調整済み要介護認定率の推移の比較



出典：厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム（各年3月末現在）」

※ 調整済み認定率：第1号被保険者の性別・年齢別構成比の影響を除外した認定率

(2) 市民・事業者の意向等

基礎調査（アンケート調査）について

本市における高齢者の健康意識や介護サービスの利用状況などを把握するため、市民や介護サービス事業所などを対象としたアンケート調査を行いました。

〔調査概要〕

- ・ 調査期間
令和5年（2023年）1月25日から令和5年（2023年）2月6日まで
- ・ 調査方法
郵送回収、（壮年期市民調査のみWEB回答）
- ・ 調査の種類
 - ① 高齢期市民調査
要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の市民を対象に、市民の健康課題や社会参加の状況、本市の高齢者福祉施策への認知度などを把握するもの
 - ② 壮年期市民調査
これから高齢期を迎えることとなる40～64歳の市民を対象に、市民の健康課題や社会参加の状況、本市の高齢者福祉施策への認知度などを把握するもの
 - ③ 在宅介護実態調査
市内在住の要介護・要支援認定者を対象に、介護サービスの利用状況や介護者の状況などを把握するもの
 - ④ 医療機関調査
本市の医療機関（病院、小児科単科を除く診療所、歯科診療所、薬局）を対象に、認知症の診療状況や介護事業所との連携状況などを把握するもの
 - ⑤ 介護サービス事業所調査
本市の介護サービス事業所等（有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅を含む）を対象に、「現在のサービス利用では生活の維持が難しくなっている利用者」の状況や介護人材の実態などを把握するもの
 - ⑥ 介護福祉士養成施設調査
本市の介護福祉士養成施設を対象に、卒業生の就労先や資格取得の状況などを把握するもの
 - ⑦ 不動産事業者調査
本市の不動産事業者を対象に、高齢者の賃貸住宅の需給状況や入居に関する実態などを把握するもの

表 調査の結果

調 査 種 別		発送数	回収数	回収率
①	高齢期市民調査	7,800	4,468	57.3%
②	壮年期市民調査	11,700	2,576	22.0%
③	在宅介護実態調査	2,028	1,047	51.6%
④	医療機関調査			
	病院	33	19	57.6%
	有床診療所	32	20	62.5%
	無床診療所	200	120	60.0%
	歯科診療所	200	120	60.0%
	薬局	200	113	56.5%
⑤	介護サービス事業所調査			
	支援系	153	115	75.2%
	訪問系	178	86	48.3%
	通所系	225	104	46.2%
	施設・居住系	149	78	52.3%
⑥	介護福祉士養成施設調査	3	3	100.0%
⑦	不動産事業者調査票	300	78	26.0%

ア 市民の社会参加の状況

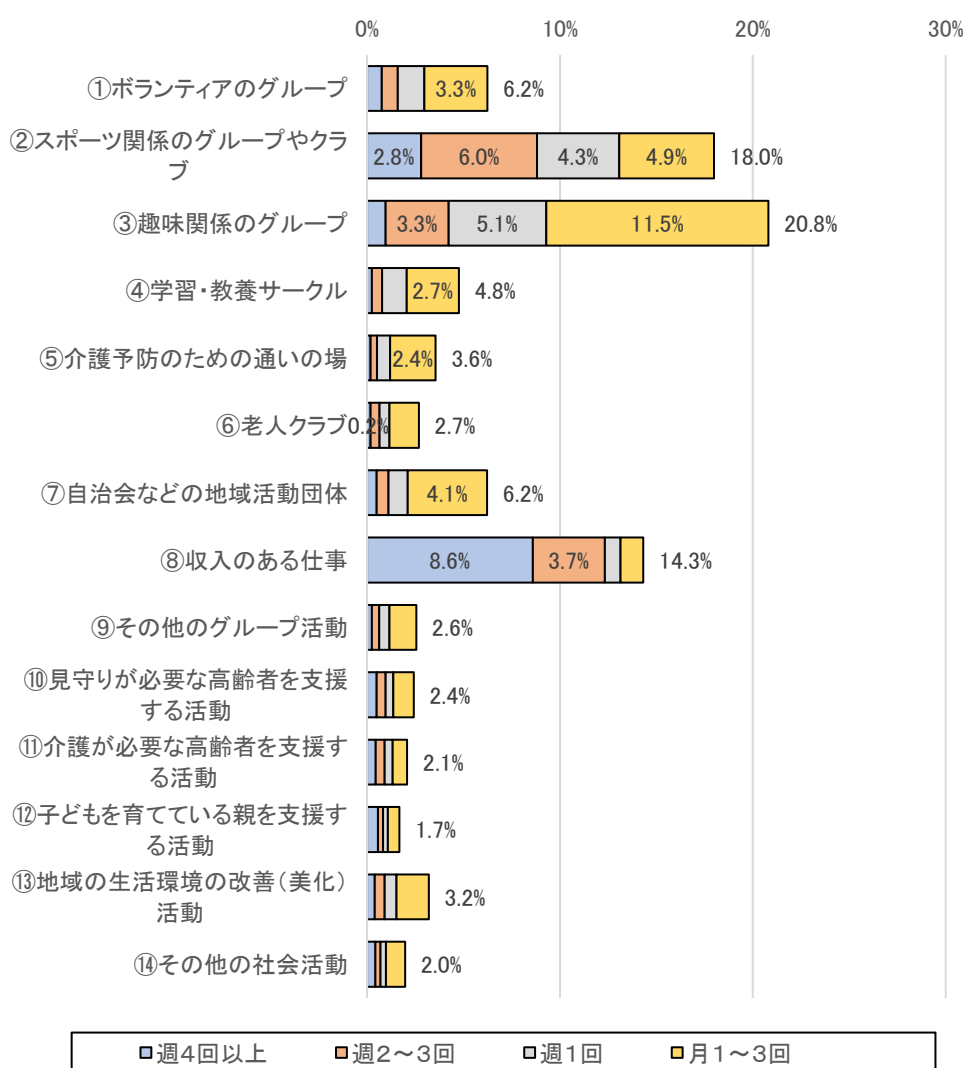
① 参加の頻度

高齢期の市民における、グループ活動や地域活動への参加頻度については、月に1～3回以上参加している人の割合は、「趣味関係のグループ」、「スポーツ関係のグループやクラブ」、「収入のある仕事」の順に高くなっています。

■グループ活動・地域活動への参加頻度〔①高齢期市民調査〕

〔月に1～3回以上参加している人の割合（％）〕

(n=4,468)



〔上記以外の人割合（％）〕

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
年に数回	4.6	2.6	5.5	3.0	1.4	3.8	17.3	1.8	2.0	2.0	1.1	1.5	11.0	2.3
参加していない	62.5	55.7	51.8	64.5	67.5	66.8	52.3	57.6	63.4	67.6	68.4	68.4	59.2	62.9
無回答	26.6	23.8	21.9	27.7	27.5	26.7	24.2	26.3	32.1	28.0	28.3	28.4	26.7	32.9

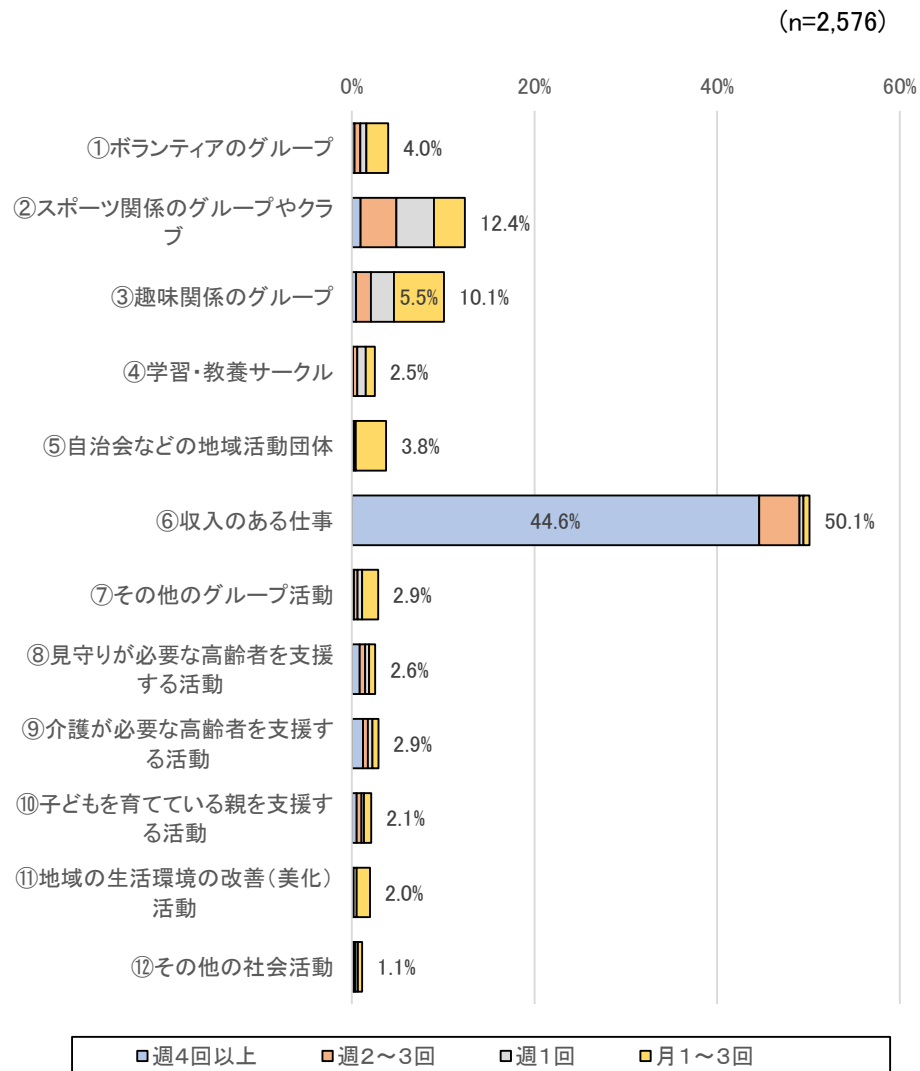
【参考】前回調査との経年比較〔月に1～3回以上参加している人の割合（％）〕

カテゴリー名	今回	前回	増減
①ボランティアのグループ	6.2%	8.9%	-2.7%
②スポーツ関係のグループやクラブ	18.0%	20.3%	-2.3%
③趣味関係のグループ	20.8%	24.6%	-3.8%
④学習・教養サークル	4.8%	7.8%	-3.0%
⑤介護予防のための通いの場	3.6%	5.9%	-2.3%
⑥老人クラブ	2.7%	4.7%	-2.0%
⑦自治会などの地域活動団体	6.2%	8.0%	-1.8%
⑧収入のある仕事	14.3%	12.7%	1.6%
⑨その他のグループ活動	2.6%	3.4%	-0.8%
⑩見守りが必要な高齢者を支援する活動	2.4%	2.9%	-0.5%
⑪介護が必要な高齢者を支援する活動	2.1%	2.2%	-0.1%
⑫子どもを育てている親を支援する活動	1.7%	2.3%	-0.6%
⑬地域の生活環境の改善（美化）活動	3.2%	3.7%	-0.5%
⑭その他の社会活動	2.0%	2.6%	-0.6%

壮年期の市民では、月に1～3回以上参加している人の割合は、「収入のある仕事」「スポーツ関係のグループやクラブ」「趣味関係のグループ」の順に高くなっています。

■グループ活動・地域活動への参加頻度〔②壮年期市民調査〕

〔月に1～3回以上参加している人の割合（％）〕



〔上記以外の人割合（％）〕

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
年に数回	6.4	3.9	8.7	3.0	27.1	1.2	5.9	1.4	0.9	2.6	18.2	6.5
参加していない	89.1	83.1	80.6	93.4	68.6	48.1	90.2	95.1	95.3	94.5	78.9	91.5
無回答	0.6	0.7	0.6	1.0	0.6	0.6	1.0	0.9	0.9	0.7	0.9	0.9

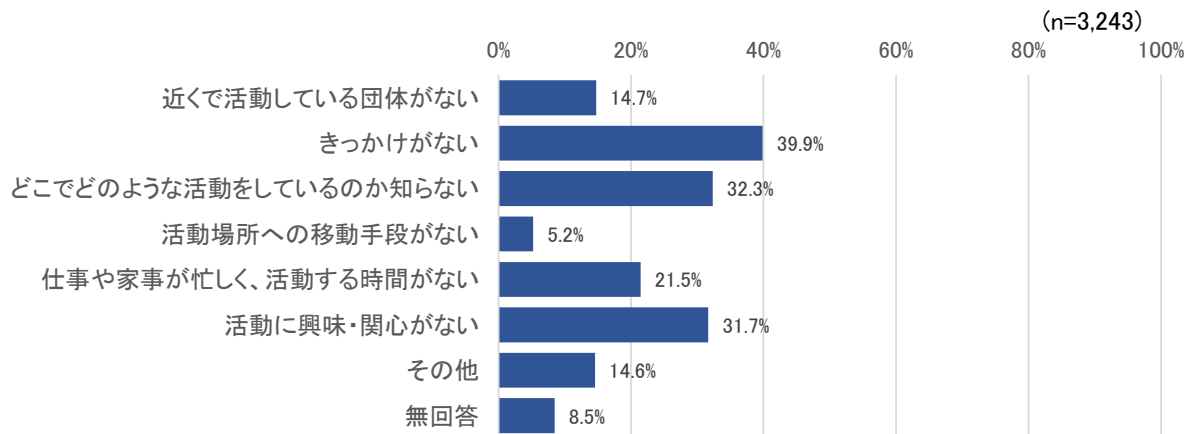
【参考】前回調査との経年比較〔月に1～3回以上参加している人の割合（％）〕

カテゴリー名	今回	前回	増減
①ボランティアのグループ	4.0%	3.1%	0.9%
②スポーツ関係のグループやクラブ	12.4%	12.2%	0.2%
③趣味関係のグループ	10.1%	9.7%	0.4%
④学習・教養サークル	2.5%	2.6%	-0.1%
⑤自治会などの地域活動団体	3.8%	4.7%	-0.9%
⑥収入のある仕事	50.1%	25.7%	24.4%
⑦その他のグループ活動	2.9%	1.7%	1.2%
⑧見守りが必要な高齢者を支援する活動	2.6%	2.0%	0.6%
⑨介護が必要な高齢者を支援する活動	2.9%	1.8%	1.1%
⑩子どもを育てている親を支援する活動	2.1%	1.8%	0.3%
⑪地域の生活環境の改善（美化）活動	2.0%	1.4%	0.6%
⑫その他の社会活動	1.1%	1.2%	-0.1%

② 参加していない理由

高齢期の市民における、グループ活動や地域活動に参加していない理由については、「きっかけがない」の割合が最も高く、次いで「活動に興味・関心がない」、「どこでどのような活動をしているのか知らない」となっています。

■グループ活動や地域活動に参加していない理由【①高齢期市民調査】

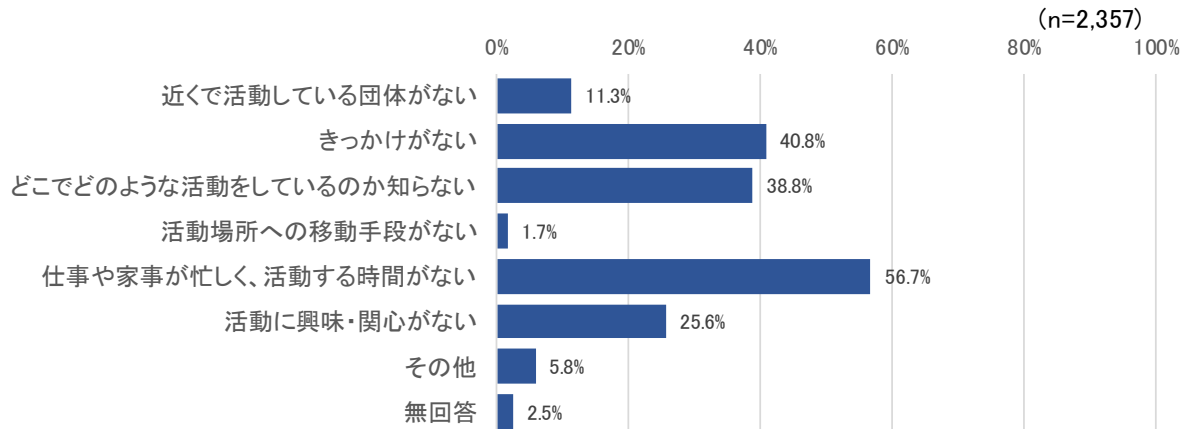


【参考】前回調査との経年比較

カテゴリー名	今回	前回	増減
近くで活動している団体がない	14.7%	12.3%	2.4%
きっかけがない	39.9%	38.2%	1.7%
どこでどのような活動をしているのか知らない	32.3%	30.6%	1.7%
活動場所への移動手段がない	5.2%	6.5%	-1.3%
仕事や家事が忙しく、活動する時間がない	21.5%	25.3%	-3.8%
活動に興味・関心がない	31.7%	31.7%	0.0%
その他	14.6%	9.2%	5.4%
無回答	8.5%	11.1%	-2.6%

壮年期の市民では、「仕事や家事が忙しく、活動する時間がない」の割合が最も高く、次いで「きっかけがない」、「どこでどのような活動をしているのか知らない」となっています。

■地域活動に参加していない理由〔②壮年期市民調査〕



【参考】前回調査との経年比較

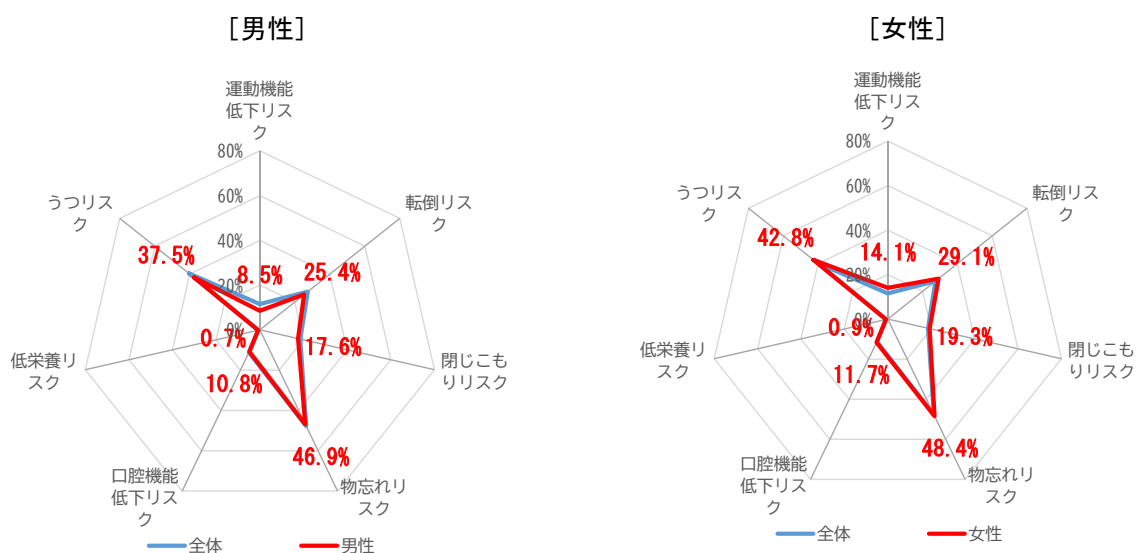
カテゴリー名	今回	前回	増減
近くで活動している団体がない	10.4%	9.6%	0.8%
きっかけがない	37.6%	39.8%	-2.2%
どこでどのような活動をしているのか知らない	35.7%	37.0%	-1.3%
活動場所への移動手段がない	1.5%	2.5%	-1.0%
仕事や家事が忙しく、活動する時間がない	52.2%	61.8%	-9.6%
活動に興味・関心がない	23.6%	27.9%	-4.3%
その他	5.4%	6.2%	-0.8%
無回答	2.3%	2.4%	-0.1%

イ 高齢者の要介護・要支援リスク

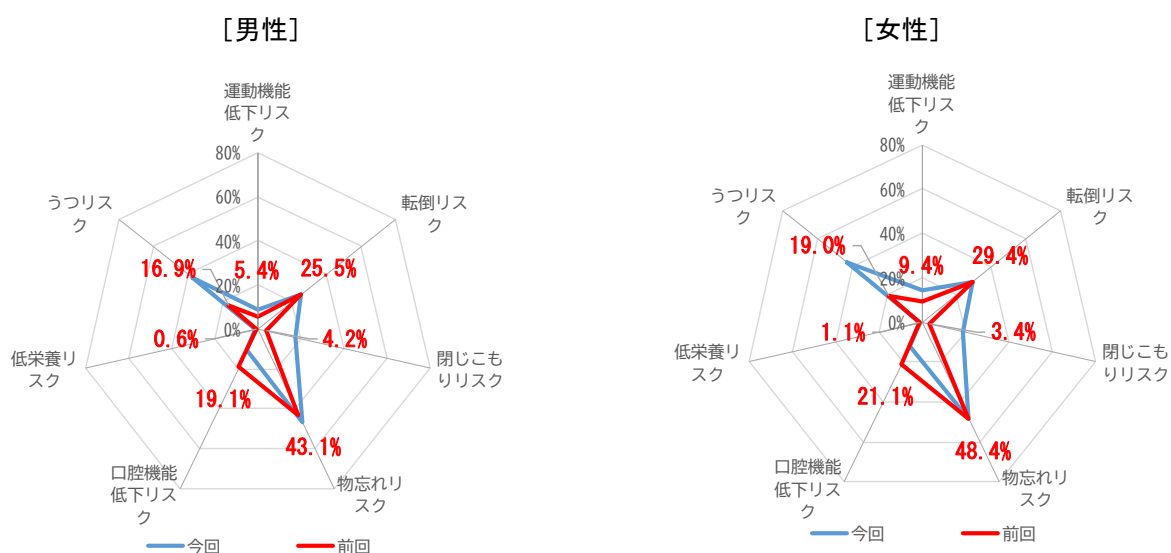
① 性別による各種リスク該当者の状況

高齢期市民調査の回答結果から要介護・要支援リスクを判定し、リスク該当者の割合を性別にみると、女性の方が男性に比べて、「もの忘れリスク」、「運動機能低下リスク」、「転倒リスク」などが高くなっています。

■ 各種リスク該当者（性別）の割合【①高齢期市民調査】



【参考】 前回調査との経年比較

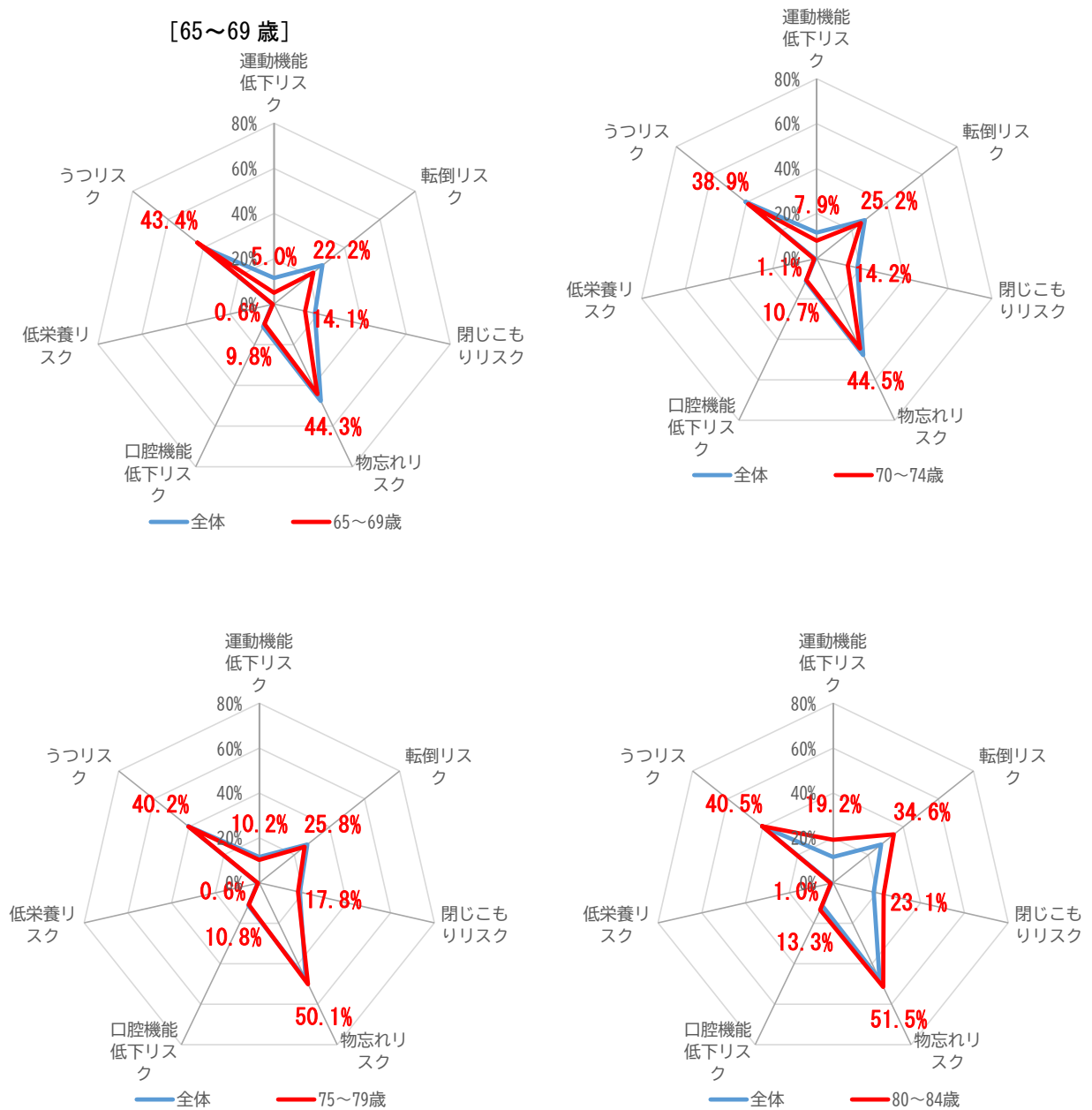


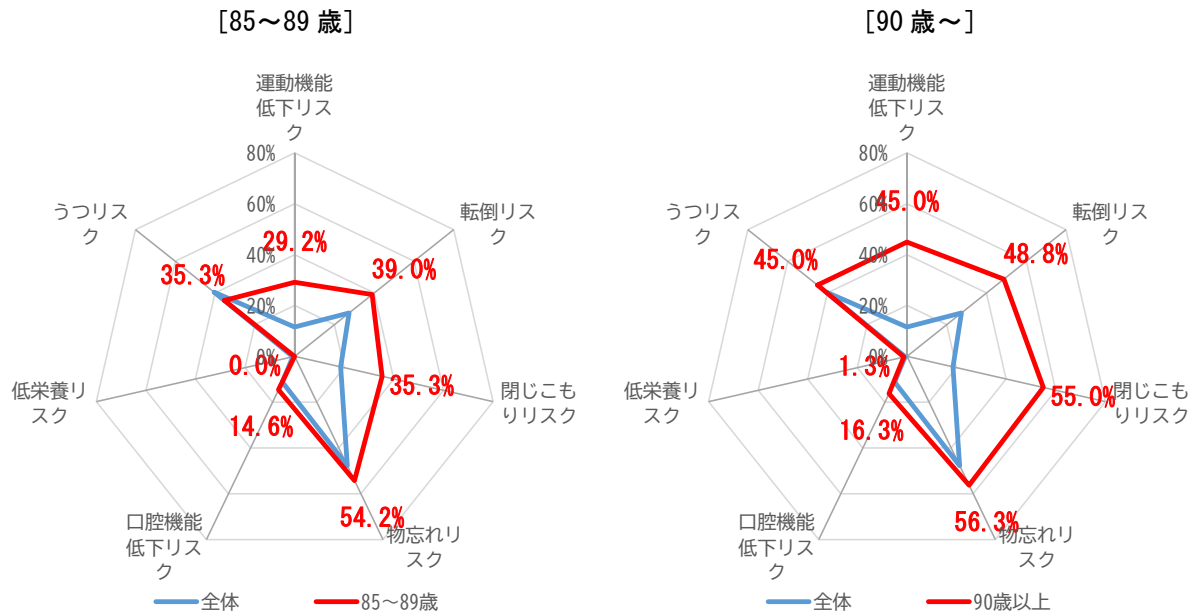
② 年齢による各種リスク該当者の状況

年齢別では、85歳以降にリスク該当者の割合が大きく増加する傾向がみられます。特に「運動機能低下リスク」、「転倒リスク」、「閉じこもりリスク」が高くなります。

さらに、90歳以降では、「物忘れリスク」が高くなり、90歳以降になると、「うつリスク」、「運動機能低下リスク」が高くなります。

■ 各種リスク該当者（年齢別）の割合【①高齢期市民調査】





〔各種リスクの判定基準〕

- 運動機能低下リスク（3項目以上に該当）
 - ・ 階段を手すりや壁をつたわずに昇ることができない
 - ・ 椅子から何もつかまらずに立ち上がることができない
 - ・ 15分位続けて歩くことができない
 - ・ 過去1年間、転んだ経験が1度、または何度もある
 - ・ 転倒に対してとても不安、またはやや不安である
- 転倒リスク
 - ・ 過去1年間、転んだ経験が1度、または何度もある
- 閉じこもりリスク
 - ・ 外出する頻度が週1回、またはほとんど外出しない
- もの忘れリスク
 - ・ もの忘れが多いと感じる
- 口腔機能低下リスク（2項目以上に該当）
 - ・ 半年前に比べて固い物が食べにくくなった
 - ・ お茶や汁物等でむせることがある
 - ・ 口の渇きが気になる
- 低栄養リスク（2項目すべてに該当）
 - ・ BMIが18.5未満 ※ BMI：体重(kg)を身長(m)の2乗で除した値
 - ・ 6か月間で2～3kg以上の体重減少がある
- うつリスク（1項目以上に該当）
 - ・ 過去1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがある
 - ・ 過去1か月間、物事に興味がわからない、または心から楽しめない感じがある

	合計	運動機能低下リスク	転倒リスク	閉じこもりリスク	物忘れリスク	口腔機能低下リスク	低栄養リスク	うつリスク
全体	4,468	11.5%	27.4%	18.5%	47.7%	11.3%	0.8%	40.4%
65～69歳	1,048	5.0%	22.2%	14.1%	44.3%	9.8%	0.6%	43.4%
70～74歳	1,307	7.9%	25.2%	14.2%	44.5%	10.7%	1.1%	38.9%
75～79歳	1,035	10.2%	25.8%	17.8%	50.1%	10.8%	0.6%	40.2%
80～84歳	684	19.2%	34.6%	23.1%	51.5%	13.3%	1.0%	40.5%
85～89歳	295	29.2%	39.0%	35.3%	54.2%	14.6%	0.0%	35.3%
90歳以上	80	45.0%	48.8%	55.0%	56.3%	16.3%	1.3%	45.0%

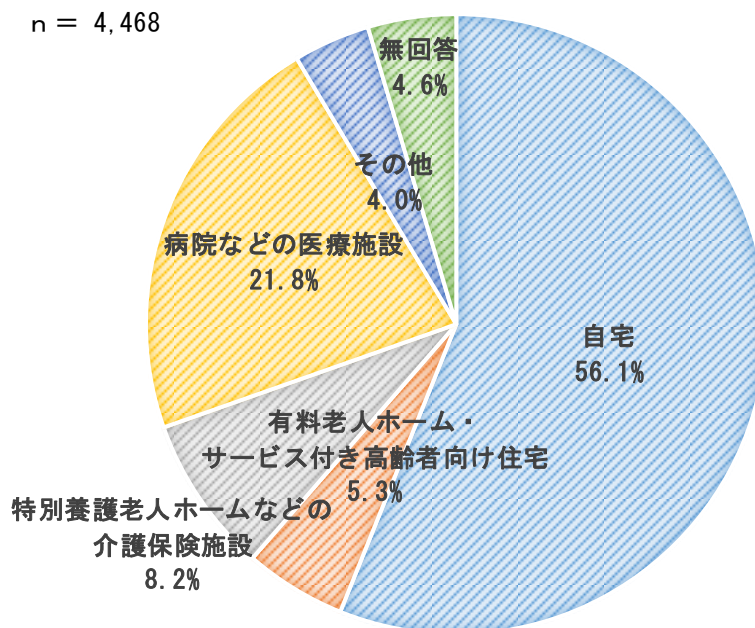
ウ 住み慣れた住まいでの生活の継続

① 人生の最期を迎えたい場所

高齢の市民における、人生の最期をどこで迎えたいかについては、「自宅」が56.1%と、全体のおよそ半数を占めています。

前回調査と比較すると、「自宅」の割合がやや増加しています。

■ 人生の最期をどこで迎えたいか [①高齢期市民調査]



【参考】 前回調査との経年比較

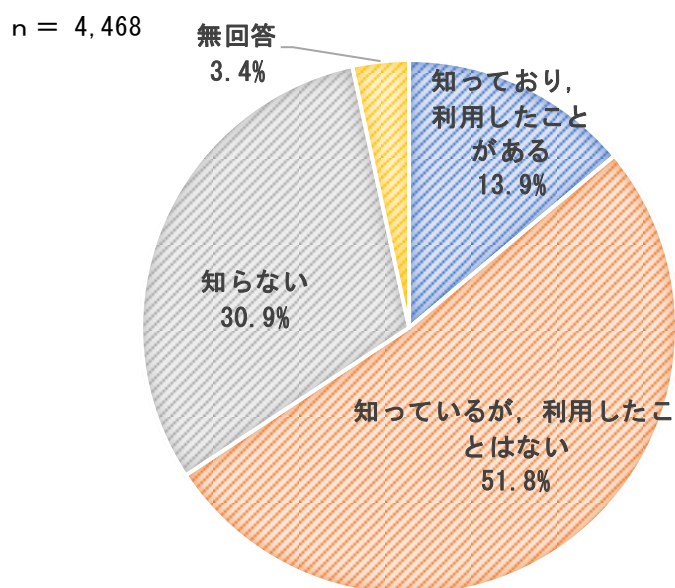
カテゴリー名	今回	前回	増減
自宅	56.1%	50.1%	6.0%
有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅	5.3%	4.7%	0.6%
特別養護老人ホームなどの介護保険施設	8.2%	7.2%	1.0%
病院などの医療施設	21.8%	26.4%	-4.6%
その他	4.0%	3.4%	0.6%
無回答	4.6%	8.1%	-3.5%

② 地域包括支援センターの認知度

高齢期の市民における、地域包括支援センターを知っているかについては、「知っており、利用したことがある」と「知っているが、利用したことはない」の割合を合わせると65.7%と、全体のおよそ6割半ばを占めています。

前回調査と比較すると、「知っており、利用したことがある」と「知っているが利用したことはない」をあわせた割合がやや増加しています。

■ 地域包括支援センターを知っているか〔①高齢期市民調査〕



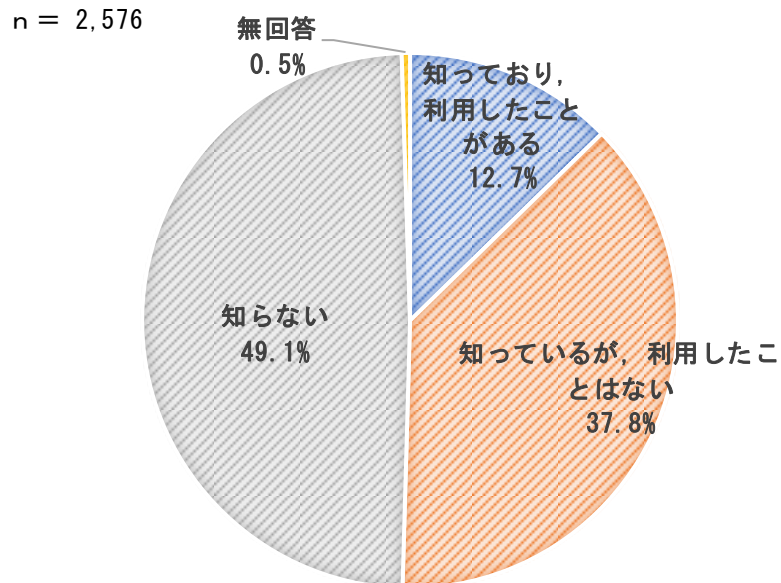
【参考】 前回調査との経年比較

カテゴリー名	今回	前回	増減
知っており、利用したことがある	13.9%	13.1%	0.8%
知っているが、利用したことはない	51.8%	49.5%	2.3%
知らない	30.9%	31.8%	-0.9%
無回答	3.4%	5.5%	-2.1%

壮年期の市民では、「知らない」が 49.1%と、全体のおよそ約半数を占めています。

前回調査と比較すると、「知っており、利用したことがある」と「知っているが利用したことはない」の割合がやや増加しています。

■ 地域包括支援センターを知っているか〔②壮年期市民調査〕



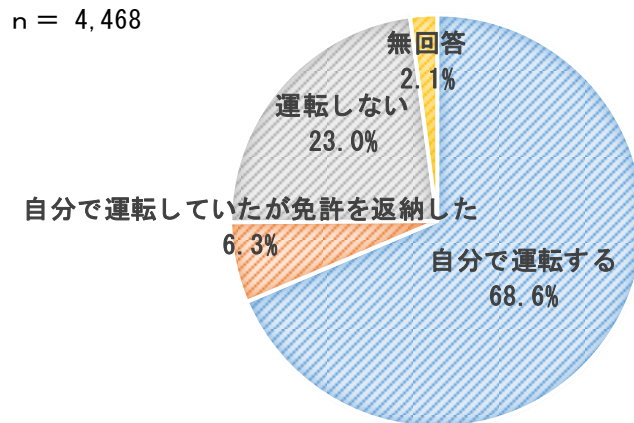
【参考】 前回調査との経年比較

カテゴリー名	今回	前回	増減
知っており、利用したことがある	12.7%	11.1%	1.6%
知っているが、利用したことはない	37.8%	36.2%	1.6%
知らない	49.1%	51.5%	-2.4%
無回答	0.5%	1.2%	-0.7%

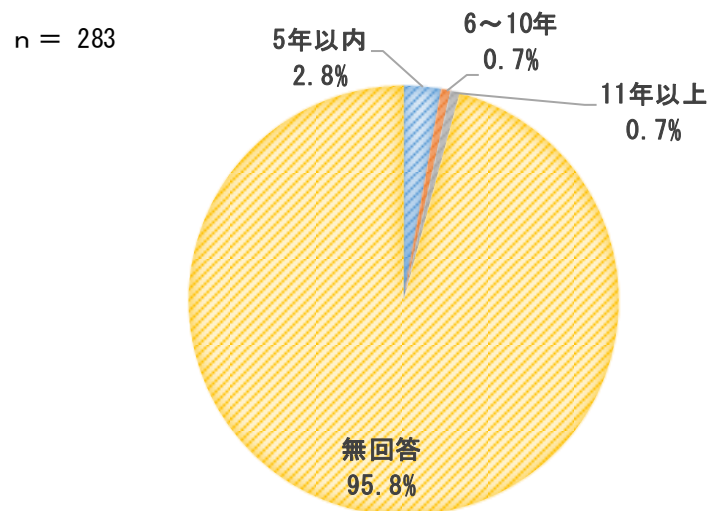
③ 免許返納の有無と時期

免許変更の有無については、「自分で運転していたが免許を返納した」は1割弱となっています。なお、現在運転している人の免許返納の時期を「5年以内」と回答した方は、約3%となっています。

■免許返納の有無【①高齢期市民調査】



■免許返納の時期（返納した人のみ）【①高齢期市民調査】

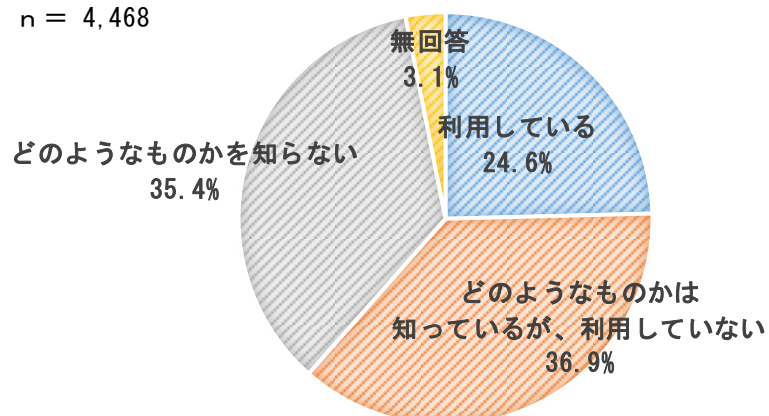


④ トトラの利用状況

トトラの利用状況は、「利用している」の比率が2割強となっています。「どのようなものかは知っているが、利用していない」「どのようなものかを知らない」が3割強となっています。

■トトラの利用状況【①高齢期市民調査】

n = 4,468



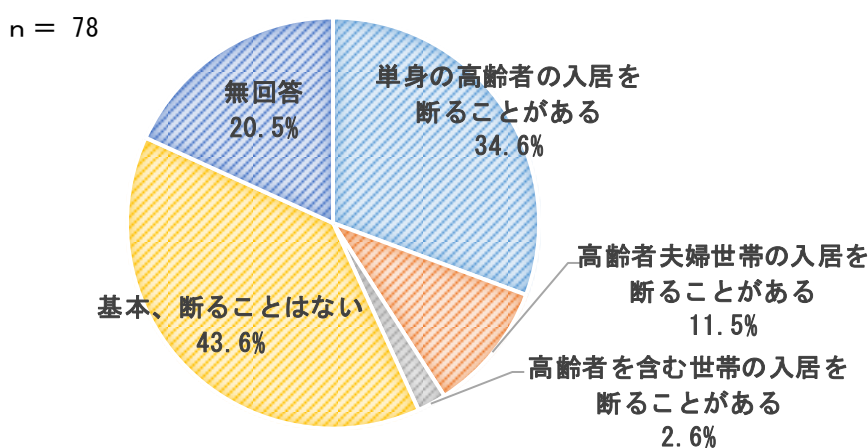
⑤ 高齢であることで、入居を断るかどうか

高齢であることで、入居を断るかどうかは、「基本、断ることはない」が約4割と多いものの、次いで「単身の高齢者の入居を断ることがある」が約3割強となっています。

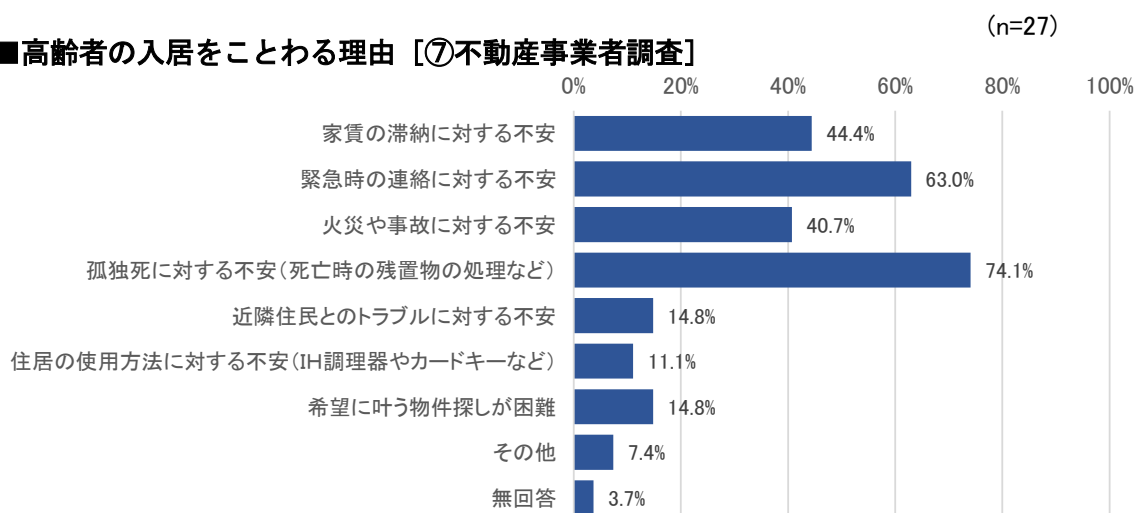
入居を断る理由としては、「孤独死に対する不安（死亡時の残置物の処理など）」が約7割強、「緊急時の連絡に対する不安」が約6割となっています。

また、現に（又は近い将来）介護が必要な高齢者の場合に入居を断わることの有無は、「単身の高齢者の入居を断ることがある」が約4割、「基本、断ることはない」は約3割となっています。

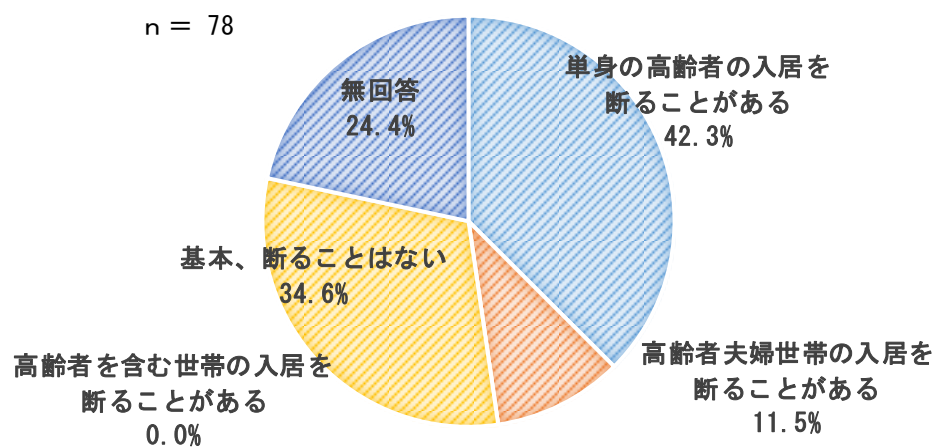
■高齢者の入居をことわるかどうか【⑦不動産事業者調査】



■高齢者の入居をことわる理由【⑦不動産事業者調査】



■現に（又は近い将来）介護が必要な高齢者の場合に入居を断わることの有無 [⑦不動産事業者調査]

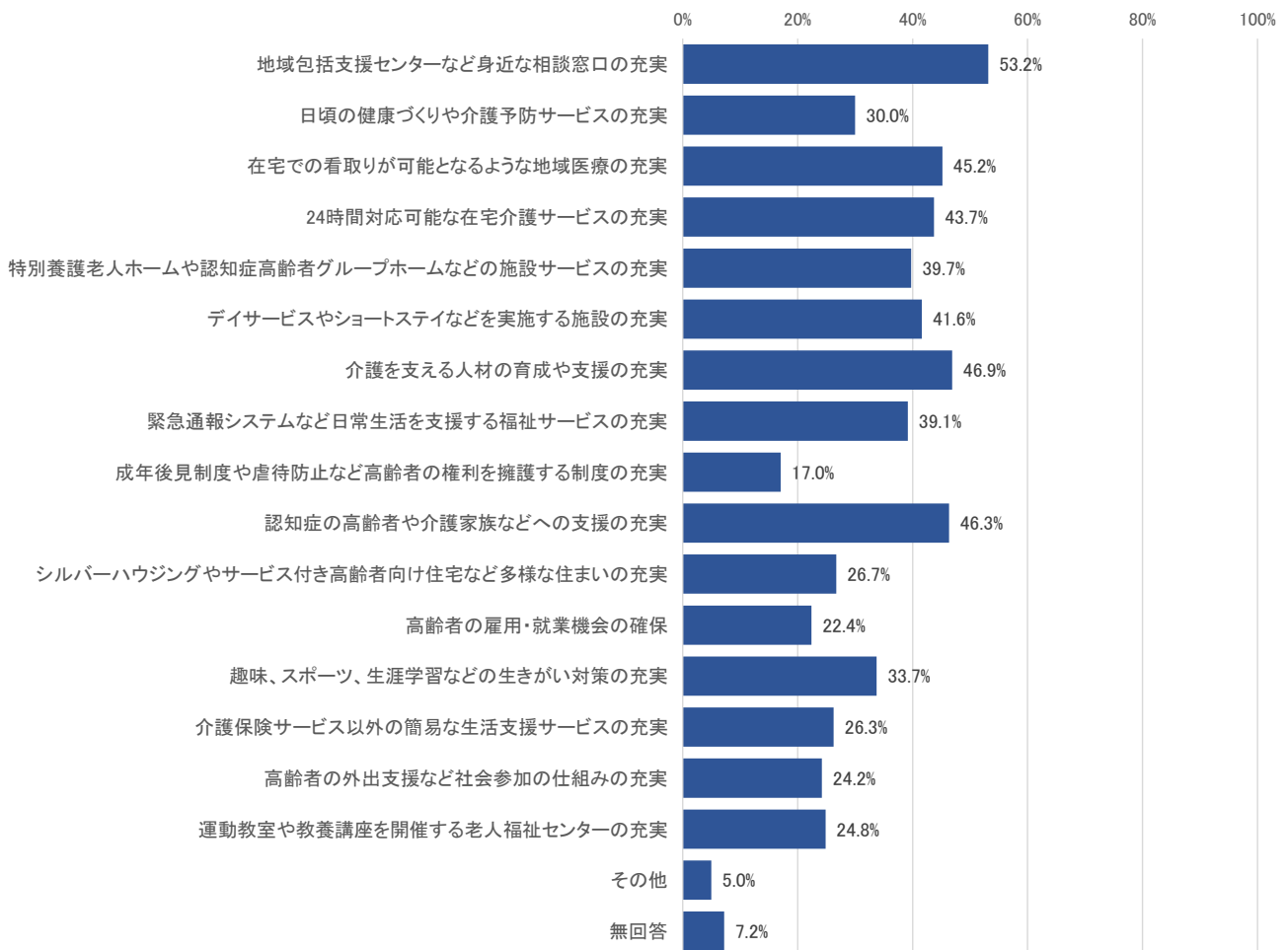


⑥ 高齢社会において必要な施策

高齢期の市民における、高齢社会において必要だと思う施策については、「地域包括支援センターなど身近な相談窓口の充実」の割合が最も高く、次いで「介護を支える人材の育成や支援の充実」、「認知症の高齢者や介護家族などへの支援の充実」が続いています。

■高齢社会において必要な施策【①高齢期市民調査】

(n=4,468)

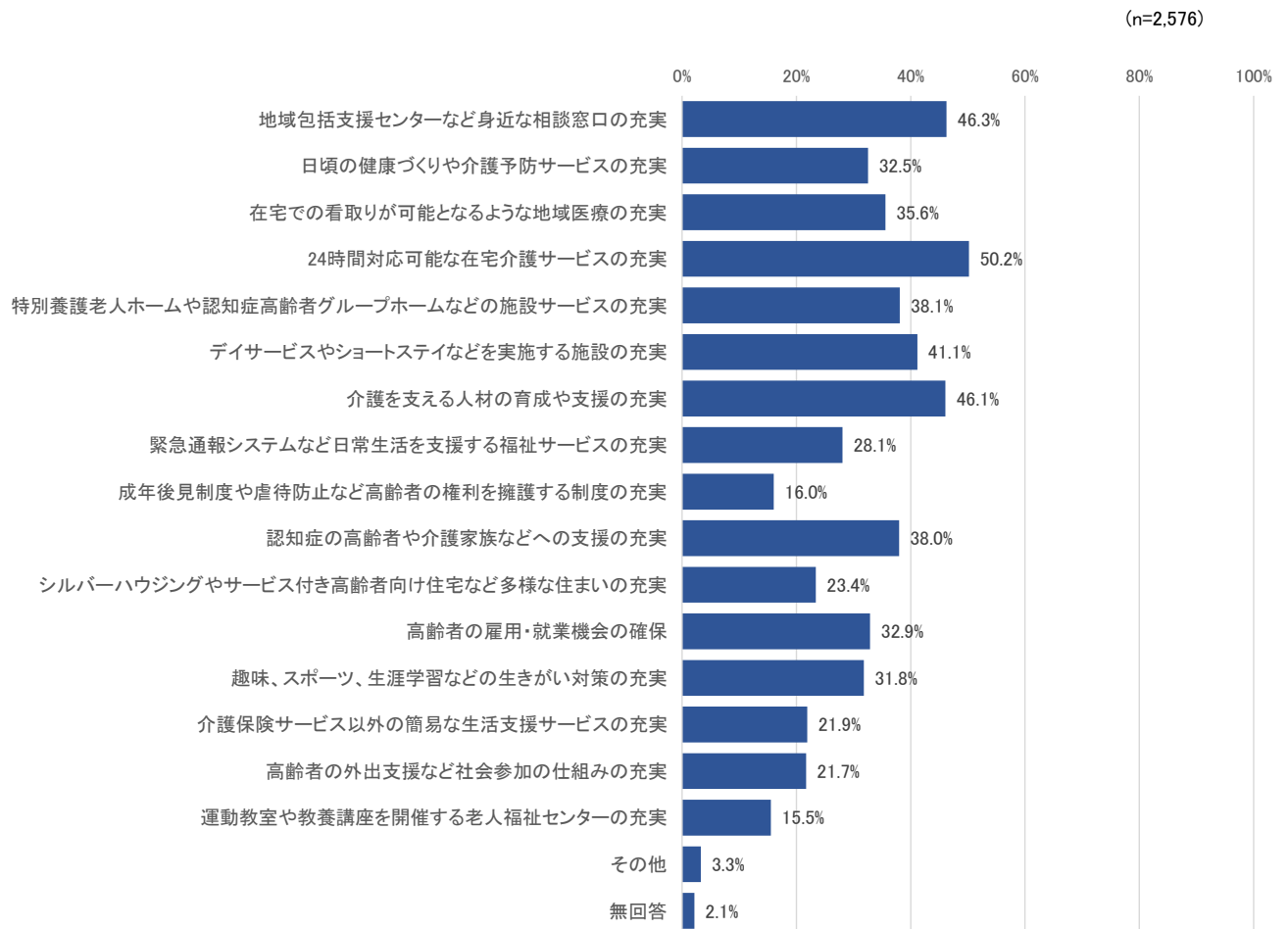


【参考】前回調査との経年比較

カテゴリー名	今回	前回	増減
地域包括支援センターなど身近な相談窓口の充実	53.2%	52.2%	1.0%
日頃の健康づくりや介護予防サービスの充実	30.0%	33.4%	-3.4%
在宅での看取りが可能となるような地域医療の充実	45.2%	43.2%	2.0%
24時間対応可能な在宅介護サービスの充実	43.7%	41.6%	2.1%
特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどの施設サービスの充実	39.7%	42.1%	-2.4%
デイサービスやショートステイなどを実施する施設の充実	41.6%	44.3%	-2.7%
介護を支える人材の育成や支援の充実	46.9%	48.9%	-2.0%
緊急通報システムなど日常生活を支援する福祉サービスの充実	39.1%	38.9%	0.2%
成年後見制度や虐待防止など高齢者の権利を擁護する制度の充実	17.0%	19.5%	-2.5%
認知症の高齢者や介護家族などへの支援の充実	46.3%	49.3%	-3.0%
シルバーハウジングやサービス付き高齢者向け住宅など多様な住まいの充実	26.7%	26.9%	-0.2%
高齢者の雇用・就業機会の確保	22.4%	22.6%	-0.2%
趣味、スポーツ、生涯学習などの生きがい対策の充実	33.7%	35.3%	-1.6%
介護保険サービス以外の簡易な生活支援サービスの充実	26.3%	27.0%	-0.7%
高齢者の外出支援など社会参加の仕組みの充実	24.2%	26.0%	-1.8%
運動教室や教養講座を開催する老人福祉センターの充実	24.8%	26.5%	-1.7%
その他	5.0%	2.3%	2.7%
無回答	7.2%	9.5%	-2.3%

壮年期の市民では、「24 時間対応可能な在宅介護サービスの充実」の割合が最も高く、次いで「地域包括支援センターなど身近な相談窓口の充実」、「介護を支える人材の育成や支援の充実」となっています。

■高齢社会において必要な施策【②壮年期市民調査】



【参考】前回調査との経年比較

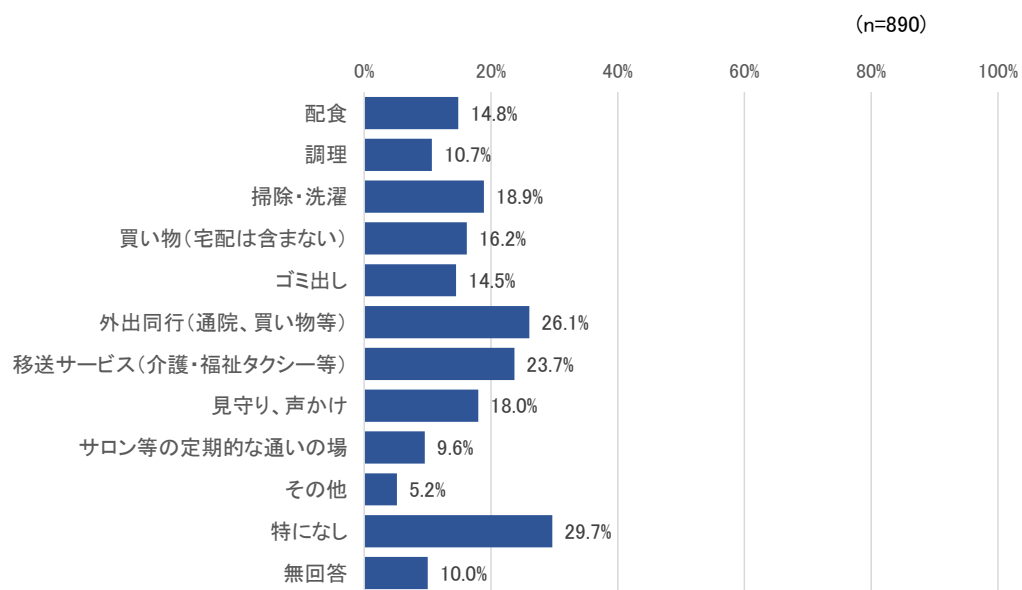
カテゴリー名	今回	前回	増減
地域包括支援センターなど身近な相談窓口の充実	46.3%	46.1%	0.2%
日頃の健康づくりや介護予防サービスの充実	32.5%	36.8%	-4.3%
在宅での看取りが可能となるような地域医療の充実	35.6%	38.0%	-2.4%
24時間対応可能な在宅介護サービスの充実	50.2%	50.4%	-0.2%
特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどの施設サービスの充実	38.1%	45.1%	-7.0%
デイサービスやショートステイなどを実施する施設の充実	41.1%	49.6%	-8.5%
介護を支える人材の育成や支援の充実	46.1%	58.2%	-12.1%
緊急通報システムなど日常生活を支援する福祉サービスの充実	28.1%	38.8%	-10.7%
成年後見制度や虐待防止など高齢者の権利を擁護する制度の充実	16.0%	22.8%	-6.8%
認知症の高齢者や介護家族などへの支援の充実	38.0%	54.6%	-16.6%
シルバーハウジングやサービス付き高齢者向け住宅など多様な住まいの充実	23.4%	30.9%	-7.5%
高齢者の雇用・就業機会の確保	32.9%	42.0%	-9.1%
趣味、スポーツ、生涯学習などの生きがい対策の充実	31.8%	40.2%	-8.4%
介護保険サービス以外の簡易な生活支援サービスの充実	21.9%	31.1%	-9.2%
高齢者の外出支援など社会参加の仕組みの充実	21.7%	31.1%	-9.4%
運動教室や教養講座を開催する老人福祉センターの充実	15.5%	22.8%	-7.3%
その他	3.3%	4.4%	-1.1%
無回答	2.1%	3.7%	-1.6%

⑦ 在宅生活の継続に必要な支援・サービス

在宅で生活する要介護・要支援認定者における、在宅生活の継続に必要な支援サービスについては、「特になし」、「外出同行（通院、買い物等）」の割合が高くなっています。

前回調査と比較すると、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の割合が減少しています。

■在宅生活の継続に必要なだと感じる支援・サービス【③在宅介護実態調査】



【参考】前回調査との経年比較

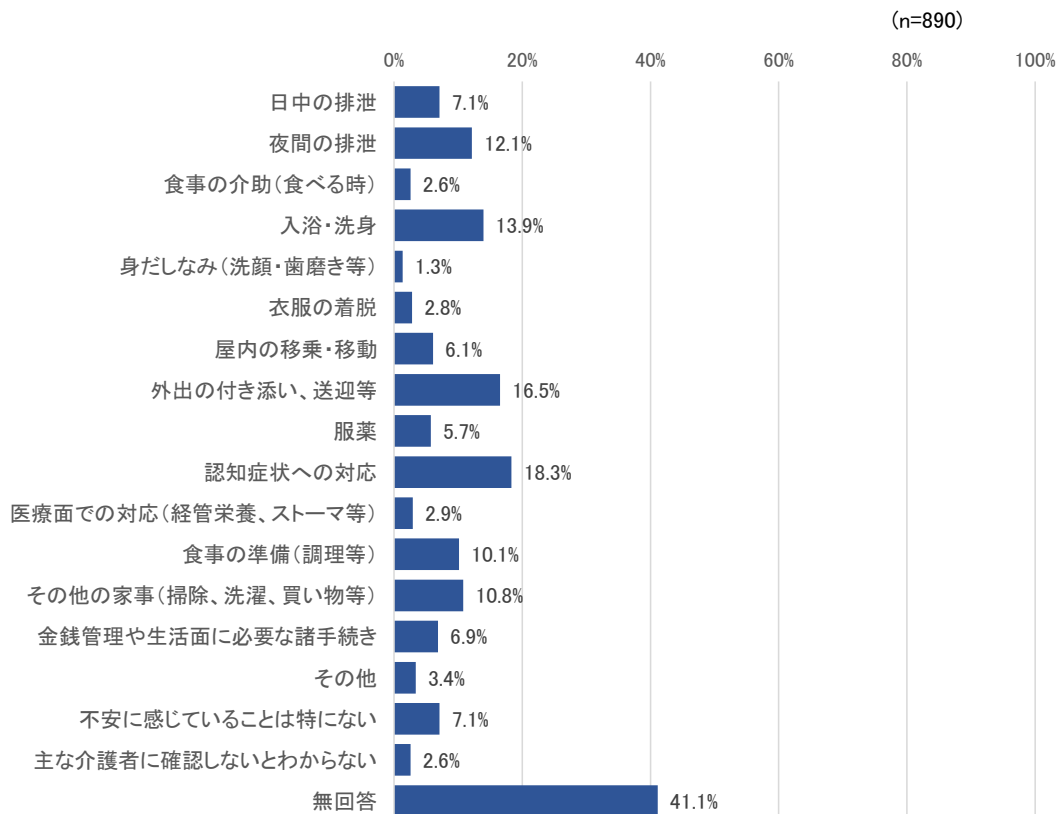
カテゴリー名	今回	前回	増減
配食	14.8%	11.2%	3.6%
調理	10.7%	7.5%	3.2%
掃除・洗濯	18.9%	13.7%	5.2%
買い物(宅配は含まない)	16.2%	11.9%	4.3%
ゴミ出し	14.5%	10.4%	4.1%
外出同行(通院、買い物等)	26.1%	21.2%	4.9%
移送サービス(介護・福祉タクシー等)	23.7%	25.5%	-1.8%
見守り、声かけ	18.0%	14.5%	3.5%
サロン等の定期的な通いの場	9.6%	8.8%	0.8%
その他	5.2%	4.7%	0.5%
特になし	29.7%	26.3%	3.4%
無回答	10.0%	20.0%	-10.0%

⑧ 主な介護者が不安に感じる介護等

在宅で生活する要介護・要支援認定者の主な介護者における、現在の生活を継続するにあたって不安に感じる介護等については、「認知症状への対応」、「外出の付き添い・送迎等」、「入浴・洗身」、「夜間の排泄」の割合が高くなっています。

前回調査と比較すると、「外出の付き添い、送迎等」「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」の割合が減少しています。

■現在の生活を継続するにあたり不安に感じる介護等〔③在宅介護実態調査〕



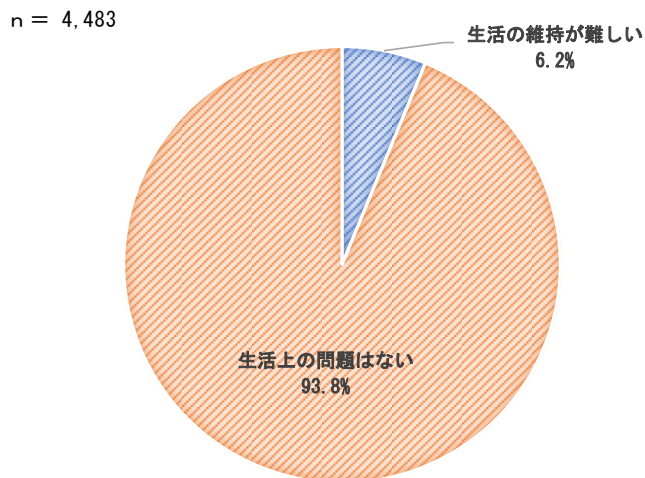
【参考】前回調査との経年比較

カテゴリー名	今回	前回	増減
日中の排泄	7.1%	12.4%	-5.3%
夜間の排泄	12.1%	22.3%	-10.2%
食事の介助(食べる時)	2.6%	5.4%	-2.8%
入浴・洗身	13.9%	21.6%	-7.7%
身だしなみ(洗顔・歯磨き等)	1.3%	3.9%	-2.6%
衣服の着脱	2.8%	5.8%	-3.0%
屋内の移乗・移動	6.1%	9.7%	-3.6%
外出の付き添い、送迎等	16.5%	35.5%	-19.0%
服薬	5.7%	9.5%	-3.8%
認知症状への対応	18.3%	30.1%	-11.8%
医療面での対応(経管栄養、ストーマ等)	2.9%	7.0%	-4.1%
食事の準備(調理等)	10.1%	20.8%	-10.7%
その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)	10.8%	21.0%	-10.2%
金銭管理や生活面に必要な諸手続き	6.9%	19.8%	-12.9%
その他	3.4%	7.6%	-4.2%
不安に感じていることは特になし	7.1%	6.2%	0.9%
主な介護者に確認しないとわからない	2.6%	2.7%	-0.1%
無回答	41.1%	6.6%	34.5%

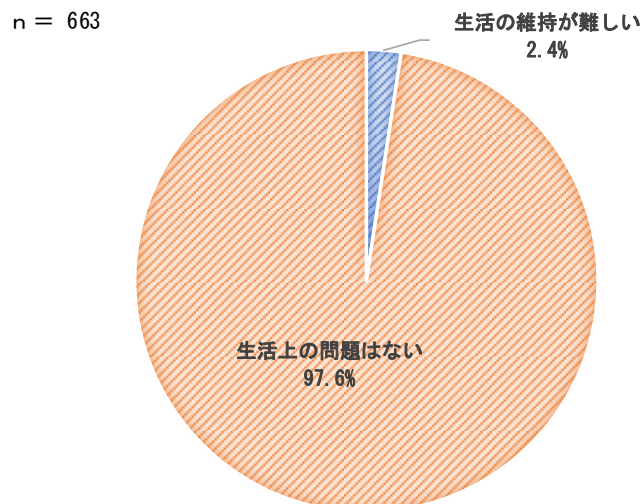
⑨ 在宅生活の維持が困難な居宅サービス利用者の状況

居宅介護支援事業所及び（看護）小規模多機能型居宅介護事業所における、現在のサービス利用では在宅生活の維持が困難な居宅サービス利用者の状況については、自宅に居住している人で生活の維持が困難な人の割合は 6.2%，居住系サービス（サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームなど）での生活の維持が困難な人は 2.4%となっています。

■在宅生活の継続が困難な居宅サービス利用者の状況【⑤介護サービス事業所調査】 【自宅に居住】



【居住系サービスに居住】



【参考】前回調査との経年比較

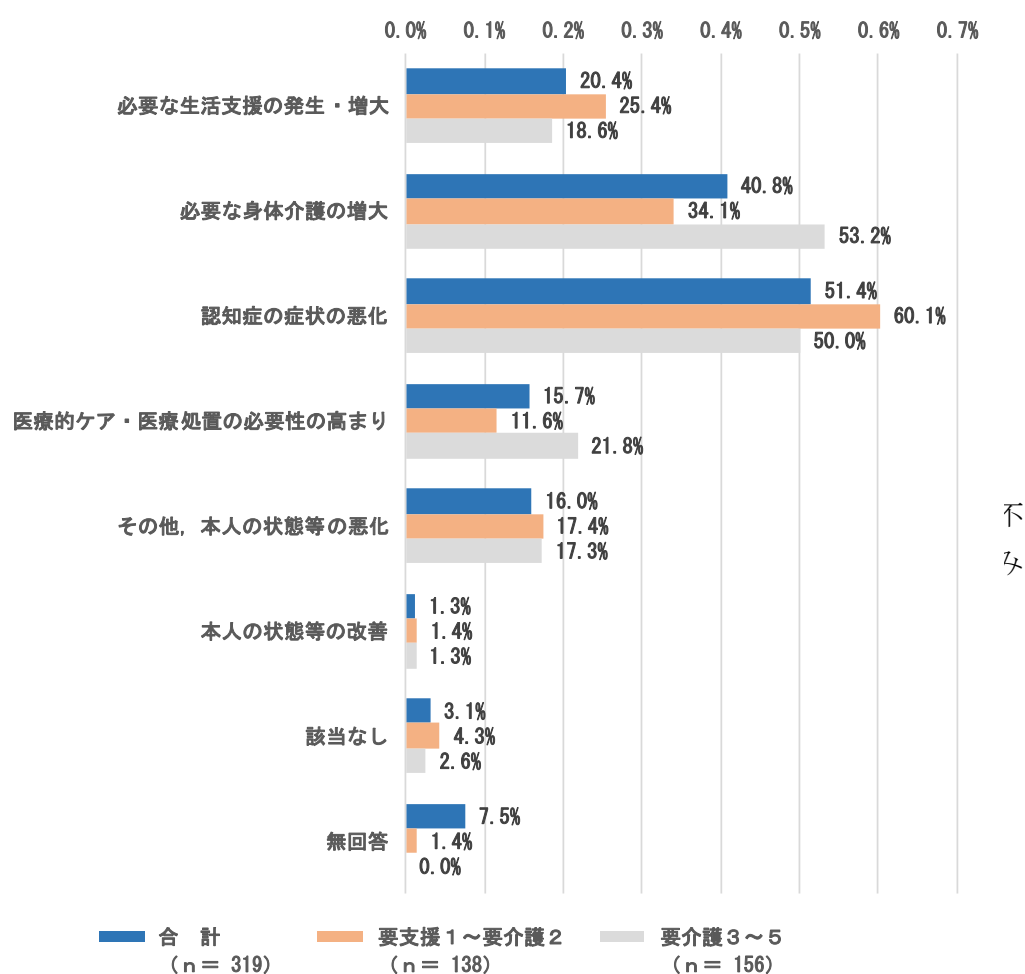
カテゴリー名	今回	前回	増減
自宅等に居住／生活の維持が難しい	6.2%	4.6%	1.2%
居住系サービスに居住／生活の維持が難しい	2.4%	2.3%	0.1%

⑩ 在宅生活の維持が困難な理由

居宅介護支援事業所及び（看護）小規模多機能型居宅介護事業所における、現在のサービス利用では在宅生活の維持が困難な居宅サービス利用者について、本人の状態等に属する理由では、「認知症の症状の悪化」、「必要な身体介護の増大」の割合が高くなっています。

■在宅生活の維持が困難な理由（本人の状態等に属する理由）

【⑤介護サービス事業所調査】



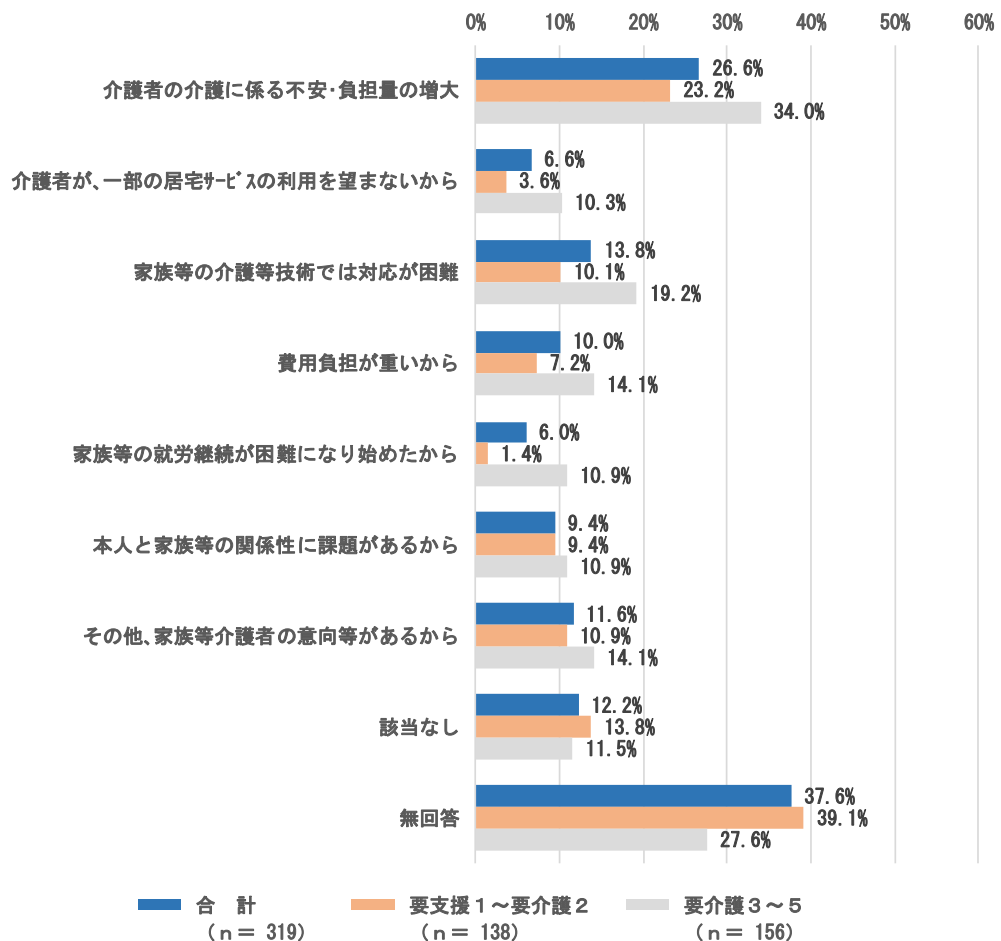
【参考】前回調査との経年比較

カテゴリー名	今回	前回	増減
必要な生活支援の発生・増大	20.4%	23.9%	-3.5%
必要な身体介護の増大	40.8%	40.7%	0.1%
認知症の症状の悪化	51.4%	49.2%	2.2%
医療的ケア・医療処置の必要性の高まり	15.7%	15.5%	0.2%
その他、本人の状態等の悪化	16.0%	21.5%	-5.5%
本人の状態等の改善	1.3%	2.3%	-1.0%
該当なし	3.1%	8.0%	-5.0%
無回答	7.5%	0.2%	7.3%

家族等介護者の意向や負担等に属する理由では、「介護者の介護に係る不安・負担量の増大」の割合が高くなっています。要介護3～5では、「家族等の介護等技術では対応が困難」の割合もあわせて高くなっています。

■在宅生活の維持が困難な理由（家族等介護者の意向・負担等に属する理由）

〔⑤介護サービス事業所調査〕



【参考】前回調査との経年比較

カテゴリー名	今回	前回	増減
介護者の介護に係る不安・負担量の増大	26.6%	38.9%	-12.3%
介護者が、一部の居宅サービスの利用を望まないから	6.6%	7.5%	-0.9%
家族等の介護等技術では対応が困難	13.8%	23.9%	-10.1%
費用負担が重いから	10.0%	11.5%	-1.5%
家族等の就労継続が困難になり始めたから	6.0%	9.6%	-3.6%
本人と家族等の関係性に課題があるから	9.4%	17.6%	-8.2%
その他、家族等介護者の意向等があるから	11.6%	13.8%	-2.2%
該当なし	12.2%	16.6%	-4.4%
無回答	37.6%	14.1%	23.5%

エ 「認知症対策」分野に関する状況

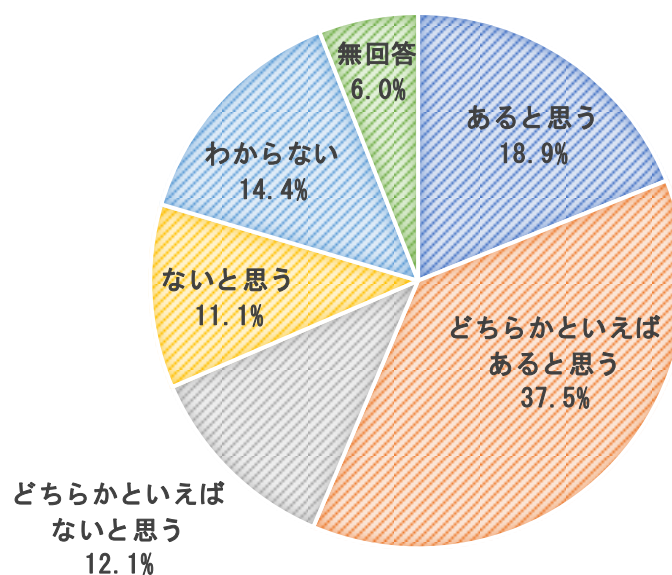
① 認知症に対する偏見について

高齢期の市民における、認知症の人が偏見を持ってみられる傾向があるかについては、「あると思う」と「どちらかといえばあると思う」を合わせると5割以上の人が偏見を持ってみられる傾向があると思うと回答しています。

前回調査と比較すると、「あると思う」、「どちらかといえばあると思う」の割合がいずれも増加しています。

■認知症の人が偏見をもって見られる傾向があるか【①高齢期市民調査】

n = 4,468

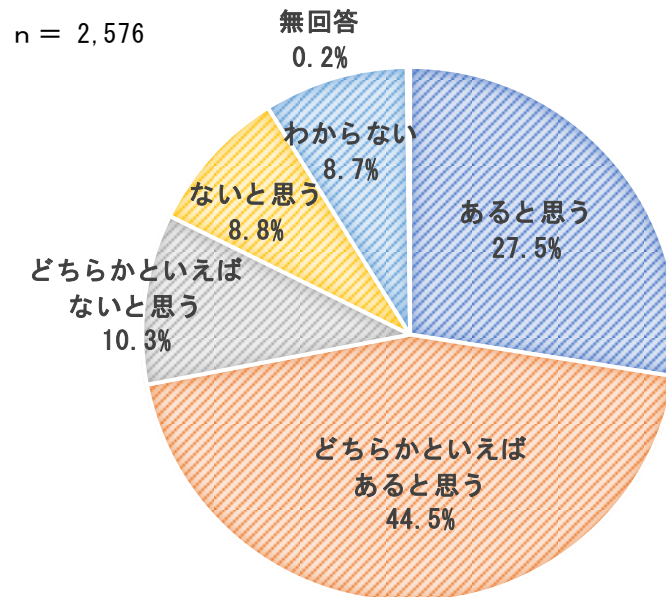


【参考】前回調査との経年比較

カテゴリー名	今回	前回	増減
あると思う	18.9%	18.4%	0.5%
どちらかといえばあると思う	37.5%	34.1%	3.4%
どちらかといえばないと思う	12.1%	8.3%	3.8%
ないと思う	11.1%	14.2%	-3.1%
わからない	14.4%	15.4%	-1.0%
無回答	6.0%	9.5%	-3.5%

壮年期の市民では、「あると思う」と「どちらかといえばあると思う」を合わせると約7割で、高齢者より高い割合となっています。

■認知症の人が偏見をもって見られる傾向があるか〔②壮年期市民調査〕



【参考】前回調査との経年比較

カテゴリー名	今回	前回	増減
あると思う	27.5%	26.8%	0.7%
どちらかといえばあると思う	44.5%	38.8%	5.7%
どちらかといえばないと思う	10.3%	8.4%	1.9%
ないと思う	8.8%	10.8%	-2.0%
わからない	8.7%	13.0%	-4.3%
無回答	0.2%	2.2%	-2.0%

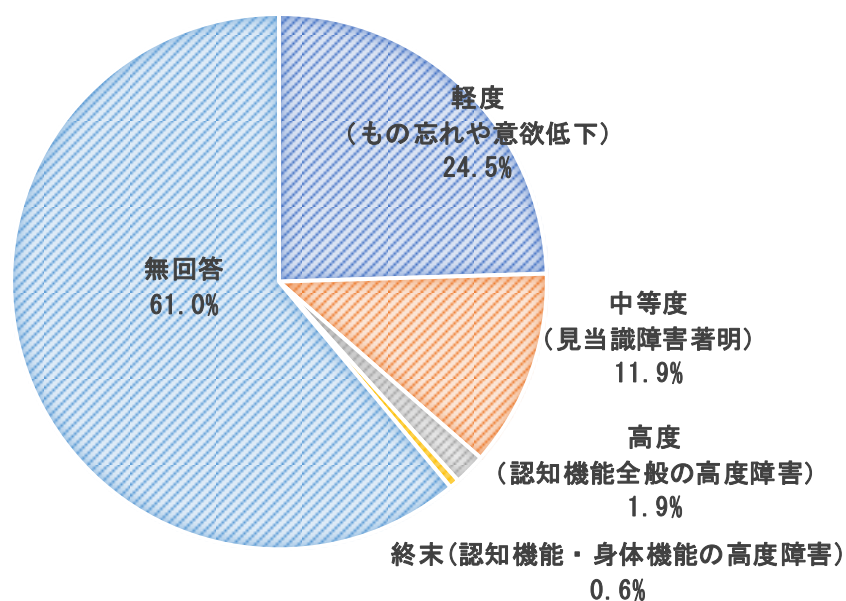
② 認知症の診療

認知症の診断を行っている医療機関における、認知症の初診時の症状については、「軽度（もの忘れや意欲低下）」が2割を占めています。

前回調査の結果と比較すると、「軽度（もの忘れや意欲低下）」が大きく減少しており、軽度と中等度の割合の差が縮まっているのが特徴です。

■認知症患者の初診時の症状【④医療機関調査】

n = 159



【参考】前回調査との経年比較

カテゴリー名	今回	前回	増減
軽度(もの忘れや意欲低下)	24.5%	68.2%	-43.7%
中等度(見当識障害著明)	11.9%	19.7%	-7.8%
高度(認知機能全般の高度障害)	1.9%	7.6%	-5.7%
終末(認知機能・身体機能の高度障害)	0.6%	0.0%	0.6%
無回答	61.0%	4.5%	56.5%

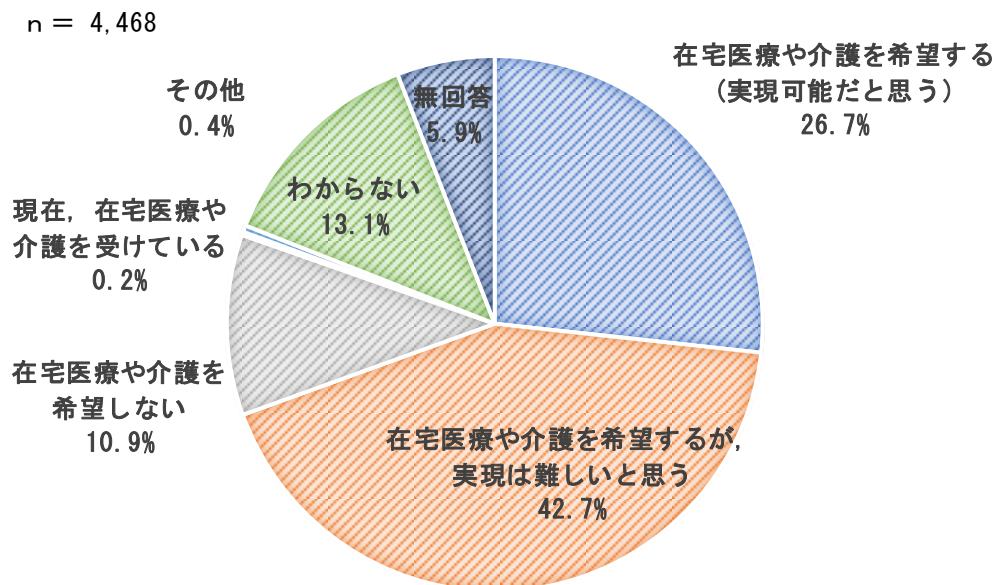
オ 「医療・介護連携」分野に関する状況

① 在宅医療や介護への希望

高齢期の市民における、介護などが必要になった場合に在宅医療や介護を希望するかについては、「在宅医療や介護を希望するが、実現は難しいと思う」が約4割で最も高く、次いで「在宅医療や介護を希望する（実現可能だと思う）」、「わからない」が続いています。

前回調査の結果と比べると、「在宅医療や介護を希望するが、実現は難しいと思う」の割合がやや増加し、「在宅医療や介護を希望しない」がやや減少しています。

■在宅医療や介護を希望するか【①高齢期市民調査】

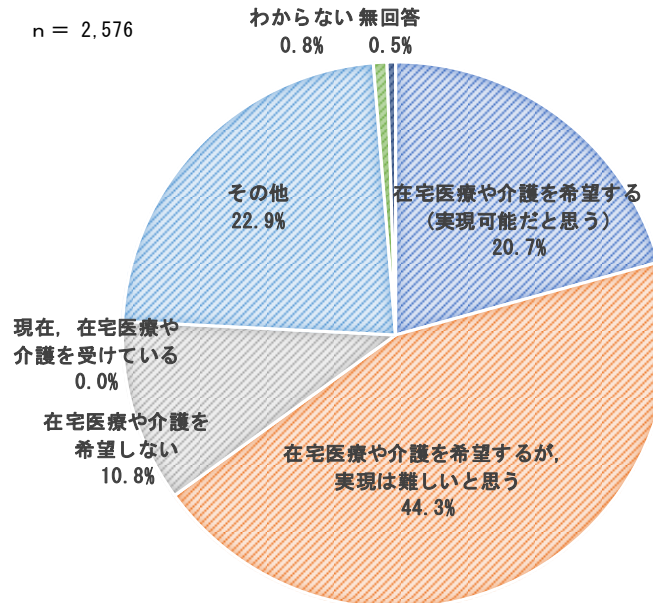


【参考】前回調査との経年比較

カテゴリー名	今回	前回	増減
在宅医療や介護を希望する(実現可能だと思う)	26.7%	20.3%	6.4%
在宅医療や介護を希望するが、実現は難しいと思う	42.7%	41.1%	1.6%
在宅医療や介護を希望しない	10.9%	12.1%	-1.2%
現在、在宅医療や介護を受けている	0.2%	0.1%	0.1%
その他	0.4%	0.4%	0.0%
わからない	13.1%	16.1%	-3.0%
無回答	5.9%	9.9%	-4.0%

壮年期の市民では、「在宅医療や介護を希望するが、実現は難しいと思う」が4割半となっています。

■在宅医療や介護を希望するか【②壮年期市民調査】



【参考】前回調査との経年比較

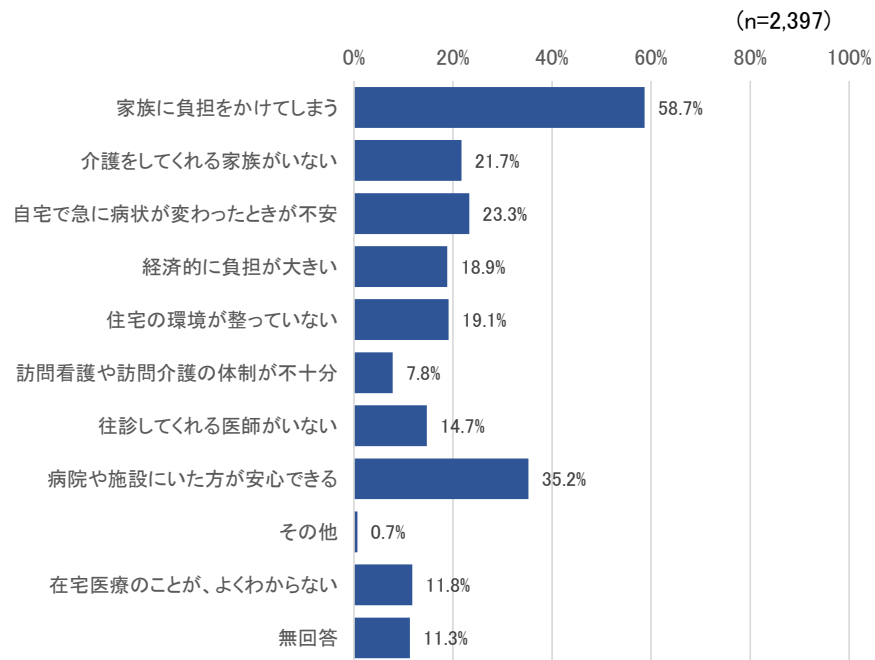
カテゴリー名	今回	前回	増減
在宅医療や介護を希望する(実現可能だと思う)	20.7%	14.7%	6.0%
在宅医療や介護を希望するが、実現は難しいと思う	44.3%	45.8%	-1.5%
在宅医療や介護を希望しない	10.8%	19.4%	-8.6%
現在、在宅医療や介護を受けている	0.0%	0.3%	-0.3%
その他	22.9%	0.5%	22.4%
わからない	0.8%	17.0%	-16.2%
無回答	0.5%	22.0%	-21.5%

② 在宅医療や介護を希望しない、実現が難しいと思う理由

高齢期の市民における、在宅医療や介護を希望しない、または希望するが実現が難しいと思う理由については、「家族に負担をかけてしまう」が6割弱で最も高く、「病院や施設にいた方が安心できる」も約35%と高くなっています。

前回調査と比較すると、「病院や施設にいた方が安心できる」、「家族に負担をかけてしまう」、「介護をしてくれる家族がいない」の割合が減少しています。

■在宅医療や介護を希望しない（実現が難しい）理由【①高齢期市民調査】



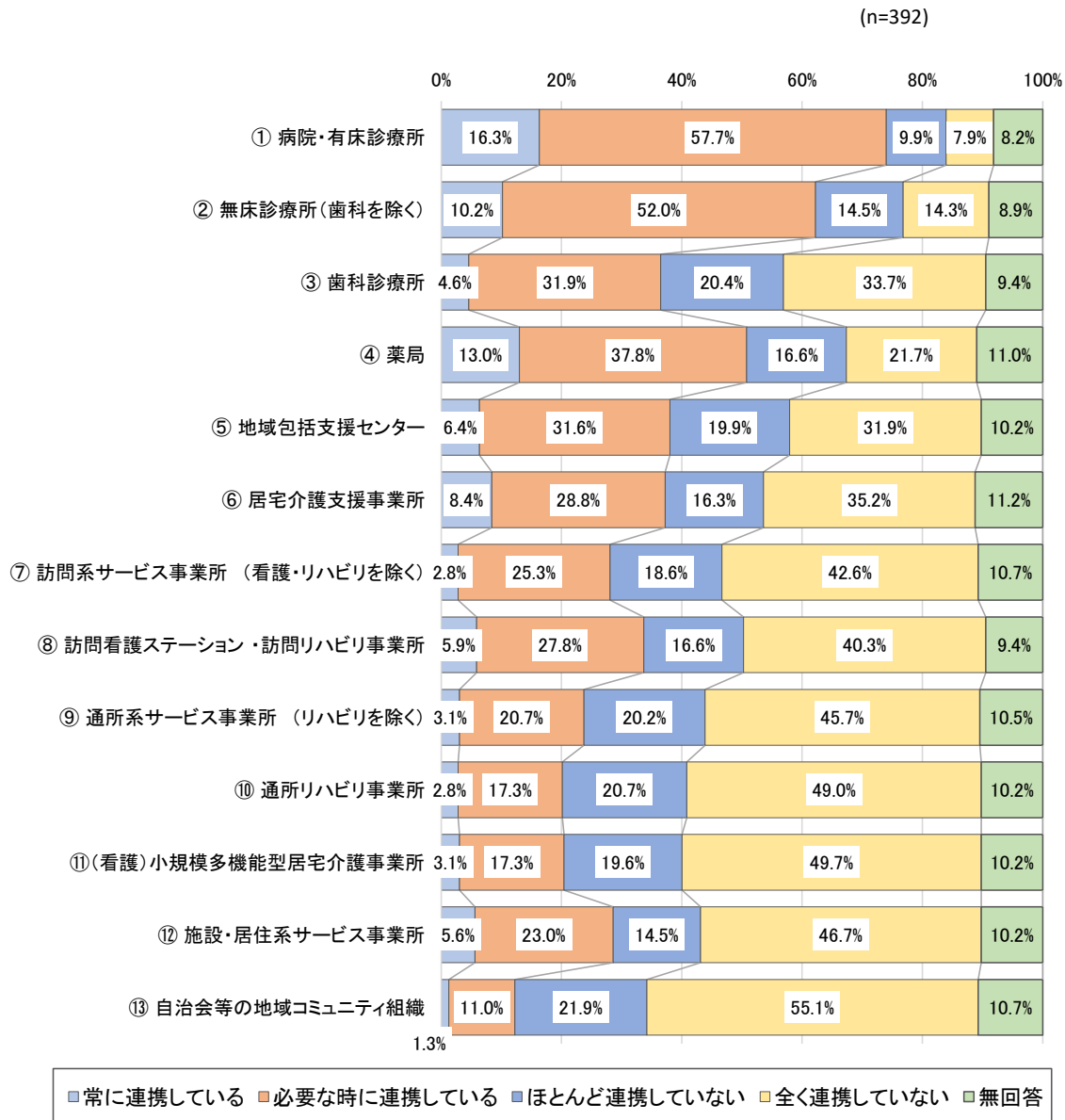
【参考】前回調査との経年比較

カテゴリー名	今回	前回	増減
家族に負担をかけてしまう	58.7%	66.2%	-7.5%
介護をしてくれる家族がいない	21.7%	27.3%	-5.6%
自宅で急に病状が変わったときが不安	23.3%	26.7%	-3.4%
経済的に負担が大きい	18.9%	21.6%	-2.7%
住宅の環境が整っていない	19.1%	21.3%	-2.2%
訪問看護や訪問介護の体制が不十分	7.8%	12.8%	-5.0%
往診してくれる医師がいない	14.7%	17.0%	-2.3%
病院や施設にいた方が安心できる	35.2%	44.1%	-8.9%
その他	0.7%	0.9%	-0.2%
在宅医療のことが、よくわからない	11.8%	14.0%	-2.2%
無回答	11.3%	1.5%	9.8%

③ 医療・介護の連携状況

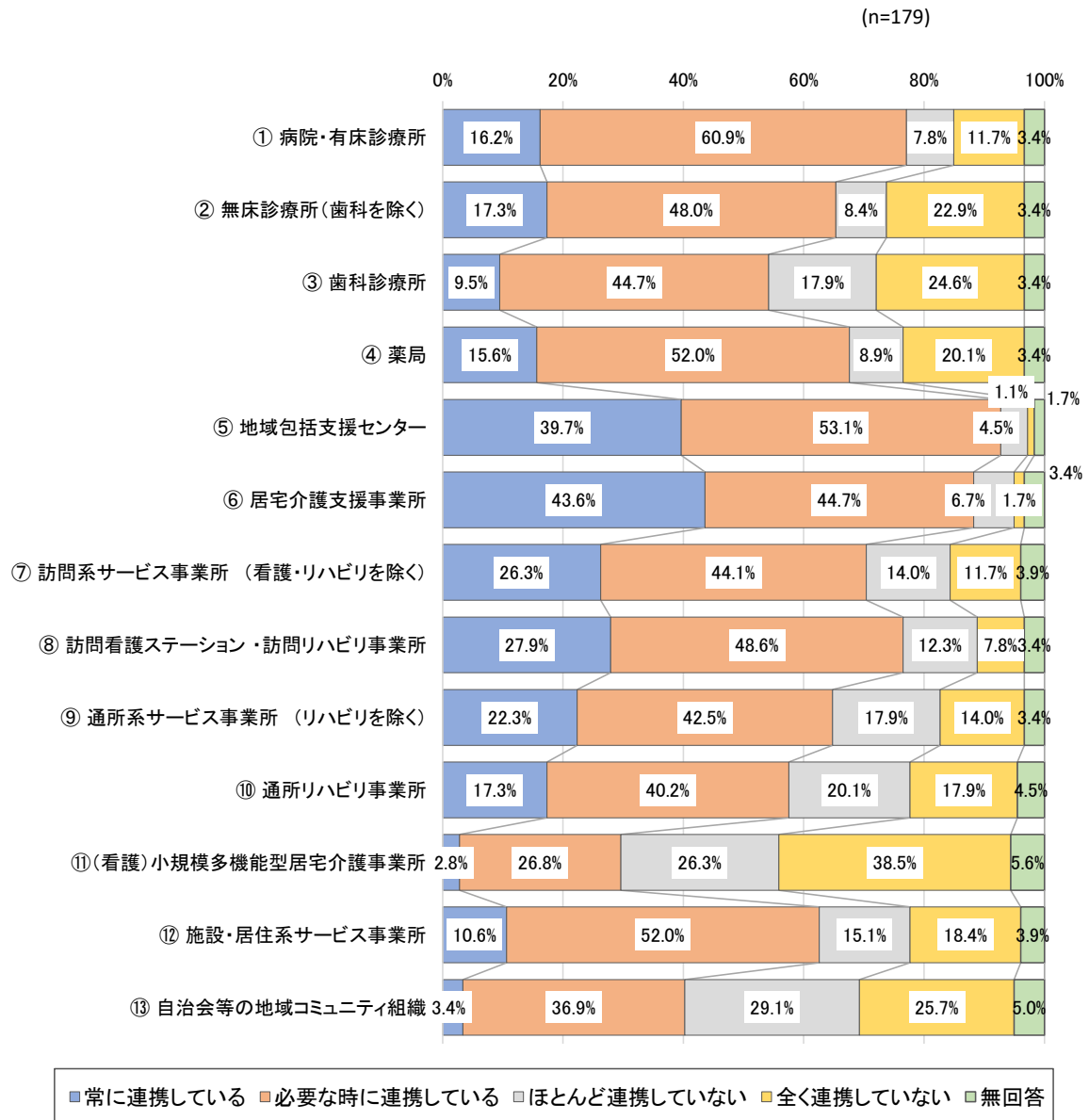
医療機関における、他の医療機関や介護サービス事業所などとの連携状況については、「病院・有床診療所」、「無床診療所（歯科を除く）」、「薬局」など医療機関との連携をしていると回答した機関が多く、自治会等の地域コミュニティ組織とは「全く連携していない」の割合が高くなっています。

■他の医療機関・介護サービス事業所等との連携状況〔④医療機関調査〕



介護サービス事業所における、他の介護サービス事業所や医療機関などとの連携状況については、「地域包括支援センター」、「居宅介護支援事業所」と連携している割合が高くなっています。

〔⑤介護サービス事業所調査〕



カ 介護人材に関する状況

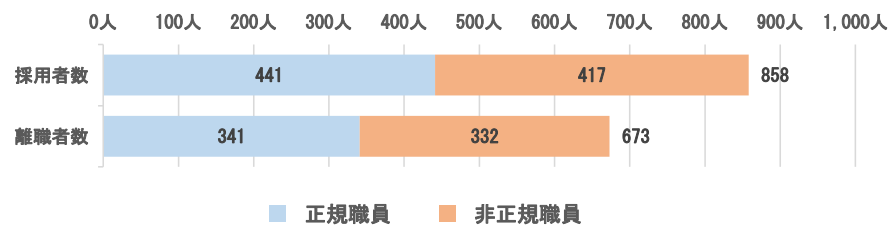
① 介護職員の採用・離職状況

介護サービス事業所における、直近1年間における介護職員の採用者数及び離職者数については、いずれのサービス系統においても、採用者数が離職者を上回っています。

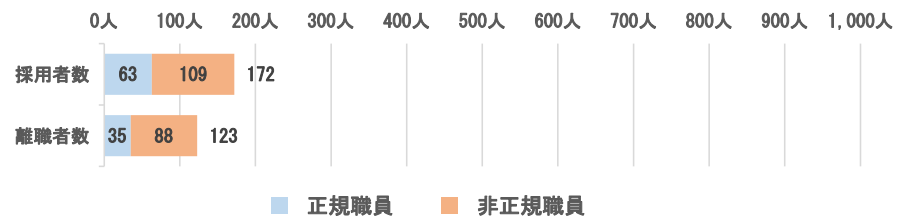
■ 1年間の介護職員の採用者数及び離職者数 [⑤介護サービス事業所調査]

	職員総数（人）			採用者数（人）			離職者数（人）			離職数に対する採用数の比		
	正規職員	非正規職員	小計	正規職員	非正規職員	小計	正規職員	非正規職員	小計	正規職員	非正規職員	小計
全体(n=271)	2,312	1,790	4,102	441	417	858	341	332	673	129.3%	125.6%	127.5%
訪問系(n=61)	339	508	847	63	109	172	35	88	123	180.0%	123.9%	139.8%
通所系(n=108)	618	576	1,194	124	164	288	104	96	200	119.2%	170.8%	144.0%
施設・居住系(n=101)	1,336	694	2,030	254	144	398	202	145	347	125.7%	99.3%	114.7%

[全体]



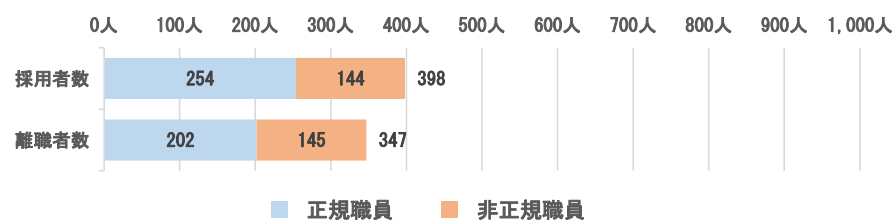
[訪問系サービス]



[通所系サービス]



[施設・居住系サービス]

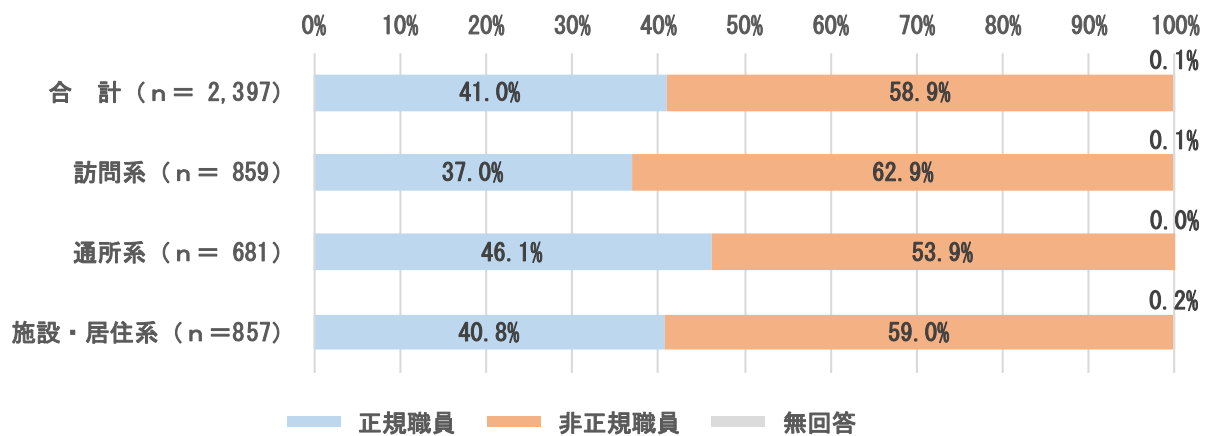


② 介護職員の雇用形態別配置状況

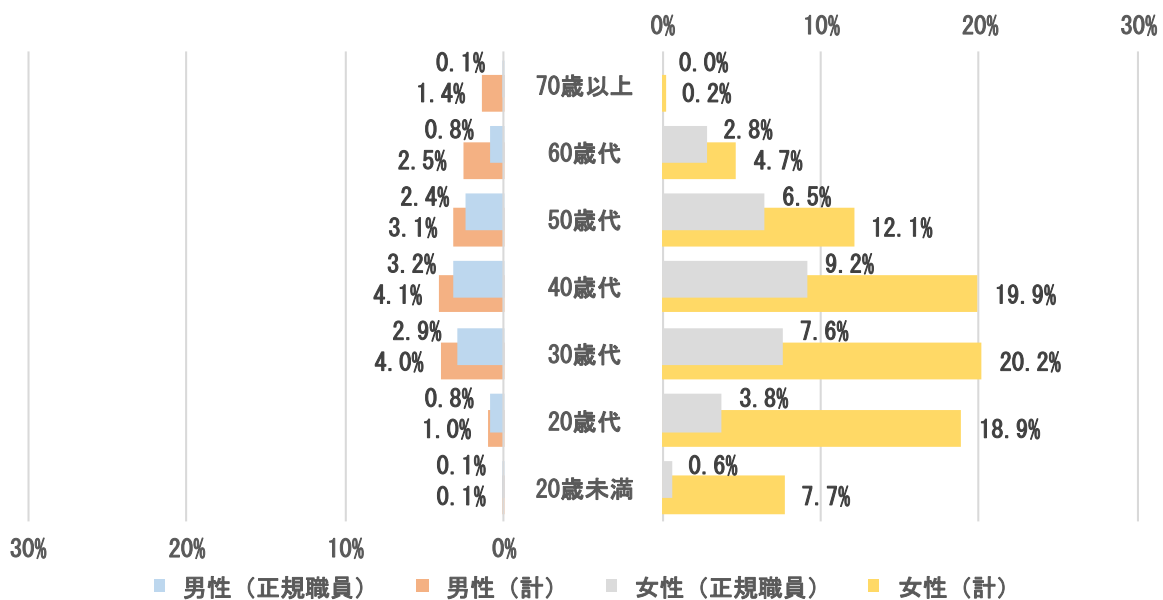
介護サービス事業所における、介護職員の雇用形態については、全体では正規職員が41.0%、非正規職員の割合が58.9%となっています。

また、サービス系統ごとの性別・年代別についてみると、訪問系サービスでは年齢の高い女性を中心に非正規職員の割合が高く、通所系サービスでは若い年代の男性を中心に正規職員の割合が高くなっています。

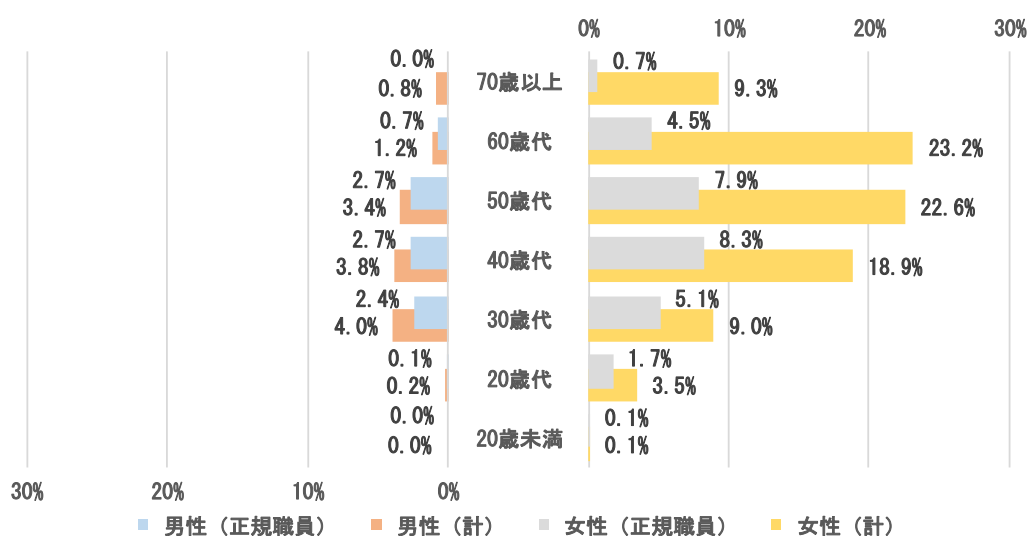
■サービス系統別雇用形態の構成比 [⑤介護サービス事業所調査]



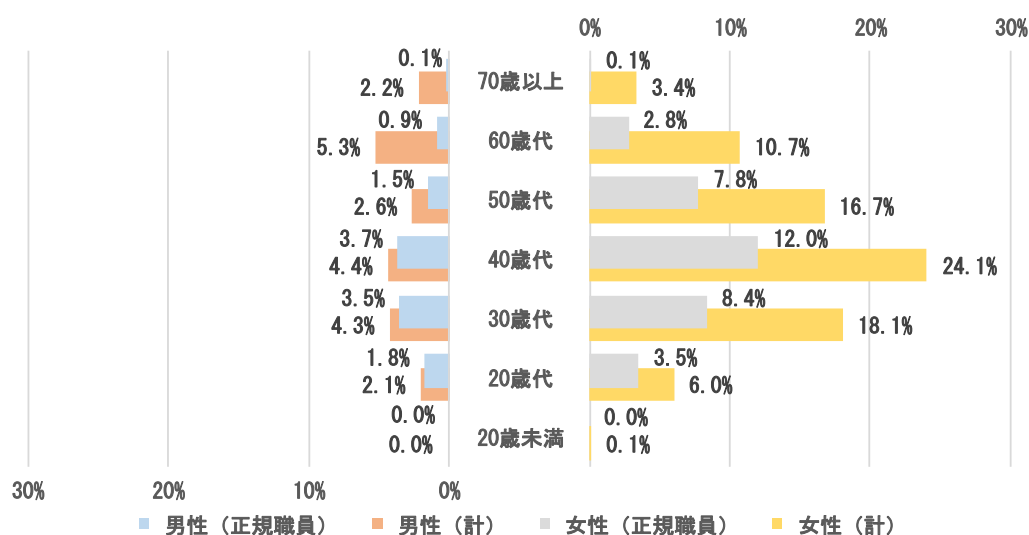
[全体]



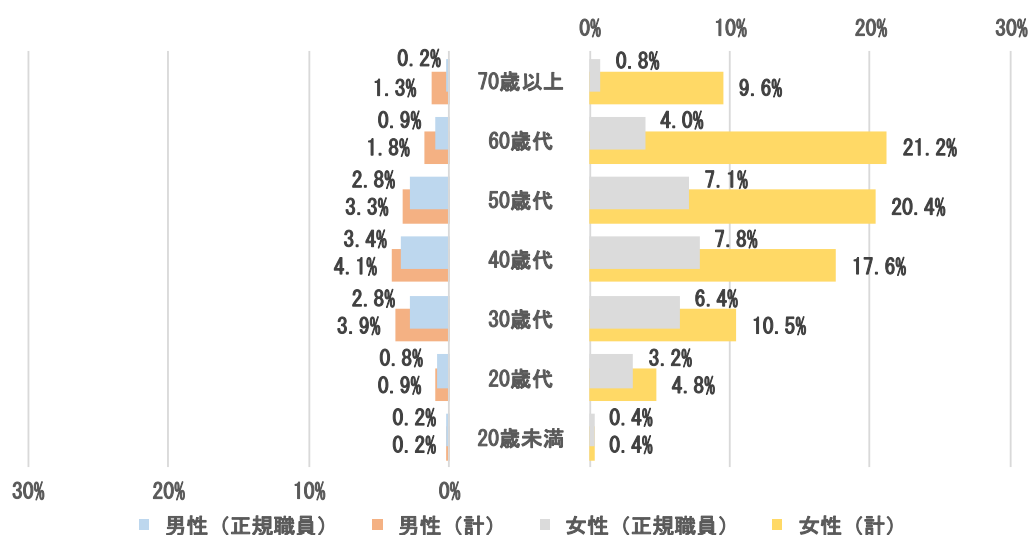
[訪問系サービス]



[通所系サービス]



[施設・居住系サービス]



3 前計画の評価と課題の整理

(1) 前計画の評価にあたっての基本的な考え方

前計画の評価は、「主要事業」や「施策の方向性の単位ごとの達成状況」、「計画全体を進行管理するための目標」について、本市の「行政評価」の考え方を踏まえ、次の基準により実施しました。

ア 施策・事業等の評価基準

評 価	評価基準
A	- 各年度の評価：指標の達成率が90%以上 - 総合評価：各年度の評価において、すべてA（※）
B	- 各年度の評価：指標の達成率が70%以上 90%未満 - 総合評価：各年度の評価において、Bが1つ以上かつCがない（※）
C	- 各年度の評価：指標の達成率が70%未満 - 総合評価：各年度の評価において、Cが1つ以上（※）

※ 累積の目標値を設定しているものは後年度の評価を総合評価とする。

※ コロナの影響を大きく受けた事業は、評価結果を四角囲みで標記する。

⇒ 現行計画策定時はコロナ禍であったものの、影響の度合いを予測することが困難であったため、コロナの影響を受けない最良値として目標値を設定した。

イ 「基本目標ごとの施策・事業の達成状況」及び「計画全体を進行管理するための目標の達成状況」の評価基準

評 価	評価基準
順 調	施策・事業の評価において AとBの合計が全体の90%以上
おおむね順調	施策・事業の評価において AとBの合計が全体の70%以上 90%未満
やや遅れている	施策・事業の評価において AとBの合計が全体の70%未満

(2) 基本目標ごとの評価

基本目標1 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

[基本目標全体の評価]

施策の方向性		事業の評価 (%)			
	施策	A	B	C	計
1	健康づくり・介護予防の推進	76.7	23.3	—	100.0
	(1) 主体的な健康づくりの推進	50.0	50.0	—	100.0
	(2) 高齢期の健康を支えるための情報提供の推進	100.0	—	—	100.0
	(3) 効果的・効率的な介護予防の推進	80.0	20.0	—	100.0
2	生きがいづくりの促進	66.7	33.3	—	100.0
	(1) 社会参加活動の促進	33.3	66.7	—	100.0
	(2) 豊かな高齢期を支える学習機会の提供	100.0	—	—	100.0
	(3) 多様な活動の場の提供	66.7	33.3	—	100.0
(全体平均)		71.7	28.3	—	100.0

[主要事業の評価]

施策の方向性							
No.	事業名	R 3		R 4		R 5	総合 評価
	指標名	目標値 実績値 (達成率)	評価	目標値 実績値 (達成率)	評価	目標値 実績値 (達成率)	
1	健康づくり・介護予防の推進						
	健康ポイント事業の実施						
1	参加者数	18,000 33,719 (187.3%)	A	22,000 40,743 (185.2%)	A	— — —	A
	地域介護予防活動支援事業						
14	自主グループ数	210 194 (92.4%)	A	215 187 (87.0%)	B	220 — —	B
	自主グループ登録者数(累計)	3,022 3,442 (113.9%)	A	3,092 3,489 (112.8%)	A	3,162 — —	
2	生きがいづくりの促進						
	高齢者等地域活動支援ポイント事業						
18	参加者数	14,560 13,543 (93.0%)	A	14,670 14,042 (95.7%)	A	14,780 — —	A
	高齢者外出支援事業						
19	交付者数	25,730 20,691 (80.4%)	B	26,250 19,852 (75.6%)	B	26,700 — —	B
	地域内交通の運行地区数	14 14 (100.0%)	A	16 14 (87.5%)	B	17 — —	
	シルバー人材センター事業の支援						
30	会員数	1,888 1,467 (77.7%)	B	1,997 1,419 (71.1%)	B	2,112 — —	B

基本目標2 地域で支え合う社会の実現

[基本目標全体の評価]

施策の方向性		事業の評価 (%)			
施策		A	B	C	計
1	地域での支え合い体制の確保	50.0	50.0	—	100.0
	(1) 地域での支え合い体制の推進に向けた地域包括支援センターの機能強化	—	—	—	—
	(2) 多様な関係者・団体等の参加による地域ケア力の向上	—	—	—	—
	(3) 地域での支え合い体制の推進に向けた生活支援体制の充実	100.0	—	—	100.0
	(4) 高齢者の日常生活を支える多様な担い手の育成・支援	—	100.0	—	100.0
2	高齢者にやさしいまちづくりの推進	90.0	10.0	—	100.0
	(1) 福祉のこころの醸成と交流活動の促進	100.0	—	—	100.0
	(2) 高齢者の快適な生活基盤の計画的な整備	80.0	20.0	—	100.0
3	安全で安心な暮らしの支援	62.5	37.5	—	100.0
	(1) 地域での相談・見守り体制の充実	25.0	75.0	—	100.0
	(2) 安全で安心な暮らしを支える情報提供	100.0	—	—	100.0
(全体平均)		76.5	23.5	—	100.0

[主要事業の評価]

施策の方向性							
No.	事業名	R 3		R 4		R 5	総合 評価
	指標名	目標値 実績値 (達成率)	評価	目標値 実績値 (達成率)	評価	目標値 実績値 (達成率)	
1	地域での支え合い体制の推進						
32	地域包括支援センターの運営及び機能強化						
	「事業評価」(前年度の実施状況による)の達成できている項目が全項目の80%以上であるセンター数	22 24 (109.1%)	A	25 24 (96.0%)	A	25 — —	A
33	地域ケア会議の推進						
	個別課題検討会議開催回数	138 114 (82.6%)	B	146 111 (76.0%)	B	154 — —	B
	地域課題検討会議開催回数	78 66 (84.6%)	B	78 100 (128.2%)	A	78 — —	
	介護予防ケアマネジメント支援(自立支援型)開催回数	5 5 (100.0%)	A	5 8 (160.0%)	A	5 — —	
34	生活支援体制整備事業						
	第2層協議体開催回数	186 191 (102.7%)	A	199 243 (122.1%)	A	207 — —	A
3	安全で安心な暮らしの支援						
45	ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステムの推進						
	地域包括支援センターによる安否確認人数(少ないほどよい)	75 67 (111.9%)	A	75 71 (105.6%)	A	75 — —	A

基本目標3 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現

[基本目標全体の評価]

施策の方向性		事業の評価 (%)			
施策		A	B	C	計
1 介護保険事業の充実		-	100.0	-	100.0
(1) 介護保険サービスの安定的な提供		-	-	-	-
(2) 介護保険給付費等の見込みと介護保険料の設定		-	-	-	-
(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進		-	100.0	-	100.0
2 介護人材の確保		83.4	16.6	-	100.0
(1) 介護現場への参入促進		66.7	33.3	-	100.0
(2) 介護職の離職防止に向けた職場環境の向上		100.0	-	-	100.0
3 介護サービスの質の確保・向上		86.4	13.6	-	100.0
(1) 介護給付の適正化や介護人材の育成支援		72.7	27.3	-	100.0
(2) 介護サービス事業所における災害や感染症への備え		100.0	-	-	100.0
4 在宅医療・介護連携の推進		55.6	44.4	-	100.0
(1) 円滑な医療・介護連携に向けた体制の強化		100.0	-	-	100.0
(2) 在宅療養を支える専門職の育成・確保		66.7	33.3	-	100.0
(3) 在宅での療養や看取りに関する市民理解の促進		-	100.0	-	100.0
5 介護者等への支援		75.1	24.9	-	100.0
(1) 介護サービスを必要とする高齢者や家族等に対する情報提供		66.7	33.3	-	100.0
(2) 介護者に対する支援		100.0	-	-	100.0
(全体平均)		83.9	16.1	-	100.0

[主要事業の評価]

施策の方向性							
No.	事業名	R 3		R 4		R 5	
	指標名	目標値 実績値 (達成率)	評価	目標値 実績値 (達成率)	評価	目標値 実績値 (達成率)	総合 評価
3	介護サービスの質の確保・向上						
59	ケアプランに対する助言・指導の実施						
	ケアプラン点検の実施件数	150 112 (74.7%)	B	150 134 (89.3%)	B	150 — —	B
63	介護従事者等の資質の向上						
	介護支援専門員等研修会開催回数	5 3 (60.0%)	C	5 3 (60.0%)	C	5 — —	C
4	在宅医療・介護連携の推進						
75	地域住民への普及啓発						
	在宅療養に関する講座の参加者数 (累計)	2,150 1,900 (88.4%)	B	2,450 2,024 (82.6%)	B	2,750 — —	B
5	介護者等への支援						
79	家族介護教室等の開催						
	開催回数	61 37 (60.7%)	C	61 51 (83.6%)	B	63 — —	C

基本目標4 いつまでも自分らしさを持ち自立した生活の実現

[基本目標全体の評価]

施策の方向性		事業の評価 (%)			
施策		A	B	C	計
1 高齢者の状況に応じた在宅福祉サービスの提供		66.6	16.7	16.7	100.0
(1) 在宅福祉サービスの提供		66.6	16.7	16.7	100.0
2 高齢者の自立した生活を支える住環境の整備		85.7	14.3	—	100.0
(1) 高齢者の住環境の向上に向けた支援		100.0	—	—	100.0
(2) 高齢者の希望や状況に応じた住宅の確保		71.4	28.6	—	100.0
3 認知症高齢者等対策の充実		75.0	15.6	9.4	100.0
(1) 認知症の正しい理解に向けた周知啓発や認知症の人にやさしい地域づくりの推進		100.0	—	—	100.0
(2) 認知症の早期発見や相談支援の推進		75.0	12.5	12.5	100.0
(3) 介護予防の推進		50.0	50.0	—	100.0
(4) 認知症ケア体制の構築		75.0	—	25.0	100.0
4 高齢者の権利を守る制度の利用支援		75.0	25.0	—	100.0
(1) 高齢者虐待を防ぐための周知啓発や関係機関との情報共有		75.0	25.0	—	100.0
(2) 成年後見制度などの周知・利用促進		75.0	25.0	—	100.0
(全体平均)		70.4	18.5	11.1	100.0

[主要事業の評価]

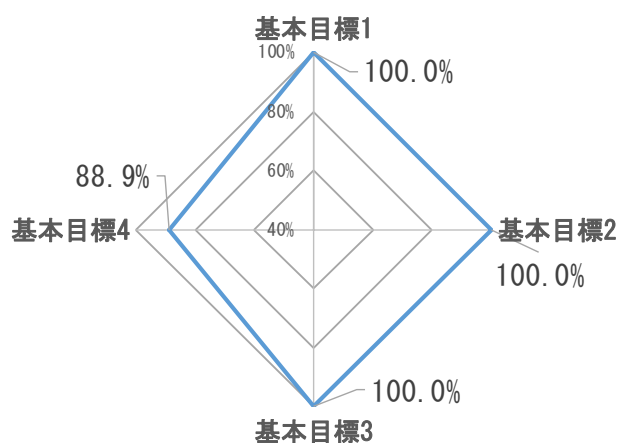
施策の方向性							
No.	事業名	R 3		R 4		R 5	総合 評価
	指標名	目標値 実績値 (達成率)	評価	目標値 実績値 (達成率)	評価	目標値 実績値 (達成率)	
1	高齢者の状況に応じた在宅福祉サービスの提供						
83	高齢者等ホームサポート事業						
	登録者数	625	A	630	A	635	A
		580 (92.8%)		572 (90.8%)		— —	
3	認知症高齢者等対策の充実						
97	認知症サポーター等の養成・支援						
	認知症サポーター養成講座受 講者数（累計）	44,000	A	47,000	A	50,000	A
		42,316 (96.2%)		43,082 (91.7%)		— —	
99	認知症サロン（オレンジサロン）の推進						
	延べ利用者数	15,500	A	17,600	A	19,700	A
		15,371 (99.2%)		18,068 (102.7%)		— —	
101	もの忘れ相談会の開催						
	地域包括支援センター等へ引 き継いだ相談者数	24	C	24	C	24	C
		4 (16.7%)		2 (8.3%)		— —	

[第1期高齢者居住安定確保計画と共通する計上事業]

施策の方向性							
No.	事業名	R 3		R 4		R 5	総合 評価
	指標名	目標値 実績値 (達成率)	評価	目標値 実績値 (達成率)	評価	目標値 実績値 (達成率)	
2 高齢者の自立した生活を支える住環境の整備							
高齢者にやさしい住環境整備補助事業							
89	補助件数	33 35 (106.1%)	A	33 38 (115.2%)	A	33 — —	A
住宅改修に関する情報提供							
90	—	— — —	A	— — —	A	— — —	A
住宅改修支援事業							
91	—	— — —	A	— — —	A	— — —	A
生活援助員派遣事業							
92	派遣対象住宅戸数	96 96 (100.0%)	A	96 96 (100.0%)	A	96 — —	A
高齢者向け住宅の普及促進							
93	サービス付き高齢者向け住宅 の整備戸数	1,499 1,514 (101.0%)	A	1,639 1,649 (100.6%)	A	1,800 — —	A
	セーフティネット住宅登録戸 数	— — —	A	— — —	A	— — —	A
	軽費老人ホーム（ケアハウ ス）定員数	575 575 (100.0%)	A	575 575 (100.0%)	A	575 — —	A
公営住宅の確保							
94	市営住宅整備戸数	1,499 1,514 (101.0%)	A	1,639 1,649 (100.6%)	A	1,800 — —	A
	高齢者用住宅（シルバーハウ ジング）整備戸数	96 72 (75.0%)	B	96 72 (75.0%)	B	96 — —	B

(3) 計画全体の評価

- ・基本目標1, 基本目標2, 基本目標3が「順調」, 基本目標4が「概ね順調」となっています。
- ・計画全体を進行管理するための目標の達成状況に対する評価は、「順調」となっています。



	A	B	C	A・Bの合計	評価
基本目標1	15 (71.4%)	6 (28.6%)	- (-)	21 (100.0%)	順 調
基本目標2	13 (76.5%)	4 (23.5%)	- (-)	17 (100.0%)	順 調
基本目標3	27 (87.1%)	4 (12.9%)	- (-)	31 (100.0%)	順 調
基本目標4	19 (70.4%)	5 (18.5%)	3 (11.1%)	24 (88.9%)	概ね順調

【計画全体を進行管理するための目標の達成状況】

項 目	当初	目標	結果	評価
ほぼ毎日外出している高齢者の割合 (%)	42.1	47.5	38.0 (80.0%)	B
身近な相談先として地域包括支援センターを知っている高齢者の割合 (%)	62.6	68.4	65.7 (96.1%)	A
必要な介護サービスを利用しながら在宅生活を継続できている高齢者の割合 (地域ケア率) (%)	13.8	16.2	14.4 (88.9%)	B
認知症の本人やその家族にとって暮らしやすいまちと感じている市民の割合 (%)	11.1	14.3	30.7 (214.7%)	A

(4) 前計画の評価を踏まえた課題の整理

前計画の評価を踏まえ、本市が取り組むべき課題を次のとおり整理しました。

基本目標 1	健康で生きがいのある豊かな生活の実現
	「健康で生きがいのある豊かな生活の実現」に向け、アフターコロナにおいて、高齢者が積極的に健康づくりや介護予防に取り組むことができるよう、地域の通いの場を拡充していくとともに、デジタルを活用した社会参加の更なる促進を図る必要があります。
基本目標 2	地域で支え合う社会の実現
	「地域で支え合う社会の実現」に向け、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などの支援を必要とする高齢者の更なる増加や、高齢者を取り巻く複雑化・複合化した課題に対応できるよう、地域包括支援センターの機能の充実・強化を図りながら、地域が主体となった地域ケア力の更なる向上を図る必要があります。
基本目標 3	介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現
	「介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現」に向け、介護が必要になった場合にも安心して在宅生活を送れるよう、介護サービス利用者の自立支援・重度化防止に向けた介護従事者の更なる資質向上や介護給付の適正化に取り組むとともに、在宅での生活を支える家族介護者の理解促進を図る必要があります。
基本目標 4	いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現
	「いつまでも自分らしさを持ち自立した生活の実現」に向け、高齢者が安心して入居できる住まいの更なる確保や住環境の更なる向上に向けた支援に取り組む必要があるとともに、認知症があってもなくても安心して暮らし続けられるよう、地域で認知症の方を支える人材の養成・確保や地域のより身近な場所における相談体制の強化、権利擁護支援の充実など認知症高齢者等対策の更なる推進に取り組む必要があります。

4 国の動向や宇都宮市の状況などから導出された新たな課題

国の動向や本市の状況・市民ニーズ、前計画の評価などから導出された新たな課題を次のとおり整理します。

1 アフターコロナにおける社会参加の推進

- ・ アフターコロナにおいて、高齢者が社会とのつながりを取り戻し、積極的に健康づくりや介護予防に取り組めるよう支援していくことが重要
 - ⇒ 主体的な介護予防活動の継続や立ち上げに向けた技術的助言
医療・介護データに基づく効果的な介護予防等のプログラムの実践
- ・ 今後、これまで以上にデジタル社会が進展していく中、高齢者がデジタルの恩恵を享受でき、より豊かな生活を送るための環境を整備していくことが重要
 - ⇒ 高齢者のデジタルデバイド対策

2 地域共生社会の構築に向けた支え合い体制の強化

- ・ ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などの支援を必要とする高齢者の更なる増加や、高齢者を取り巻く課題の複雑化・複合化に対応できるよう、地域包括支援センターを中核とした多様な担い手による支え合い体制の強化が重要
 - ⇒ 地域包括支援センターの機能強化・業務効率化
 - ⇒ 地域共生社会の構築に向けた多様な担い手の確保
- ・ 認知症の予防を推進しながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される共生社会の実現を目指し、認知症に関する地域の支え合い活動の推進や身近な地域における相談体制の充実など、認知症高齢者対策の更なる推進が重要
 - ⇒ 地域で認知症の人を支える人材の育成
 - ⇒ 当事者の気持ちに寄り添った相談支援の充実

3 介護サービス基盤の整備

- ・ 医療や介護の需要は今後もしばらく増加が続くと見込まれることから、医療・介護連携の推進やケアマネジメントの適正化など介護サービス利用者の自立支援・重度化防止に資する取組の強化を始め、介護人材の確保や地域密着型サービスの適正配置など、介護サービス基盤の整備が重要
 - ⇒ 自立支援・重度化防止の取組の重点化
 - ⇒ 介護人材確保（新規採用者の確保やデジタルを活用した職場環境の改善）
 - ⇒ 中長期的な視点に立った施設整備
- ・ 認知症の人の家族介護者やヤングケアラーに対する心身のケアも重要
 - ⇒ 家族介護教室等の充実

4 高齢者の居住の安定の確保

- ・ 高齢者が、心身の状況や生活状況に応じて最適な住まいを選択し、安心して暮らすことができるよう、高齢者向け住宅の更なる普及や住環境の向上に向けた支援に取り組むことが重要
 - ⇒ 多様な住まいの確保
 - ⇒ 多様な団体の参画による相談体制の構築

5 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

- ・ 地域包括ケアシステムは、地域共生社会の構築に向けた「中核的な基盤」として、多職種の連携による支援体制の制備や多様な担い手による地域支え合いの基盤づくりなど、各取組を一層推進していくことが重要
 - ⇒ 重層的支援体制整備事業との関係性の明示
 - ⇒ 地域住民や関係機関・団体の役割や今後の推進体制を整理

第3章

計画の基本理念と基本目標

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

本計画の基本理念は、本市の「目指すべき高齢社会像」を示すものであり、国の動向や本市の状況・市民ニーズ、前計画の評価などから導出された新たな課題を踏まえ、引き続き、地域において、高齢者一人ひとりがいきいきと安心して暮らすことができ、「長生きしてよかった」と思えるような社会を築くため、次のとおりとします。

◆ 基本理念 ◆

住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、
安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会の実現

2 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、引き続き、地域や関係団体などの協力を得ながら各種の施策・事業に取り組むことができるよう、次の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

基本目標2 地域で支え合う社会の実現

基本目標3 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現

基本目標4 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

第4章

施策・事業の展開

第4章 施策・事業の展開

1 施策の体系

◆ 基本理念 ◆

住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、
安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会の実現

基本目標1 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

- 1 健康づくり・介護予防の推進
 - (1) 主体的な健康づくりの推進
 - (2) 高齢期の健康を支えるための情報提供の推進
 - (3) 効果的・効率的な介護予防の推進
- 2 生きがいづくりの促進
 - (1) 社会参加活動の促進
 - (2) 豊かな高齢期を支える学習機会の提供
 - (3) 多様な活躍の場の提供
 - (4) デジタルを利活用しやすい環境の整備

基本目標2 地域で支え合う社会の実現

- 1 地域共生社会の構築に向けた地域での支え合い体制の強化
 - (1) 地域共生社会の構築に向けた地域包括支援センターの機能強化
 - (2) 多様な関係者・団体等の参加による地域ケア力の向上
 - (3) 多様な地域課題の解決に向けた生活支援体制の充実
 - (4) 高齢者の日常生活を支える多様な担い手の育成・支援
- 2 認知症施策の充実【宇都宮市認知症施策推進計画】
 - (1) 認知症の人にやさしい地域づくりの推進
 - (2) 認知症の早期発見や相談支援の推進
 - (3) 介護予防の推進
 - (4) 認知症ケア体制の構築
- 3 高齢者にやさしいまちづくりの推進
 - (1) 福祉のこころの醸成と交流活動の促進
 - (2) 高齢者の快適な生活基盤の計画的な整備
- 4 安全で安心な暮らしの支援
 - (1) 地域での相談・見守り体制の充実
 - (2) 安全で安心な暮らしを支える情報提供

基本目標3 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現

- 1 介護保険事業の充実
 - (1) 介護保険サービスの安定的な提供
 - (2) 介護保険給付費等の見込みと介護保険料の設定
 - (3) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- 2 介護人材の確保
 - (1) 介護現場への参入促進
 - (2) 介護職の離職防止に向けた職場環境の向上
- 3 介護サービスの質の確保・向上
 - (1) 介護給付の適正化や介護人材の育成支援【宇都宮市介護給付適正化計画】
 - (2) 介護サービス事業所における災害や感染症への備え
- 4 在宅医療・介護連携の推進
 - (1) 円滑な医療・介護連携に向けた体制の強化
 - (2) 在宅療養を支える専門職の育成・確保
 - (3) 在宅での療養や看取りに関する市民理解の促進
- 5 介護者等への支援
 - (1) 介護サービスを必要とする高齢者や家族等に対する情報提供
 - (2) 介護者に対する支援

基本目標4 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

- 1 高齢者の状況に応じた在宅福祉サービスの提供
 - (1) 在宅福祉サービスの提供
- 2 高齢者の自立した生活を支える住環境の整備【宇都宮市高齢者居住安定確保計画】
 - (1) 高齢者の住環境の向上に向けた支援
 - (2) 高齢者の希望や状況に応じた住宅の確保
 - (3) 住まいの確保が困難な高齢者等に対する居住支援
- 3 高齢者の権利を守る制度の利用支援
 - (1) 高齢者虐待を防ぐための周知啓発や関係機関との情報共有
 - (2) 成年後見制度などの周知・利用促進

2 基本目標ごとの取組

基本目標1 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

施策の方向性1 健康づくり・介護予防の推進

取組方針

市民の健康づくり・介護予防の推進に向け、デジタルを活用しながら、積極的に健康づくりや介護予防に参加できるよう支援するとともに、リハビリテーション専門職の派遣や医療・介護データに基づくプログラムの導入などにより、効果的な介護予防活動を推進します。

(1) 主体的な健康づくりの推進

市民が、高齢期になる前から、ライフステージのどの段階になっても継続して自ら健康づくりに取り組むことができるよう、外出機会を増やす支援や、身近な場所での健康づくり活動の機会の充実などに取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
1	健康ポイント事業	市民の運動習慣の定着化を図り、健康寿命の延伸につなげるため、運動や健診の受診などの健康づくりに取り組むことで、ポイントが貯まり、貯めたポイントに応じて特典が受けられる事業を推進します。
2	健康づくり実践活動の促進	市民一人ひとりが、主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、地域の核となる人材として「健康づくり推進員・食生活改善推進員」の養成講座を開催し、地区連合自治会圏域（39地区）ごとに健康づくり組織の設置を進め、地域住民が主体となった健康づくり実践活動を促進します。
3	特定健康診査の実施	生活習慣病のリスクを早期に発見し、生活習慣の改善や早期治療を促すため、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防します。
4	歯科検診（歯周病検診）の実施	むし歯や歯周病などの早期発見、早期治療を図るため、歯科検診を実施することで、歯と口腔の健康づくりを支援します。

(2) 高齢期の健康を支えるための情報提供の推進

高齢者が、ロコモティブシンドロームやフレイルを予防しながら、健康を維持し続けることができるよう、運動や口腔ケア、栄養改善など、様々なライフスタイルに合わせた健康づくりに関する情報提供に取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
5	食育出前講座・歯と口腔の健康づくり出前講座の実施	高齢になっても、いつまでも元気で過ごすことができるよう、大切な食事のポイントについて、自治会や老人クラブなどの地域団体等に出向いて「食育出前講座」を実施することで、健全な食生活の実践につなげます。 また、口腔ケアは、様々な病気の予防にもつながることから、虫歯や歯周病を予防し、健康的な歯を保つことができるよう、「歯と口腔の健康づくり出前講座」の開催を通して、歯と口腔の健康づくりを支援します。
6	健康教育・健康相談の実施	生活習慣病の予防やその他健康に関する事項について、正しい知識を普及し、健康の保持増進を図るため、各種講座の開催や、保健師等が地域団体等に出向き、講話と実技を組み合わせた健康教育を実施するほか、電話や面接による健康相談を通して、青壮年期からの主体的な健康づくりを支援します。
7	歯科健康相談の実施	歯科疾患の予防及び口腔機能の維持向上のため、歯科医師による専門的な相談や、歯科衛生士によるブラッシング指導を実施し、歯科保健に対する関心と理解を深めます。
8	健康管理に関する情報提供の推進	市民の健康に関する意識の向上を図るため、広報紙やパンフレット、デジタルサイネージ、動画配信サービスなど多様な機会・媒体を活用しながら、日ごろからの健康管理の必要性や相談窓口などに関する情報提供に取り組みます。
9	糖尿病重症化予防の推進	糖尿病の重症化予防に向け、特定健康診査の結果や医療情報を活用しながら、未治療者に対する受診勧奨や看護師等による保健指導に取り組みます。

(3) 効果的・効率的な介護予防の推進

高齢者が、主体的に介護予防に取り組み、心身の状態等を維持・改善することができるよう、デジタルを活用しながら、介護予防に関する知識の普及啓発や、支援が必要な高齢者の把握を行うとともに、通いの場における介護予防活動の推進に取り組みます。

また、通いの場へのリハビリテーション専門職の派遣や、医療・介護データに基づくプログラムの導入など、より効果的な介護予防の推進に取り組むとともに、保健事業と連携したアプローチなど、要介護状態の発生予防や生活習慣病予防の一体的な推進に取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
10	運動推進事業	個人のライフスタイルや体力に合った運動習慣の定着を図るため、高齢期を迎えても要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活が送れるよう、「しっかり貯筋教室」を開催し、ロコモティブシンドロームやフレイル予防などの健康づくりに関する講話や運動の実技を実施します。
11	介護予防参加促進事業	庁内関係部署や医療機関、民生委員・児童委員などと連携しながら、介護予防の取組を必要とする高齢者を把握し、必要な支援につなげます。 また、特定の年代に対する介護予防活動への参加を促すための啓発事業を実施します。
12	介護予防普及啓発事業	介護予防の基本的な知識や技術の普及を図るため、介護予防の基本的な知識を掲載したパンフレット等を配布するとともに、地域ごとに実施する「介護予防教室（はつらつ教室）」や、地元のプロスポーツチームと連携した「いきいき健康教室」などの運動、栄養、口腔、認知症予防等に関する教室・講演会を開催します。 なお、教室の開催に際しては、地域別データ分析の結果を活用し、地域ごとの特性や課題に応じた内容を盛り込むなど、きめ細かな事業を展開します。
13	地域介護予防活動支援事業	地域で自主的に介護予防のための活動を行うグループ（自主グループ）を育成・支援するため、地域包括支援センターによるグループの活動支援や、栄養士・歯科衛生士によるフレイル予防のための講話や実技を実施します。

No.	事業名	概 要
14	訪問型・通所型サービス C	要支援者等の生活機能の向上を図るため、短期集中的におおよそ週1回以上、約3ヶ月間、生活機能の改善を目的とする効果的な介護予防プログラムを実施します。
15	地域リハビリテーション活動支援事業	住民主体の通いの場をより一層創出し、活性化させるために、地域包括支援センターと連携してリハビリテーションに関する専門職を地域の自主グループ等の活動の場へ派遣し、高齢者の年齢や身体機能に応じた安全な身体の動かし方や効果的な運動などの助言を行います。 また、リハビリテーションに関する専門職と連携し、地域包括支援センターや介護支援専門員が作成するケアプラン等に対し、自立支援や重度化防止の視点や工夫点・改善点について助言・指導を行います。
16	保健事業と介護予防との一体的実施	栃木県後期高齢者医療広域連合等と連携し、フレイルリスクの高い高齢者を医療・介護サービスにつなげるなど、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施に取り組みます。

施策の方向性2 生きがいづくりの促進

取組方針

高齢者の生きがいづくりの促進に向け、老人クラブやふれあい・いきいきサロンなどの社会参加活動の促進に取り組むとともに、シニア世代を対象とした学習機会の提供や、多様な活躍の場の提供を図ります。また、デジタル社会において、高齢者がデジタルに親しみ、行政情報等の収集や他者との交流を続けることができるよう、高齢者がデジタルを利活用しやすい環境の整備に取り組みます。

(1) 社会参加活動の促進

高齢者が地域の中でいきいきと活動することができるよう、外出の促進や地域の社会資源に関する情報提供などを通じ、個々の興味や関心に応じて取り組む幅広い社会参加活動の促進に取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
17	高齢者等地域活動支援ポイント事業	高齢者等の社会参加や健康づくり、生きがいづくりを促進するため、「地域貢献活動」（60歳以上対象）や「健康づくり活動」（65歳以上対象）に対してポイントを付与し、貯めたポイントを介護保険料の納付や市の施設利用券や図書カードなどの活動奨励物品等に交換できる事業を推進します。
18	高齢者外出支援事業	高齢者の更なる外出を促進することにより、健康づくりの推進や社会参加の促進、生きがいづくりの推進を図るため、年度末時点で70歳以上の方を対象に、1年度に1回、バス等の乗車に使用できる10,000円相当のポイントを交通系ICカード（t o t r a）に付与または地域内交通等の乗車券を交付する事業を推進します。 郊外部において導入されている地域内交通の利便性向上や導入自治会の拡大を促すとともに、市街地部においても地域の実情に応じた生活交通の導入に向け、地域組織の取組に対する支援を行い、日常生活における身近な移動手段の確保を図ります。

No.	事業名	概 要
19	みやシニア活動センター事業	シニア世代が持つ豊かな知識や経験を地域活動やボランティア活動などの社会参加活動に活かしながら、健康の維持や生きがいづくりにつながるよう、「地域デビュー講座」や「シニア講演会」などを開催するとともに、就労、まちづくり、ボランティア、生涯学習などの様々な関係機関と連携し多様な情報の提供に取り組めます。
20	老人クラブ活動の育成・支援	高齢者が仲間とともに、豊富な経験や組織力を活かしながら、ペタンクなどの軽スポーツやウォーキングなどの健康づくり活動、子どもの見守り活動、ひとり暮らしの高齢者に対する支援活動などに取り組めるよう、地域を基盤とする高齢者の自主組織である「老人クラブ」の育成・支援に取り組めます。
21	ふれあい・いきいきサロン事業	高齢者や障がい者、子どもなどが身近な場所に気軽に集える機会を提供するため、ふれあいを通して仲間づくりや生きがいづくりの輪を広げ、また、参加者の悩みや不安の解消を図ります。

(2) 豊かな高齢期を支える学習機会の提供

高齢者が心身ともに健康で、充実した高齢期を過ごせるよう、スポーツ活動や文化活動などの幅広い活動を推進するとともに、シニア世代を対象とした講座やイベントなどの学習機会の提供に取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
22	ニュースポーツの普及促進	子どもから高齢者まで、世代を問わず気軽に楽しめるグラウンドゴルフや輪投げ、ペタンクなどのニュースポーツの普及促進を目的として、ニュースポーツ大会の開催や用具の貸出しを行います。
23	地域スポーツクラブの育成・活動支援	市民の健康づくりや生きがいづくりに寄与するため、地域スポーツクラブの設立・運営に対する各種補助金やクラブマネージャーの育成支援など、既存クラブの運営や新規クラブの立ち上げ支援に取り組みます。
24	茂原健康交流センター事業	高齢者の健康づくりや生きがいづくりを支援するため、茂原健康交流センターにおいて、アクアビクスや筋力向上体操などの教室を開催します。
19 (再掲)	みやシニア活動センター事業	シニア世代が持つ豊かな知識や経験を地域活動やボランティア活動などの社会参加活動に活かしながら、健康の維持や生きがいづくりにつながるよう、「地域デビュー講座」や「シニア講演会」などを開催するとともに、就労、まちづくり、ボランティア、生涯学習などの様々な関係機関と連携し多様な情報の提供に取り組みます。
25	生涯学習センターや図書館等による学習活動の促進	高齢者をはじめとする地域住民の多様な学習機会の提供に向け、市内18か所の「生涯学習センター」や「図書館」等において、子どもから高齢者まで参加できる各種講座の実施や、学習に関する情報提供を行います。
26	老人福祉センター事業	高齢者の健康づくりや生きがいづくりを支援するため、市内5か所の老人福祉センターにおいて、健康づくりや趣味の講座の開催や、看護師による血圧測定などの健康相談などを行います。

No.	事業名	概 要
27	シルバー大学校の運営支援	積極的に地域活動を実践する高齢者を育成することを目的とするシルバー大学校の運営を支援するため、入学願書の配布や受付などを行います。
28	保健と福祉の出前講座の実施	保健福祉サービスを適切に利用することができるよう、保健福祉分野のサービスや知って役に立つ情報などを周知するため、市職員が直接地域に出向いて、内容をわかりやすく説明する「保健と福祉の出前講座」を行います。

(3) 多様な活躍の場の提供

元気な高齢者等が社会的役割を持つことは、生きがいや介護予防につながります。高齢者が地域の中で役割を持ち、充実した高齢期を過ごせるよう、高齢者が持つ豊富な知識や経験を活かすことができる多様な活躍の場の提供に取り組めます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
29	シルバー人材センター事業の支援	高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進のため、シルバー人材センターが実施する、除草や屋外雑役などに代表される請負事業や介護・保育の分野などへの労働者派遣事業を円滑に行えるよう、センターに対し、運営費の貸付及び補助を行います。
30	雇用や就労に関する各種支援制度の周知	高齢者を含む様々な働き手の雇用促進と労働環境の向上を図るため、事業所や労働者を対象に、市ホームページ内の「雇用・労働応援サイト」において、高齢者を含む雇用や労働者の相談窓口など労働・雇用に関する制度等を迅速に周知・啓発します。
36 (再掲)	介護予防・日常生活支援総合事業の推進（担い手の育成・確保）	地域のボランティアやNPO、自治会等の多様な主体が、介護予防や生活支援に参画できるよう、介護予防・生活支援サービス事業における基準緩和型サービス（サービスA）等に携わる人材を育成する研修を開催するとともに、住民主体型サービス（サービスB）の実施に係る助成を行います。
35 (再掲)	生活支援体制整備事業	地域における居場所づくりや支え合い活動の充実に向け、各地区連合自治会においては、地域における関係者間の情報共有、課題・ニーズの把握、生活支援サービス等の企画・立案などを行う第2層協議体を設置しており、地域別データ分析で明らかになった地域の特性などについて情報提供するなど、地域の活動を支援するとともに、地域内の活動の調整役を担う生活支援コーディネーターの育成にも取り組めます。
39 (再掲)	認知症パートナーの養成・支援	認知症サポーターが認知症の人をより身近でサポートできるよう、認知症パートナー（具体的な支援活動を行う人）になるためのステップアップ講座を開催するとともに、認知症パートナーを介護保険施設や地域の通いの場へつなぐための支援（マッチング）を実施します。

No.	事業名	概 要
26 (再掲)	老人福祉センター事業	高齢者の健康づくりや生きがいづくりを支援するため、市内5か所の老人福祉センターにおいて、健康づくりや趣味の講座の開催や、看護師による血圧測定などの健康相談などを行います。
1 (再掲)	健康ポイント事業	市民の運動習慣の定着化を図り、健康寿命の延伸につなげるため、運動や健診の受診などの健康づくりに取り組むことで、ポイントが貯まり、貯めたポイントに応じて特典が受けられる事業を推進します。

(4) デジタルを活用しやすい環境の整備

今後、これまで以上にデジタル社会が進展していく中、デジタル機器の操作や活用に不安を感じる高齢者がデジタルの恩恵を享受でき、より豊かな生活を送るための環境づくりに取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
26 (再掲)	老人福祉センター事業	市内5箇所の老人福祉センターにおいて、館内でインターネットを手軽に利用するためのW i - F i 環境の整備や、スマートフォンの操作に慣れるための講座を開催します。
31 (新)	スマホ基礎講座	自治会活動や地域におけるデジタル化を推進するため、地域住民へのデジタルデバイド及びデジタル機器の使用への対応として、身近なスマートフォンの基本操作を学び、利用技術を向上するため、生涯学習センターでの「スマホ基礎講座」を実施します。
32 (新)	宮デジサポーター事業	スマートフォンの操作方法などを教える地域のボランティア「宮デジサポーター」を養成し、高齢者等のデジタルに不慣れな方が、身近な場所で相談できるなど、地域で支え合える取組を推進します。

基本目標2 地域で支え合う社会の実現

施策の方向性1 地域共生社会の構築に向けた地域での支え合い体制の強化

取組方針

地域共生社会の構築に向け、高齢者を取り巻く複雑化・複合化した課題や分野を超えた総合的な相談に対応できるよう、地域包括支援センターにおける体制・環境の整備に取り組むとともに、地域ケア会議や第2層協議体などにおいて、様々な社会資源が有機的に連携した支援体制の充実を図ります。

(1) 地域共生社会の構築に向けた地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センター（担当地区は●ページを参照）は、地域包括ケアの中核機関として、高齢者の地域における総合相談支援や権利擁護支援、地域のネットワーク構築、介護支援専門員（ケアマネジャー）の支援、介護予防の推進などの役割を担っています。

また、令和5年度から地域包括支援センターをはじめとする市内30か所に、保健と福祉のまろごと相談窓口「エールU」を設置したところであり、今後、地域包括支援センターは、分野・世代を問わない包括的な相談を担う中で、他分野との連携促進に取り組むとともに、業務負担の軽減や体制の強化を図りながら、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などの孤独・孤立や、複雑化・複合化した問題を適切に把握し、対応していきます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
33	地域包括支援センターの運営及び機能強化	地域包括支援センターが、今後も市民に身近な介護・福祉・健康総合相談窓口として円滑に機能することができるよう、デジタル技術等を活用した業務の効率化を図りながら、体制を強化していくとともに、地域別データ分析の活用による地域の特性に応じた事業の実施や、高齢福祉課に設置している「基幹相談支援センター」による各地域包括支援センターが抱える困難事例への支援、好事例を用いた研修などの人材育成、地域包括支援センターの事業評価など、サービスの質の向上にも努め、地域包括支援センターの機能強化に取り組めます。

(2) 多様な関係者・団体等の参加による地域ケア力の向上

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、保健・医療及び福祉に関する専門職、民生委員・児童委員や自治会などの地域の関係者・団体など、地域の様々な人や多職種の参画・協働により、地域課題等を話し合う場である「地域ケア会議」を開催し、「地域ケア力」の向上を図ります。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
34	地域ケア会議の推進	地域ケア力の向上を図れるよう、地域の関係者・団体や、保健・医療及び福祉に関する専門職などの多職種が参加する「地域ケア会議」を開催します。 《個別課題検討会議》 ・ 高齢者本人やその世帯が抱える医療や介護などの課題の解決を図ります。 ・ 介護支援専門員におけるケアマネジメントの実践力を高めます。 ・ 支援を必要とする高齢者に対する見守り体制の検討や見守りの取組を地域内で共有します。 《地域課題検討会議》 ・ 個別課題の解決を積み重ねることで、その地域に共通した課題を明確にし、地域内で共有していきます。 ・ 共有された地域課題を解決するために必要な資源開発や地域づくりを行い、その地域全体における高齢者の支援を充実させていきます。
82 (再掲)	医療・介護関係者の研修	医療・介護従事者の連携により、より質の高い在宅医療・介護サービスを提供することができるよう、「医療・介護連携支援ステーション」と連携しながら、多職種の顔の見える関係づくりに向けたグループワーク等による研修や、認知症・看取りなどの最近の動向を踏まえた専門的・実践的な知識を習得するための研修を実施します。

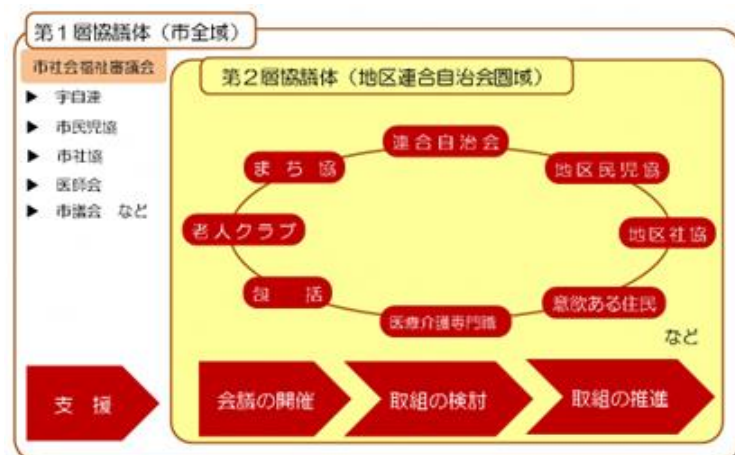
(3) 多様な地域課題の解決に向けた生活支援体制の充実

ひとり暮らし高齢者などの高齢世帯が増加していく中、高齢者が生きがいを持ちながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、医療や介護などの公的サービスはもちろん、生活上の困りごとに対する多様な支援や、介護予防、社会参加が必要となります。こうしたニーズに対応できるよう、ボランティア団体・NPO法人・民間企業や地域住民をはじめとした多様な主体が連携しながら、地域における高齢者支援の担い手や生活支援サービスの開発を行い、高齢者の生活支援・介護予防の充実や社会参加を推進するための体制を整備します。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
35	生活支援体制整備事業	地域における居場所づくりや支え合い活動の充実に向け、各地区連合自治会においては、地域における関係者間の情報共有、課題・ニーズの把握、生活支援サービス等の企画・立案などを行う第2層協議体を設置しており、地域別データ分析で明らかになった地域の特性などについて情報提供するなど、地域の活動を支援するとともに、地域内の活動の調整役を担う生活支援コーディネーターの育成にも取り組みます。 また、全市域を対象とする第1層協議体（宇都宮市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会）においては、市内の第2層協議体を対象とした情報交換会を企画・開催するなど、地域間の情報共有やネットワークづくりを促進するとともに、第2層協議体では解決困難な市域全体にまたがるような課題について、対応策の検討を行います。

協議体の概要



（４）高齢者の日常生活を支える多様な担い手の育成・支援

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、見守りや声掛け、居場所づくりなど、地域住民が身近な地域における支え合い活動の担い手として参加することも大切です。そのため、本市では、介護予防・日常生活支援総合事業において、生活支援サービスの提供主体として期待されるボランティアなどのサービスの担い手となる人材を育成・支援します。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
36	介護予防・日常生活支援総合事業の推進（担い手の育成・確保）	地域のボランティアやNPO、自治会等の多様な主体が、介護予防や生活支援に参画できるよう、介護予防・生活支援サービス事業における基準緩和型サービス（サービスA）等に携わる人材を育成する研修を開催するとともに、住民主体型サービス（サービスB）の実施に係る助成を行います。
39 (再掲)	認知症パートナーの養成・支援	認知症サポーターが認知症の人をより身近でサポートできるよう、認知症パートナー（具体的な支援活動を行う人）になるためのステップアップ講座を開催するとともに、認知症パートナーを介護保険施設や地域の通いの場へつなぐための支援（マッチング）を実施します。

施策の方向性2 認知症施策の充実【宇都宮市認知症施策推進計画】

取組方針

認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望をもって暮らすことができるよう、認知症に関する市民の理解促進や相談支援、医療・介護等の切れ目ないケア体制の充実など、認知症施策の充実を図ります。

(1) 認知症の人にやさしい地域づくりの促進

認知症があってもなくても同じ地域でともに暮らし続ける「共生」の社会を目指し、認知症に関する正しい知識の普及啓発や、認知症の人やその家族を手助けできる人材の育成などの地域づくりに取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
37	認知症に関する市民への普及啓発	関係機関・団体等を通じ、認知症に関する正しい知識や認知症の早期発見に役立つチェックリストなどを掲載したリーフレットを配布します。 また、毎年9月の「宇都宮市みんなで考える認知症月間」において、市民が認知症への理解を深めるための「世界アルツハイマーデー記念講演会」や「パネル展」などを実施します。
38	認知症サポーター等の養成・支援	学校や職場、地域団体などに、本市が養成するキャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師）を派遣し、市民が認知症サポーター（認知症を正しく理解して認知症の人を温かく見守る応援者）になるための講座を開催します。
39	認知症パートナーの養成・支援	認知症サポーターが認知症の人をより身近でサポートできるよう、認知症パートナー（具体的な支援活動を行う人）になるためのステップアップ講座を開催するとともに、認知症パートナーを介護保険施設や地域の通いの場へつなぐための支援（マッチング）を実施します。

No.	事業名	概 要
40	認知症サロン（オレンジサロン）の推進	認知症の人やその家族をはじめとする誰もが気軽に集まれ、交流できる場である「認知症サロン（オレンジサロン）」を充実し、専門的な相談にも対応します。
41 (新)	認知症高齢者地域生活安心サポート事業の実施	認知症の人が行方不明となった場合に、地域住民が協力して捜索したり、声をかけたりすることができるよう、認知症の人が身につけやすい「認知症見守りグッズ」を配付します。 また、家族などからの捜索の協力依頼や地域住民による捜索協力が容易に行える「捜索支援アプリ」の普及に取り組みます。
42 (新)	認知症事故救済事業の実施	認知症の人の外出先での万が一に備え、認知症を原因とする事故により、第三者に怪我などを負わせたしまった場合に、その補償に係る経済的負担を軽減するための保険制度を実施します。

（２）認知症の早期発見や相談支援の推進

認知症の人が尊厳と希望を持ち、地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症を早期段階で発見して適切な対応につなげるための周知啓発を行うとともに、認知症の人やその家族の不安を軽減するための相談支援に取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
43	認知症早期発見チェックリスト等の配布	関係機関・団体等を通じ、認知症の早期発見に役立つチェックリストや認知症に関する正しい知識などを掲載したリーフレットを配布します。
44	もの忘れ相談会の開催	最近もの忘れが増えてきたと感じている方や、家族や知り合いが認知症かもしれないと感じている方などを対象として、市立図書館や、地域別データ分析でもの忘れリスクの高い傾向にあった地域の公共施設などにおいて、定期的にもの忘れ相談会を開催します。
45	認知症ガイドブック（ケアパス）の作成・配布	窓口や地域包括支援センター、医療機関などにおいて、認知症の進行状況に応じて利用できる医療・介護サービス等をまとめた「認知症ガイドブック（ケアパス）」を配布します。 また、認知症の人やその家族が必要とする情報を容易に取得できるよう、「デジタル版認知症ガイドブック（ケアパス）」を運用します。
40 (再掲)	認知症サロン（オレンジサロン）の推進	認知症の人やその家族をはじめとする誰もが気軽に集まれ、交流できる場である「認知症サロン（オレンジサロン）」を充実し、専門的な相談にも対応します。
87 (再掲)	家族介護教室等の開催	介護を行う家族等が安心して介護を続けられるよう、介護知識・技術の習得や、介護・福祉サービスの情報提供などを行う教室を開催します。
88 (再掲)	介護者交流会の開催	介護を行う家族等の身体的・精神的負担の軽減を図られるよう、介護経験者を交えて介護に関する情報交換等を行う介護者同士の交流会を開催します。
90 (再掲)	はいかい高齢者等家族支援事業	はいかい行動のある方の早期発見及び安全確保を支援し、介護者の精神的負担を軽減するため、位置情報を検索するサービスの利用料等の一部を助成します。

No.	事業名	概 要
106 (再掲)	成年後見制度の周知・利用促進	成年後見制度の周知を図るため、出前講座の開催や、地域包括支援センター等と連携したパンフレットの配布を行います。 また、成年後見制度の円滑な利用を図るため、親族等の申立者がいない場合に、市長による成年後見等開始の申立を行うほか、低所得の高齢者が申立を行う場合に、申立に要する経費や成年後見人等の報酬への助成を行います。

（３）介護予防の推進

運動不足の解消や生活習慣病の予防，社会参加の維持は，認知症予防に資する可能性があると言われてしています。このため，認知症になるのを遅らせたり，認知症になっても進行を穏やかにしたりすることにつなげる観点からも，高齢者の介護予防を推進します。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
11 (再掲)	介護予防参加促進事業	庁内関係部署や医療機関，民生委員・児童委員などと連携しながら，介護予防の取組を必要とする高齢者を把握し，必要な支援につなげます。 また，特定の年代に対する介護予防活動への参加を促すための啓発事業を実施します。
12 (再掲)	介護予防普及啓発事業	介護予防の基本的な知識や技術の普及を図るため，介護予防の基本的な知識を掲載したパンフレット等を配布するとともに，地域ごとに実施する「介護予防教室（はつらつ教室）」や，地元のプロスポーツチームと連携した「いきいき健康教室」などの運動，栄養，口腔，認知症予防等に関する教室・講演会を開催します。 なお，教室の開催に際しては，地域別データ分析の結果を活用し，地域ごとの特性や課題に応じた内容を盛り込むなど，きめ細かな事業を展開します。

No.	事業名	概 要
13 (再掲)	地域介護予防活動支援事業	地域で自主的に介護予防のための活動を行うグループ（自主グループ）を育成・支援するため、地域包括支援センターによるグループの活動支援や、栄養士・歯科衛生士によるフレイル予防のための講話や実技を実施します。
15 (再掲)	地域リハビリテーション活動支援事業	住民主体の通いの場をより一層創出し、活性化させるために、地域包括支援センターと連携してリハビリテーションに関する専門職を地域の自主グループ等の活動の場へ派遣し、高齢者の年齢や身体機能に応じた安全な身体の動かし方や効果的な運動などの助言を行います。 また、リハビリテーションに関する専門職と連携し、地域包括支援センターや介護支援専門員が作成するケアプラン等に対し、自立支援や重度化防止の視点や工夫点・改善点について助言・指導を行います。
21 (再掲)	ふれあい・いきいきサロン事業	高齢者や障がい者、子どもなどが身近な場所に気軽に集える機会を提供するため、ふれあいを通して仲間づくりや生きがいくりの輪を広げ、また、参加者の悩みや不安の解消を図ります。

（４）認知症ケア体制の構築

認知症の状態に応じた適切なケアが提供されるよう、医療・介護関係者の資質向上を図りながら、地域包括支援センターを中心として、より一層、医療や介護などが緊密に連携した切れ目のないケア体制の充実を図ります。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
46	認知症初期集中支援チームの運営	医療や介護などの公的サービスを受けていない認知症の人やその疑いのある人に対し、チーム（医師や看護師、社会福祉士などの専門職により構成）を編成し、医療機関への受診や介護サービスの利用などにつなげるための相談や支援を行います。
80 (再掲)	医療・介護関係者の情報共有の支援	在宅療養中の患者・利用者の状態の変化等について、医療・介護従事者間で速やかに情報共有を行うことができるよう、「入退院共通連携シート」や、ＩＣＴツール「どこでも連絡帳」などの利用促進を図ります。
82 (再掲)	医療・介護関係者の研修	医療・介護従事者の連携により、より質の高い在宅医療・介護サービスを提供することができるよう、「医療・介護連携支援ステーション」と連携しながら、多職種の顔の見える関係づくりに向けたグループワーク等による研修や、認知症・看取りなどの最近の動向を踏まえた専門的・実践的な知識を習得するための研修を実施します。
45 (再掲)	認知症ガイドブック（ケアパス）の作成・配布	窓口や地域包括支援センター、医療機関などにおいて、認知症の進行状況に応じて利用できる医療・介護サービス等をまとめた「認知症ガイドブック（ケアパス）」を配布します。 また、認知症の人やその家族が必要とする情報を容易に取得できるよう、「デジタル版認知症ガイドブック（ケアパス）」を運用します。

施策の方向性3 高齢者にやさしいまちづくりの推進

取組方針

高齢者にやさしいまちづくりの推進に向け、福祉のこころの醸成や教育などの「福祉のこころを育む人づくり」に継続して取り組むとともに、「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成など、安全・安心・快適に暮らせる福祉の基盤づくりを推進します。

(1) 福祉のこころの醸成と交流活動の促進

高齢者をはじめとするすべての市民が個人として尊重され、様々な社会活動に主体的に参加できるよう、ボランティアの精神を持って高齢者等への支援に取り組む人材の養成や、世代間交流の促進などに取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
47	ボランティアセンターやまちづくりセンターの運営	市民が気軽にボランティア活動等に参加できるよう、ボランティアセンターにおいて、ボランティアの相談・登録やマッチングのほか、養成講座の開催や交流の場づくりなど、市民の自発的な活動の支援を行います。また、災害時における災害ボランティアセンターの迅速な設置や円滑な運営を図るために災害ボランティアの養成を充実させるなど、総合的なボランティア支援体制を推進します。 地域活動団体やNPO、企業等がそれぞれの特性や能力を発揮し合い、公共的課題の解決に自主的に取り組む社会をつくるため、まちづくりセンター（まちぴあ）において、各活動主体の連携体制構築やNPO等の組織基盤の強化など多様な支援を行います。
48	ボランティア養成講座等の充実	ボランティア活動の推進と実践者の養成を図るため、ボランティア活動への興味や関心から始まるきっかけづくりを目的としたボランティア入門講座や、スキル習得のための養成講座を実施します。
49	敬老会の開催支援を通じた敬老のこころを育む取組の推進	多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛するとともに、市民が高齢者の福祉について関心と理解を深めることができるよう、各地区（39地区）の社会福祉協議会が運営主体となり、宇都宮市社会福祉協議会、本市と共催で開催します。

No.	事業名	概 要
24 (再掲)	茂原健康交流センター事業	世代間・地域間交流を促進するため、茂原健康交流センターにおいて、水泳教室や健康づくり教室など、子どもから高齢者までの幅広い年代を対象とした教室を開催します。
50	学校における福祉教育の充実	児童生徒を対象に、思いやりなどの豊かな心を育むため、高齢者や福祉施設との交流活動や学校行事への招待などを実施し、「宮っ子心の教育」を推進します。 また、中学校の「宇都宮学」において、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくための本市の取組を学習することで、高齢社会への理解を促進します。

38 (再掲)	認知症サポーター等の養成・支援	学校や職場，地域団体などに，本市が養成するキャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師）を派遣し，市民が認知症サポーター（認知症を正しく理解して認知症の人を温かく見守る応援者）になるための講座を開催します。
51 (新)	共生のこころを育むプロモーション事業	

(2) 高齢者の快適な生活基盤の計画的な整備

高齢期になっても日常的な社会生活を安全・安心・快適に送ることができるよう、市が目指す都市空間の姿である「ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）」の形成やユニバーサルデザインの推進など、生活基盤の計画的な整備に取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
52	市有施設等のバリアフリーの推進	《市有施設》 高齢者や障がい者をはじめとするすべての市民が、市有施設を安全かつ円滑に利用できるよう、エレベーターの設置などの施設整備に取り組みます。 《道路・公園》 高齢者や障がい者をはじめとするすべての市民が安全・安心に通行できる歩行空間創出のため、点字ブロックや歩道の整備及び修繕を行うほか、公園の出入口の段差解消や、車いすの方でも利用しやすい水飲み器を設置するなど、高齢者をはじめ市民の誰もが利用しやすい公園の整備に取り組みます。
53	公共的施設等のバリアフリーの推進	《公共的施設等》 高齢者や障がい者をはじめとするすべての市民が利用する、鉄道駅のバリアフリー化を図るため、傾斜路や手すり、エレベーター、便所の改修費の一部を補助します。 《バス車両等》 高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安心かつ快適に移動できる「人にやさしい交通環境」の形成を図るため、交通事業者によるノンステップバスや低床型EVバス、ユニバーサルデザインタクシーの導入に対する支援を行い、バス車両等のバリアフリーを推進します。
54	広報手段や公共掲示物のバリアフリーの推進	高齢者や障がい者にわかりやすい行政情報を提供できるよう、ユニバーサルデザイン文書マニュアルを活用し、市民にわかりやすい文書の作成に努めるほか、広報紙の点字・音声版の作成や、ホームページの音声読み上げに配慮した作成などに取り組みます。

No.	事業名	概 要
55	拠点への生活利便施設等の充実と便利で快適に移動ができる、外出しやすい移動環境の形成	「ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）」の形成に向け、「立地適正化計画」や「市街化調整区域の整備及び保全の方針」などと連携を図りながら、高齢者をはじめとする市民に身近な拠点等に、住まいや日常生活に必要な食料品・日用品を買う店舗、医療・介護施設などを誘導・集積することにより生活利便性を高めるとともに、拠点間を結ぶ公共交通（鉄道・LRT・路線バス・地域内交通）を基本に地域内の身近な移動を支える交通網を構築し、便利で快適に移動ができる、外出しやすい移動環境の形成に向けた取組を進めます。

施策の方向性4 安全で安心な暮らしの支援

取組方針

高齢者が安全で安心な暮らしを続けられるよう、地域における相談・見守り体制の充実を図るとともに、感染症予防や防災・防犯などに関する意識の高揚を図ります。

(1) 地域での相談・見守り体制の充実

ひとり暮らし高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、行政のみならず、地域住民が互いに助け合い、支えあうまちづくりを推進する必要があります。

このため、地域住民同士の支え合いを促進し、市や地域包括支援センター、民生委員・児童委員、自治会などとの連携のもと、ひとり暮らし高齢者をはじめとする支援が必要な高齢者に対する見守りや、災害時における高齢者や障がい者などの支援に向けた体制整備に取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
56	ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステムの推進	民生委員・児童委員、地域包括支援センターが見守りを必要とする高齢者等を把握した上で、見守り対象者に対する見守り方法等を「地域ケア会議」（●ページを参照）で検討し、地域住民等による見守りを実施します。
57	災害時要援護者支援事業	高齢者や障がい者など災害発生時に支援を必要とする要援護者に対し、日ごろからの声かけ・見守り活動を行うとともに、災害発生時に迅速かつ的確に避難誘導等を行えるよう、地域における支援体制の整備を推進します。
58	地域における自主防災組織の育成・強化	災害発生時に地域の自主的な活動が効果的に行えるよう、地域主体の防災訓練の開催や防災資機材の整備を支援します。
93 (再掲)	緊急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置の設置を支援し、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。

(2) 安全で安心な暮らしを支える情報提供

高齢者が安全で安心な暮らしを送ることができるよう、地域団体や福祉関係者などと連携しながら、交通事故や消費者被害の防止、感染症対策などに関する情報提供等に取り組めます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
59	防犯教育の推進	高齢者の犯罪被害未然防止のため、防犯活動指導員が、高齢者の特性に応じた防犯講習会を実施するほか、講習会に参加する機会の少ない方には、民生委員と連携して戸別訪問を行い、防犯に関する情報提供を実施します。
60	交通安全教育の実施	近年、高齢者の交通事故の割合が高くなっているため、高齢者を対象とした交通安全教室を開催するほか、教室に参加する機会の少ない方には、民生委員と連携して戸別訪問を行い、交通安全に関する情報提供を実施します。
61	消費者教育・啓発の推進	高齢者が被害者となる消費生活に関するトラブルを防止するため、消費生活出前講座開催や各種広告媒体を活用した消費生活情報の提供を実施します。
62	特殊詐欺対策の推進	高齢者の特殊詐欺被害の多くが電話によるものであることから、不審な電話を未然に防止する「特殊詐欺撃退機器」の普及、促進を図るため、「特殊詐欺撃退機器購入費補助事業」を実施します。
63	感染症への対策に関する意識啓発の推進	感染症の流行時において、感染症の拡大を防止するため、重症化するリスクの高い高齢者を含むすべての市民に対し、広報紙やホームページなどにより、予防対策等に関する意識啓発を行います。

基本目標3 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現

施策の方向性1 介護保険事業の充実

取組方針

中長期的に持続可能な介護保険事業の運営に向け、計画的に施設・居住系サービスや地域密着型サービスの整備を進め、介護サービス提供基盤を確保するとともに、多様な生活支援サービスの充実を図ります。

(1) 介護保険サービスの安定的な提供

本市における将来の需要増に確実に対応できるよう、介護サービス利用者等のニーズに応じた介護サービス基盤の整備に取り組み、介護サービスの安定的な提供を図ります。

(調整中)

(2) 介護保険給付費等の見込みと介護保険料の設定
(調整中)

（３）介護予防・日常生活支援総合事業の推進

高齢者が身近な地域で暮らし続けるためには、介護保険で提供される身体介護や、買い物・調理といった家事援助に加え、庭の手入れや大掃除、家屋の修理などの介護保険の対象とはならない多様な支援も必要です。高齢化が進展し、今後一層多様化することが予想されるこうしたニーズに対応するため、生活機能の低下がみられる高齢者を対象に、専門的なサービスや、より柔軟で提供範囲が広い生活支援サービスを提供します。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
36 (再掲)	介護予防・日常生活支援総合事業の推進（介護予防・生活支援サービス事業）	地域のボランティアやNPO、自治会等の多様な主体が、介護予防や生活支援に参画できるよう、介護予防・生活支援サービス事業における基準緩和型サービス（サービスA）等に携わる人材を育成する研修を開催するとともに、住民主体型サービス（サービスB）の実施に係る助成を行います。

施策の方向性2 介護人材の確保

取組方針

本市の実情に応じた介護人材の確保に向け、介護事業所における新規就労者の育成・確保や、介護職の離職防止に資する職場環境の向上を図ります。

(1) 介護現場への参入促進

介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、介護を担う人材の確保が重要な課題であることから、県や介護関係団体と連携しながら、学生や中高年齢層、他業種など多様な人材層に対する介護職への理解促進や事業所等の人材確保に資する取組への支援など、介護現場への参入促進に取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
64	新規就労者の確保	不足している介護人材を将来に渡って安定的に確保していくため、学生を対象に、介護の仕事の魅力ややりがいをもPRする県の出前講座や介護体験事業を広く周知するなど、若年層に対する介護職への理解促進に取り組みます。
65	県が実施する参入促進や資質の向上に向けた取組の周知	行政や介護関係団体等が一体となり介護人材の確保に関する具体的な取組や推進方策を全県的に検討するための「栃木県介護人材確保対策連絡調整会議」と連携し、県が実施する職場体験事業や再就業支援事業などの取組を、介護職への転職・再就業を希望する市民に広く周知するほか、介護人材キャリアパス支援事業など、介護職の資質向上に向けた取組の市内の事業者への周知に取り組みます。
36 (再掲)	介護予防・日常生活支援総合事業の推進（担い手の育成・確保）	地域のボランティアやNPO、自治会等の多様な主体が、介護予防や生活支援に参画できるよう、介護予防・生活支援サービス事業における基準緩和型サービス（サービスA）等に携わる人材を育成する研修を開催するとともに、住民主体型サービス（サービスB）の実施に係る助成を行います。

(2) 介護職の離職防止に向けた職場環境の向上

介護従事者が職場に定着し、安心して働き続けるようにするためには、働きやすい環境の整備など、離職防止のための取組が必要となります。このため、ICT等の活用による効果的・効率的なサービス提供の促進や勤務条件など労働環境の改善支援、専門職に見合った処遇改善の促進などに取り組めます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
66	介護ロボットやICTの活用促進	介護従事者の働きやすい職場環境を整備するため、従事者の負担軽減に寄与する介護ロボットの導入促進を図るほか、ICTを活用したペーパーレス化や業務プロセスの見直しによる業務効率化の促進に取り組めます。
30 (再掲)	雇用や就労に関する各種支援制度の周知	介護者を含む様々な働き手の雇用促進と労働環境の向上を図るため、雇用・労働に関する法律や制度などを掲載した勤労者向け、事業者向けの啓発冊子をそれぞれ作成し、勤労者、市内事業者、関係機関へ配付するほか、ホームページにも掲載します。
67	介護現場における処遇改善等の促進	介護従事者のモチベーションを維持し、質の高い介護サービスの安定的な提供を図るため、事業者に対し、経験・技能のある人材を重点的に支援する処遇改善加算の積極的な取得を働きかけ、介護現場における処遇改善の促進に取り組めます。

施策の方向性3 介護サービスの質の確保・向上

取組方針

介護サービスの質の確保・向上に向け、国の指針などを踏まえて介護給付の適正化を図るとともに、介護人材の育成支援に取り組みます。

(1) 介護給付の適正化や介護人材の育成支援【宇都宮市介護給付適正化計画】

高齢化の進展に伴い、介護給付等に要する費用が増大することが見込まれる中、介護給付等に要する費用の適正化を図るとともに、利用者の自立支援・重度化防止に向けた質の高い介護サービスが提供されるよう取り組む必要があります。このため、国が定める『介護給付適正化計画』に関する指針に基づく「第6期宇都宮市介護給付適正化計画」（令和6～8年度）として位置づけ、提供サービスの整合性確認等の各種点検、介護支援専門員（ケアマネジャー）への介護給付適正化事業に取り組むほか、医療・介護従事者が連携した研修会や総合事業従事者の人材育成研修等に取り組めます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
68	認定調査内容の点検等の実施	適正な認定調査を確保するため、認定調査員同士の相互チェックによる全調査案件の内容点検に取り組めます。
69	認定審査会委員・認定調査員を対象とした研修の実施	適切かつ公平な要介護認定を確保するため、審査会委員研修会及び調査員研修会の定期的な開催により、認定調査員等の資質向上や要介護認定の平準化に取り組めます。
70	ケアプランに対する助言・指導の実施	利用者が自立支援・重度化防止に向けた適切な介護サービスを過不足なく利用できるよう、ケアプランが適切に作成されているか点検を実施します。
71	住宅改修・福祉用具の点検	不適切または不要な住宅改修や福祉用具の利用を防ぐため、サービスを利用しようとする要介護者等宅の実態や改修後の施工状況、福祉用具の利用状況等を確認します。

No.	事業名	概 要
72	縦覧点検・医療情報との突合	事業者からの介護給付費請求内容の誤り等を是正するため、提供されたサービスの整合性や医療と介護の重複請求等の点検を実施します。
73	介護従事者等の資質の向上	介護従事者等のスキルアップを図るため、介護支援専門員を対象とした研修を実施するとともに、事業者や利用者へのアンケート（いきいき介護チェック事業）を通して、介護従事者等の資質向上に取り組みます。
15 (再掲)	地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーションに関する専門職と連携し、地域包括支援センターや介護支援専門員が作成するケアプラン等に対し、自立支援や重度化防止の視点や工夫点・改善点について助言・指導を行います。
36 (再掲)	介護予防・日常生活支援総合事業の推進（担い手の育成・確保）	地域のボランティアやNPO、自治会等の多様な主体が、介護予防や生活支援に参画できるよう、介護予防・生活支援サービス事業における基準緩和型サービス（サービスA）等に携わる人材を育成する研修を開催するとともに、住民主体型サービス（サービスB）の実施に係る助成を行います。
82 (再掲)	医療・介護関係者の研修	医療・介護従事者の連携により、より質の高い在宅医療・介護サービスを提供することができるよう、「医療・介護連携支援ステーション」と連携しながら、多職種の顔の見える関係づくりに向けたグループワーク等による研修や、認知症・看取りなどの最近の動向を踏まえた専門的・実践的な知識を習得するための研修を実施します。

(2) 介護サービス事業所における災害や感染症への備え

介護サービスを利用する高齢者が、自然災害や感染症などの発生時においても、心身の安全が確保され、必要なサービスを受け続けられるよう、介護サービス事業者に対し、有事の対応方法や必要物資の備蓄状況を事前に把握・共有するための助言や指導、情報提供などを行います。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
74	浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保に関する助言・指導	災害の発生時において、利用者を安全かつ円滑に避難誘導することができるよう、介護サービス事業所が行う避難訓練の実施状況を毎年度確認します。また、実地指導や集団指導などの機会を活用し、避難確保計画の確認等を促します。
75	感染症発生時の適切な対応に関する助言・指導	感染症の発生時において、介護サービス事業所が感染者や入居者などに対して適切な対応や措置を行うことができるよう、国からの通知等を事業所に周知するとともに、実地指導や集団指導などの機会を活用し、県が作成する「新型コロナウイルス感染者発生施設に対する対応（標準例）」の普及を図るなど、日ごろからの備えを促します。
76	罹災や感染症拡大予防のための施設改修等への支援	介護サービス事業所が、罹災からの復旧や感染症拡大予防を目的として施設改修等を行う場合における補助制度等について、適宜、情報提供を行います。

施策の方向性4 在宅医療・介護連携の推進

取組方針

医療機関や介護サービス事業者などの関係者間の連携を推進するため、円滑な連携に向けた体制の強化や専門職の育成・確保に取り組むとともに、在宅での療養について、市民の理解促進を図ります。

(1) 円滑な医療・介護連携に向けた体制の強化

市民が身近な場所で安心して在宅療養生活（※）を送ることができるよう、地域における医療・介護の関係機関の連携を進めるとともに、在宅医療や認知症対策などに医療従事者のより一層の参画を促しながら、在宅医療と介護を一体的に提供する体制を整備・推進していきます。

※ ここでいう「在宅」とは、居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、その他市民が療養生活を営むことができる場所であって、病院・診療所以外の場所を指します。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
77	地域における医療・介護の資源の把握	医療・介護連携を支援する施策の立案や評価を行うため、地域包括ケア「見える化」システムや医療機能情報提供制度などを活用して、地域における医療機関・介護事業所の機能や、在宅医療・介護サービスの利用状況等の情報を把握します。 把握した情報については、医療・介護従事者の連携に際して、照会先や協力依頼先を適切に選択・連絡できるよう、また、地域住民の医療・介護へのアクセスの向上を支援できるよう、市内の医療機関や介護事業所、地域の社会資源などの情報をリスト化・マップ化した「宇都宮市地域包括資源検索サイト」等において情報提供します。
78	在宅医療・介護連携の課題の抽出	在宅医療・介護の連携強化を図るため、地域の医療・介護関係者等が参画する宇都宮市地域包括ケア推進会議「地域療養支援部会」において、地域包括ケア「見える化」システムや医療機能情報提供制度などのデータなどを活用しながら、医療・介護連携に関する地域課題の抽出を行うとともに、地域で目指す理想像（目標）を共有しながら、対応策を検討します。

No.	事業名	概 要
79	切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制（地域療養支援体制）の構築推進	在宅において、患者・利用者個々の身体状況に合わせた医療・介護サービスを適切に提供することができるよう、入退院時に医療・介護従事者間において共有すべき情報や情報提供時期等をルール化した「入退院支援手順書」などを活用しながら、入院医療機関からの円滑な在宅療養移行を促進するとともに、主治医・代診医・後方支援病院等の連携による24時間の医療体制を推進し、緊急時や看取りに対応します。
80	医療・介護関係者の情報共有の支援	在宅療養中の患者・利用者の状態の変化等について、医療・介護従事者間で速やかに情報共有を行うことができるよう、「入退院共通連携シート」や、ICTツール「どこでも連絡帳」などの利用促進を図ります。

（２）在宅療養を支える専門職の育成・確保

在宅療養の推進には、医療と介護の連携を強化し、切れ目のないサービスを提供することが必要です。そのため、地域において在宅医療・介護に関わる医師や訪問看護師の確保に努めるとともに、介護支援専門員（ケアマネジャー）やホームヘルパーなど、多職種の人材の育成に取り組んでいきます。

〔主な取組・事業〕

No.	事業名	概 要
81	在宅医療・介護関係者に関する相談支援	在宅医療・介護従事者の円滑な連携を推進するため、「医療・介護連携支援センター」や、市内5ブロックに設置した「医療・介護連携支援ステーション」において、地域の診療所や地域包括支援センターなどの専門職向けに、患者・利用者または家族の要望や状況に応じた医療機関・介護事業所を相互に紹介するなど、在宅医療・介護の連携に関する相談支援を行います。
82	医療・介護関係者の研修	医療・介護従事者の連携により、より質の高い在宅医療・介護サービスを提供することができるよう、「医療・介護連携支援ステーション」と連携しながら、多職種の顔の見える関係づくりに向けたグループワーク等による研修や、認知症・看取りなどの最近の動向を踏まえた専門的・実践的な知識を習得するための研修を実施します。

(3) 在宅での療養や看取りに関する市民理解の促進

在宅療養を推進していくためには、市民にも日ごろから在宅療養に関する知識や理解を深めてもらうことが必要です。そのため、在宅医療・介護に関する講演会の開催や、パンフレットの配布などによる普及啓発を継続して行っていきます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
83	地域住民への普及啓発	市民が、在宅での療養を必要とした時に医療・介護サービスを適切に選択することができるよう、また、人生の最終段階におけるケアのあり方や在宅での看取りについて理解が深まるよう、ホームページや広報紙への掲載、公開講座や出前講座の開催、パンフレットの配布など、あらゆる機会を活用しながら、在宅医療や介護等について、理解促進を図ります。

施策の方向性5 介護者等への支援

取組方針

介護サービスの利用者が自ら必要なサービスを安心して選択できるよう、介護保険制度に関する情報提供を行うとともに、介護者の心身のケアが図れるよう、認知症介護者やヤングケアラーなどの様々な状況にある介護者を対象とした相談支援などを行います。

(1) 介護サービスを必要とする高齢者や家族等に対する情報提供

介護サービスを必要とする高齢者が、介護保険制度を正しく理解した上で適切なサービスを利用できるよう、高齢者やその家族、介護者に対し、介護保険制度に関する周知啓発や、介護サービスに関する不満・不安の解消に向けた相談支援などに取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
84	「介護保険相談窓口」の充実	介護保険に関する多様な相談に対応できるよう、介護保険窓口専任職員の配置や、地域の身近な相談先であり、各種手続きの支援も可能な機関である「地域包括支援センター」や、基幹相談支援センターを通して、利用者やその家族が抱えている不安等の解消に取り組みます。
85	介護保険制度に関する周知啓発	介護サービスを必要とする高齢者やその家族等が、申請手続きや利用できるサービス、サービス提供事業者等への理解を深め、円滑にサービスを利用できるよう、「介護保険の手引き」や「介護サービス事業者・団体名簿」を作成し、高齢福祉課や地区市民センターの窓口等で配布するほか、これらを活用して出前講座を実施するなど、介護保険制度の周知啓発に取り組みます。
86	介護保険サービス利用者の権利擁護	栃木県国民健康保険団体連合会などと連携しながら、要介護認定や介護保険サービス利用に関する相談・苦情に応じます。 また、「介護サービス相談員」が介護サービスを提供する施設や事業所などを訪問し、利用者の疑問や不満、不安の解消を図ります。

(2) 介護者に対する支援

介護を行う家族の多くは、何らかの心身的な負担を感じており、地域において高齢者の在宅生活を支えるにあたっては、高齢者本人への支援のみならず、介護を行う家族等に対する心身のケアが重要です。このため、介護に関する相談・支援や知識・技術の情報提供、介護者同士の交流の場の確保などに取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
87	家族介護教室等の開催	介護を行う家族等が安心して介護を続けられるよう、介護知識・技術の習得や、介護・福祉サービスの情報提供などを行う教室を開催します。
88	介護者交流会の開催	介護を行う家族等の身体的・精神的負担の軽減が図られるよう、介護経験者を交えて介護に関する情報交換等を行う介護者同士の交流会を開催します。
89	在宅高齢者家族介護慰労金の支給	介護を必要とする在宅の高齢者を、一定の期間、介護サービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く）を受けずに介護している方を対象に、家族介護慰労金を支給します。
90	はいかい高齢者等家族支援事業	はいかい行動のある方の早期発見及び安全確保を支援し、介護者の精神的負担を軽減するため、位置情報を検索するサービスの利用料等の一部を助成します。
40 (再掲)	認知症サロン（オレンジサロン）の推進	認知症の人を介護する家族等の精神的な負担を軽減するため、認知症の人やその家族をはじめとする誰もが気軽に集まれ、交流できる場である「認知症サロン（オレンジサロン）」を充実し、専門的な相談にも対応します。
30 (再掲)	雇用や就労に関する各種支援制度の周知	介護者を含む様々な働き手の雇用促進と労働環境の向上を図るため、雇用・労働に関する法律や制度などを掲載した勤労者向け、事業者向けの啓発冊子をそれぞれ作成し、勤労者、市内事業者、関係機関へ配付するほか、ホームページにも掲載します。

基本目標4 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

施策の方向性1 高齢者の状況に応じた在宅福祉サービスの提供

取組方針

支援やサービスを必要とする高齢者が、心身等の状況に応じた適切なサービスを利用できるよう、引き続き、在宅福祉サービスの周知を図りながら、適切な支援を行います。

施策(1) 在宅福祉サービスの提供

支援やサービスを必要とする高齢者が、住み慣れた自宅で生活し続けられるよう、心身等の状況に応じた適切な在宅福祉サービスを提供します。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
91	高齢者等ホームサポート事業	ひとり暮らし高齢者等に対し、軽易な日常生活上の援助（寝具類等大物の洗濯・日干しや家周りの手入れなど）を行います。
92	在宅高齢者等日常生活用具給付事業	一定の基準を満たすおおむね65歳以上の方に対し、シルバーカー等の日常生活用具を給付、または貸与します。
93	緊急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置の設置を支援し、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。
94	はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業	原則70歳以上の方や、身体障がい者1～2級の方に対し、市の指定する施術所において、保険の適用外で、はり、きゅう、マッサージの施術を受けるときの料金の一部を助成します。
95	高齢者短期宿泊事業	生活習慣の改善や体調の調整などが必要な高齢者に対し、養護老人ホーム等への一時的な宿泊の提供や適切な指導等を行います。

施策の方向性2 高齢者の自立した生活を支える住環境の整備

【宇都宮市高齢者住居安定確保計画】

取組方針

高齢者の自立した生活を支えるための住環境を整備できるよう、既存住宅の改修支援や多様な住宅の確保を図るとともに、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への円滑な入居に向けた相談支援に取り組みます。

(1) 高齢者の住環境の向上に向けた支援

高齢者が、介護が必要になっても住み慣れた自宅で生活し続けられるよう、既存住宅の改修等に向けた支援に取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
96	高齢者にやさしい住環境整備補助事業	住宅改修を必要とする要介護者等が、住み慣れた自宅での日常生活を容易に過ごすことができるよう、介護サービスで提供される住宅改修とは別に、既存住宅の改修に要する経費の一部を補助します。
97	住宅改修に関する情報提供	住宅改修を必要とする要介護者等が、心身の状況や住環境に応じて、高齢者にやさしい住環境整備補助事業や介護サービスで提供される住宅改修などの支援・サービスを適切に選択しながら利用できるよう、これらの支援・サービスの相違点や組み合わせ方などについてわかりやすく周知します。
98	住宅改修支援事業	介護サービスを利用していない要介護者等が、円滑に介護サービスで提供される住宅改修を利用できるよう、介護支援専門員等による申請書類の作成への支援を行います。
99 (新)	木造住宅の耐震化支援	昭和56年以前に建てられた木造住宅について、安全・安心な住まいづくりを支援するため、木造住宅の耐震診断の無償化、耐震改修に対する補助事業を実施します。
100 (新)	住宅の住替え制度（マイホーム借上げ制度）の活用促進	年齢や家族構成などにより変化する居住ニーズに対応し、住宅と世帯のミスマッチの解消を図るため、既存住宅を良質なストックとして有効に活用し、住替えを支援します。

No.	事業名	概 要
101	生活援助員派遣事業	高齢者が地域の中で自立して安全な在宅生活を送れるよう、「高齢者用住宅（シルバーハウジング）」に居住するひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対し、生活援助員（ライフサポートアドバイザー）を派遣し、安否確認や生活指導・相談などを行います。

(2) 高齢者の希望や状況に応じた住宅の確保

高齢者が、心身の状況や生活状況に応じて選択できるよう、サービス付き高齢者向け住宅や軽費老人ホームなどの多様な「住まい」を確保します。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
102	高齢者向け住宅の普及促進	高齢者の心身の状況や生活状況に応じて選択できる多様な高齢者向け住宅の提供や、適正管理に向けた指導等を行います。 ① サービス付き高齢者向け住宅 主に安否確認や生活相談などのサービスが必要な高齢者が、本人の希望や心身の状況に応じて最適なサービスを選択しながら、安心して生活できるよう、サービス付き高齢者向け住宅の整備の促進や適正管理に向けた指導・監査を行います。 また、サービス付き高齢者向け住宅の整備にあたっては、本市の「ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）」に即したまちづくりとの整合を図るため、支援制度の創設や整備基準の規制緩和等により、居住誘導区域等への誘導に取り組みます。 ② 有料老人ホーム 主に介護を必要とする高齢者が、心身の状況に応じて必要な介護サービスを組み合わせながら、安心して生活できるよう、有料老人ホームの登録や適正管理に向けた指導・監査を行います。 ③ セーフティネット住宅 賃貸住宅の入居に際して保証人がいないひとり暮らし高齢者などが、安心して入居できるよう、空き家となっている民間賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅の登録や家主への支援を行います。 ④ 軽費老人ホーム（ケアハウス） 主に低所得の高齢者が、安心して生活できるよう、社会福祉法人が提供する軽費老人ホーム（ケアハウス）に対し、入居者の入居費用を補助します。

No.	事業名	概 要
103	公営住宅の確保	低所得者を対象として市が提供する「市営住宅」や、市営住宅においてひとり暮らし高齢者等に対して生活援助員（ライフサポートアドバイザー）による生活指導・相談や声掛け、緊急時の対応を行う「高齢者用住宅（シルバーハウジング）」を提供します。
104	老人措置事業	身体的・経済的な理由などにより、自宅での日常生活が困難な方に対し、養護老人ホーム等への入所などの措置を行います。

（３）住まいの確保が困難な高齢者等に対する居住支援

住まいの確保が困難な高齢者等（住宅確保要配慮者）が，民間の賃貸住宅に円滑に入居できるよう，保健と福祉のまるごと相談窓口「エールU」と連携しながら，住まいに関する相談支援を行います。

〔主な取組・事業〕

No.	事業名	概 要
105	住宅確保要配慮者に対する居住支援	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため，宇都宮市居住支援協議会による住まいに関する相談支援等を実施します。

施策の方向性3 高齢者の権利を守る制度の利用支援

取組方針

高齢者の権利が守られるよう、引き続き、高齢者虐待を防ぐための意識啓発に取り組むとともに、本市の成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見制度等の周知や利用支援などを行います。

(1) 高齢者虐待を防ぐための周知啓発や関係機関との情報共有

ネグレクトや暴力など、介護者等による身体的・心理的な高齢者への虐待を未然に防ぐため、市民の理解促進や相談窓口の周知啓発を行うとともに、早期発見・早期対応に向け、地域包括支援センターやケアマネジャー、介護サービス事業所などの関係機関との情報共有に取り組みます。また、必要に応じて一時保護等の措置を行います。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
106	高齢者虐待防止事業	高齢者虐待の防止・解消を図るため、リーフレットの配布や研修の開催、マニュアルの普及による周知啓発に取り組むほか、「宇都宮市虐待・DV対策連携会議」や「地域ケア会議」（●ページを参照）などを通じた関係機関相互の連携・協力による情報共有に取り組みます。
104 (再掲)	老人措置事業	高齢者の心身の安全や生活の安定を確保するため、届出や通報などによって高齢者虐待を把握した場合は、必要に応じて養護老人ホーム等への入所などの措置を行います。
95 (再掲)	高齢者短期宿泊事業	高齢者の心身の安全や生活の安定を確保するため、届出や通報などによって高齢者虐待を把握した場合は、必要に応じて養護老人ホーム等への一時的な保護を行います。

(2) 成年後見制度などの周知・利用促進

認知症により判断能力が低下した方など，成年後見制度の利用を必要とする高齢者等が円滑に当該制度を利用できるよう，普及啓発や利用支援を行い，認知症高齢者等の権利擁護に取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
107	成年後見制度の周知・利用促進	成年後見制度の周知を図るため，出前講座の開催や，地域包括支援センター等と連携したパンフレットの配布を行います。 また，成年後見制度の円滑な利用を図るため，親族等の申立者がいない場合に，市長による成年後見等開始の申立を行うほか，低所得の高齢者が申立を行う場合に，申立に要する経費や成年後見人等の報酬への助成を行います。
108	日常生活自立支援事業の利用促進	認知症や知的障がいなどの理由により，判断能力が不十分な方を対象に，住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう，本人との契約に基づき，福祉サービスの利用に関する相談・助言や利用手続き，日常的な金銭支払いなど，日常生活の支援を行います。
109 (新)	成年後見人等の人材の確保	成年後見人等となることに関心がある市民に対し，後見人等としての心構えや必要な知識等を習得するための市民後見人養成研修を実施するなど，成年後見制度の担い手を確保します。
110	地域連携ネットワークの構築	成年後見制度等を必要とする高齢者等がより円滑に当該制度を利用することができるよう，「地域ケア会議」（●ページを参照）において，関係機関・団体等が連携して本人への支援を行うほか，これらの地域連携ネットワークにおける中核機関の設置について検討を進めます。

第5章

地域共生社会の実現を見据えた 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

第5章 地域共生社会の実現を見据えた地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

1 宇都宮市の地域包括ケアシステムの姿

全国的に少子高齢化が進む中、本市でも高齢化率が26%を超え、既に超高齢社会に突入しています。このまま少子高齢化が進むと、医療や介護などの公的なサービスを必要とする人が多くなるだけでなく、それを支える働き世代の人の負担が大きくなってしまいます。また、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加などに伴い、高齢者の社会・他者との繋がりや介護予防の推進がますます重要視されているなど、高齢者を取り巻く社会環境は、更に大きく変化しています。

このような中、高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、医療や介護などの公的サービスを充実することはもちろんのこと、高齢者一人ひとりが元気なうちから介護予防に取り組んだり、高齢者の暮らしやすい地域づくりに向け、身近な地域の支え合い活動に参加したりすることが大切です。

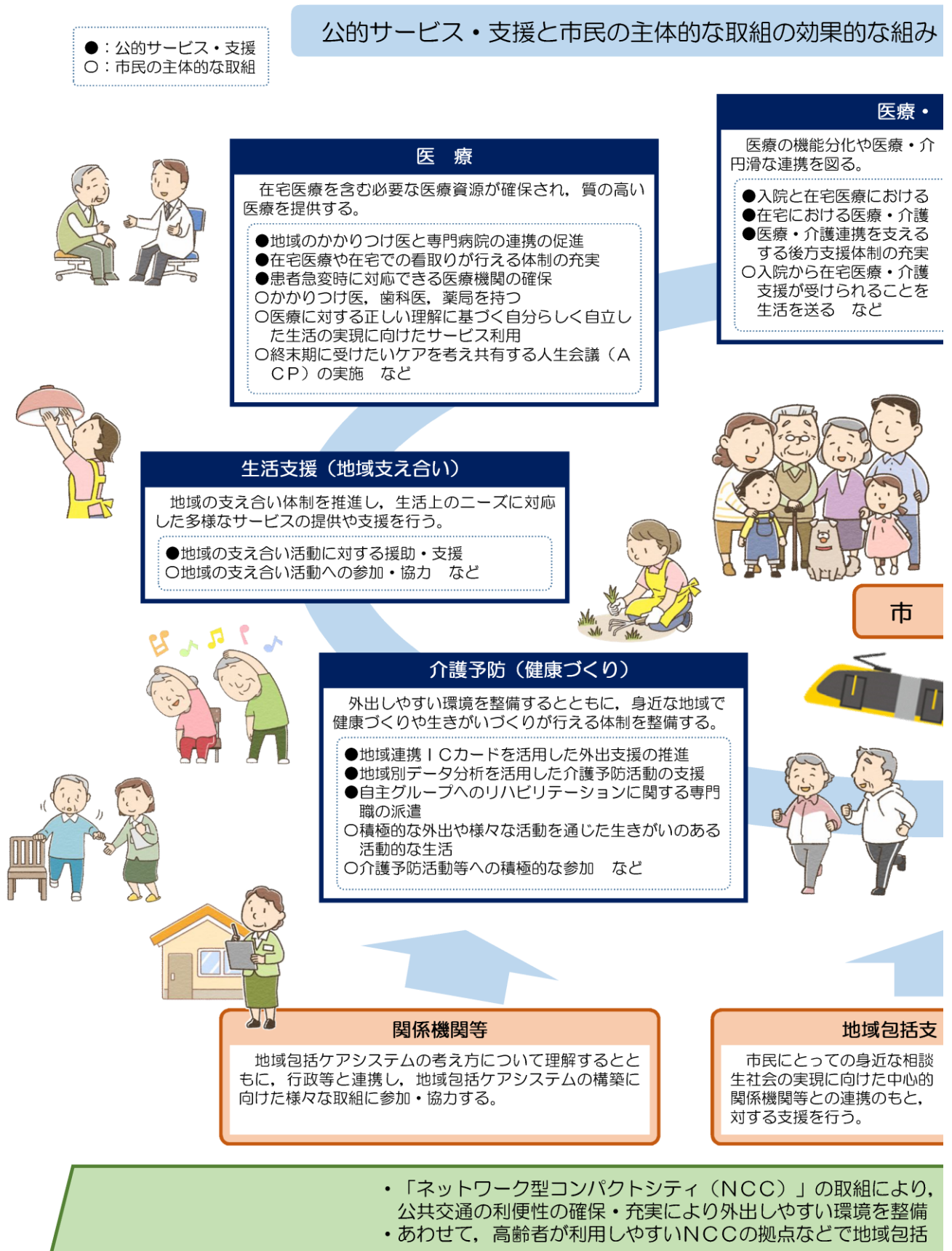
そこで、本市では、地域に住む高齢者を地域全体で役割分担しながら包括的に支えていくための仕組みである「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組を進めています。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進に係る7つの取組

本市における地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組は、国が示す「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」の5つの分野に、「医療・介護連携」と、「認知症対策」を加えた7つの分野において重点的に実施しており、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや、医療・介護・地域などの関係団体、行政が連携して、7つの取組を支援しています。(●ページを参照)

また、本市では、日常生活に密着した都市機能の誘導・集積や、公共交通ネットワークの充実などを図る「ネットワーク型コンパクトシティ(NCC)」の形成に取り組んでいるところであり、外出しやすい環境などの都市構造の強みを活かしながら、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っています。

図 地域包括の図



合わせにより、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る

介護連携

護の連携を進め、入退院時に

切れ目ない医療の提供
サービスの一体的な提供
地域包括支援センターに対

サービスの利用まで様々な
理解し、希望に沿った在宅



介護

利用者の自立支援に向けて適切なサービスを計画し、
質の高いサービスを提供する。

- 施設・居住系サービスや地域密着型サービスの確保・充実
- 介護人材の確保、介護従事者の資質向上
- 身体的・精神的負担の多い介護者の負担軽減を図る環境整備
- 介護サービスに対する正しい理解に基づく自分らしい生活の実現に向けたサービス利用 など



自立した生活の実現に向け、
身体状況等に応じた様々な
取組に主体的に取り組む。

認知症対策

認知症の人の意思を尊重し、住み慣れた地域の良い環
境で自分らしく生活できる環境をつくる。

- 認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発
- 認知症の人やその家族に対する支援体制の構築
- 認知症の人を温かく見守る応援者となる
- 具体的な支援活動に参加し、認知症の人をより身近でサポートする など

民



住まい

居住ニーズに応じた住まいを確保するとともに、安
心・快適な住環境を整備する。

- 住宅のバリアフリー化の推進
- 高齢者向け住宅（サービス付き高齢者向け住宅や軽費老人ホームなど）の普及促進
- 身体状況や希望に応じた住まいの選択 など



援センター

窓口であると同時に、地域共
な機関として、市民や様々な
圏域内の様々な分野の取組に



行政

様々な関係者との連携のもと、地域包括ケアシステム
の持続・発展のための体制整備に向けた各種事業を実施
する。



日常生活に密着した都市機能の誘導・集積が図られるとともに、
支援センターや行政が中心となり、相談に応じる体制を構築

各分野における主な施策・事業

分 野	主な施策・事業
医療	・医療・介護関係者への研修（参入促進，スキルアップ） ・在宅医や訪問看護ステーション，病院などの連携強化
介護	・施設・居住系サービスや地域密着型サービスの計画的な整備 ・介護サービス事業所評価事業の実施（★） ・介護者交流会の充実（★）
医療・介護連携	・医療・介護連携支援ステーションの設置 ・医療や介護などの地域資源を集約した検索サイトの運営
認知症対策	・認知症サポーターや認知症パートナーの養成・支援 ・認知症事故救済事業の実施（★） ・認知症サロン（オレンジサロン）等の推進（★）
生活支援 （地域支え合い）	・市内39地区での第2層協議体の運営 ・地域包括支援センターにおける他分野との連携促進（★）
介護予防 （健康づくり）	・交通系ＩＣカード「t o t r a」を活用した高齢者外出支援事業の実施 ・オンラインによる介護予防教室の開催（★） ・医療・介護データに基づく介護予防の推進（★）
住まい	・高齢者にやさしい住環境整備補助事業の実施 ・住宅確保要配慮者に対する居住支援（★）

※ 「★」は新規・拡充事業

（２）身近な地域から市域全体までの重層的な体制の構築

地域包括ケアシステムの深化・推進は，身近な地域から市域全体までの重層的な体制により，様々な取組が行われています。（●～●ページを参照）

ア 地区連合自治会圏域（39 地区）

高齢者にとってより身近な地区連合自治会圏域では，介護予防教室やサロンなどの「介護予防（健康づくり）」や，見守りをはじめとする「生活支援（地域支え合い）」など，日常生活に必要な支援や地域資源を確保することが大切です。

特に，地区連合自治会圏域ごとに設置している第2層協議体では，第2層生活支援コーディネーターなどを中心に，地域における居場所づくりや，支え合い活動の更なる充実に取り組んでいるところであり，こうした活動は，地域の元気な高齢者の活躍の場の創出にもつながっています。

また，高齢者が安心して暮らせる「住まい」や「住まい方」の選択が可能となるよう，手すりや段差の解消などの住宅改修を支援するとともに，サービス付き高齢者向け住宅や軽費老人ホームなど，高齢者の希望や状況に応じた多様な住宅の確保にも取り組んでいます。

イ 日常生活圏域（25 地区）

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、必要なサービスを身近な地域で受けることができる体制を整備する必要があります。

そのため本市では、市内を 25 の圏域に分割した日常生活圏域（圏域図は●ページを参照）ごとに、高齢者の様々な相談に応じる地域包括支援センターを配置するとともに、小規模できめ細かな対応が可能な施設や 24 時間何回でも対応できる訪問サービスなど、利用者のニーズに応じた柔軟な介護サービス（地域密着型サービス）を計画的に整備しています。

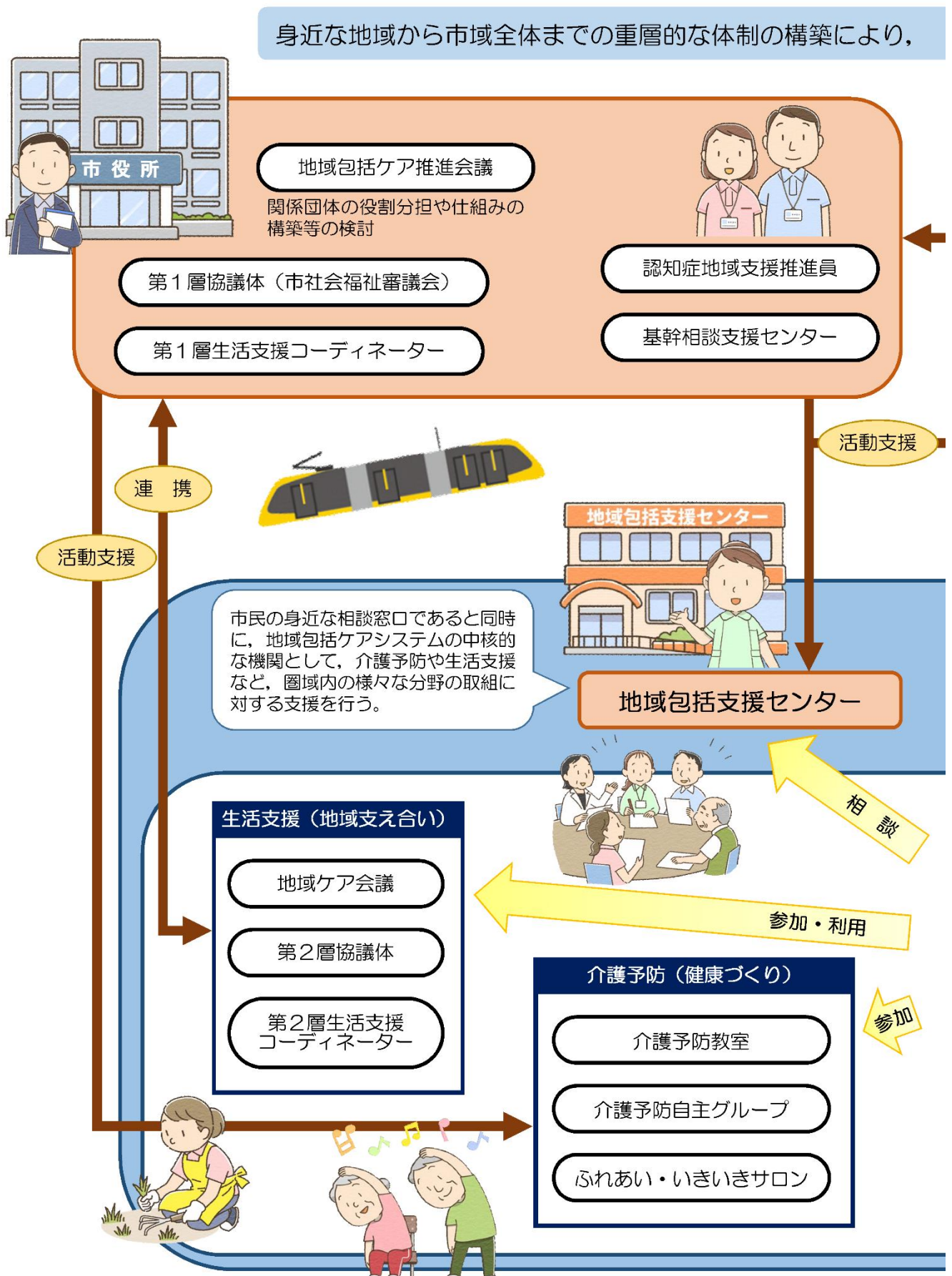
そのほか、医療・介護については、身近な地域において確保が求められるサービス（訪問看護、訪問介護など）から、市域全体で必要量の確保が求められるサービス（介護老人福祉施設など）まで様々であり、それぞれのサービスの性質に応じ、必要とされる地域において、必要なサービスの確保を進めています。

ウ 市域全体

市民に身近な地区連合自治会圏域や日常生活圏域において、介護予防（健康づくり）や生活支援（地域支え合い）、医療・介護が連携したサービス提供などを更に充実させるためには、地域や地域包括支援センターなどに対する専門的な支援や、連携強化に向けた検討や働きかけなど、より広範囲における支援が求められます。

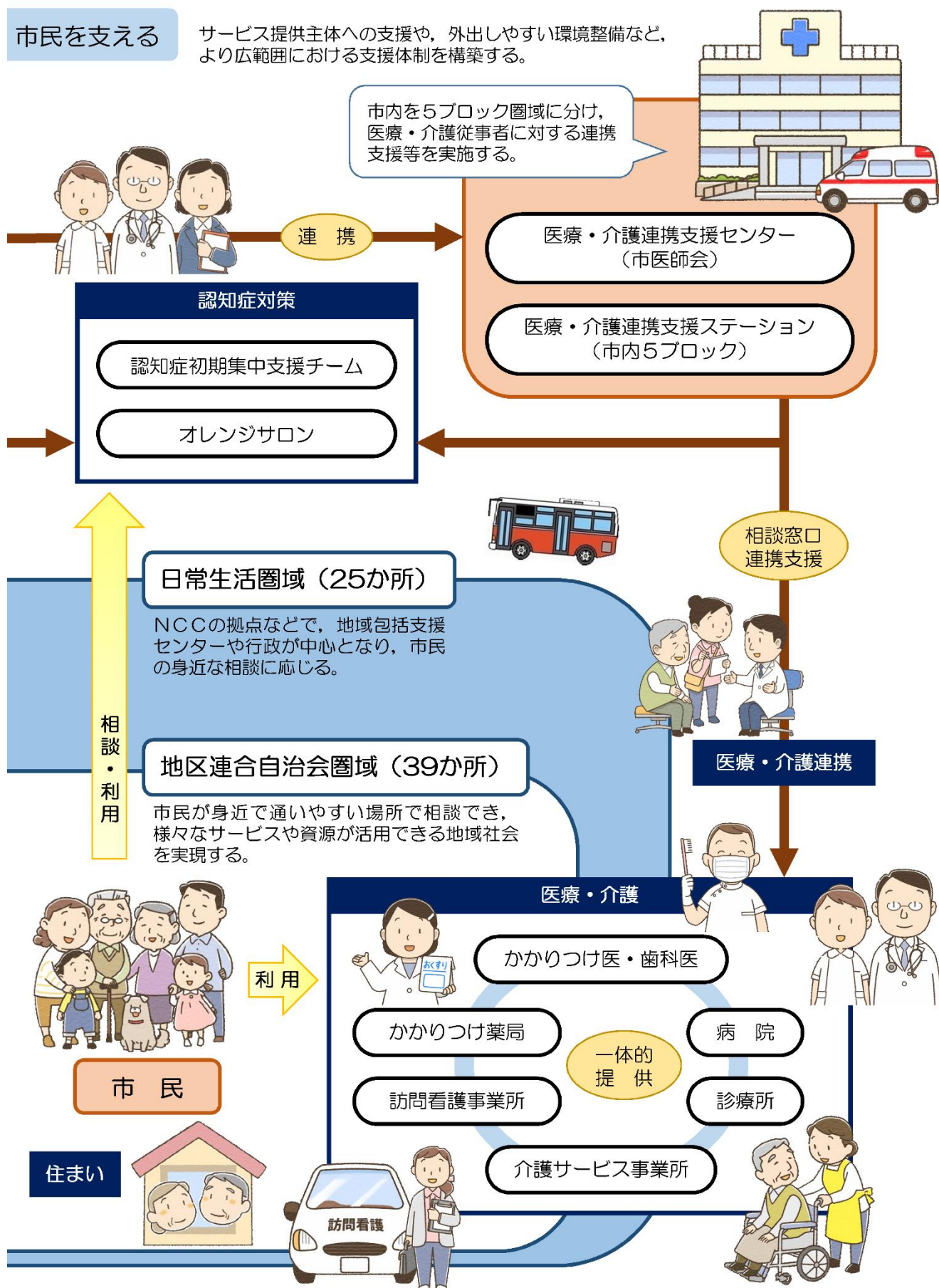
そのため、行政が医療・介護連携支援センターを担う宇都宮市医師会等の関係機関や、第1層協議体（宇都宮市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会）と連携しながら市域全体における支援体制を構築するとともに、市内を一定のブロックに分けた取組など、各事業の趣旨に応じた取組を実施しています。

図 地区間の関係図



市民を支える

サービス提供主体への支援や、外出しやすい環境整備など、より広範囲における支援体制を構築する。



(3) 関係団体との連携

地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、医療や介護、福祉などの関係団体で構成する「宇都宮市地域包括ケア推進会議」を設置し、各分野の連携強化を進めるとともに、地域の特性や高齢者の実情に即した高齢者福祉施策の検討・実施・評価を行っています。

特に、「医療・介護連携」や「認知症対策」、「生活支援」などの重要な施策については、課題解決に向けた部会を設置して、課題の抽出を行うとともに、より具体的な対応策を検討・実施しています。

「宇都宮市地域包括ケア推進会議」の検討組織と主な検討内容

検討組織	主な検討内容
地域包括ケア推進会議	・ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた課題の抽出と対応策の検討 ・ 地域包括ケアシステムに係る周知啓発 など
生活支援部会	・ 生活支援体制整備事業に係る検討 ・ 介護予防・日常生活支援総合事業に係る検討 など
地域療養支援部会	・ 在宅での療養や看取りに係る市民への普及啓発 ・ 退院支援や相談支援等の連携体制に係る検証 など
認知症対策部会	・ 認知症に係る市民への普及啓発 ・ 認知症初期集中支援チームの検証 など
研修部会	・ 従事者向け研修の企画・実施 など

「宇都宮市地域包括ケア推進会議」の様子



2 地域共生社会と地域包括ケアシステム

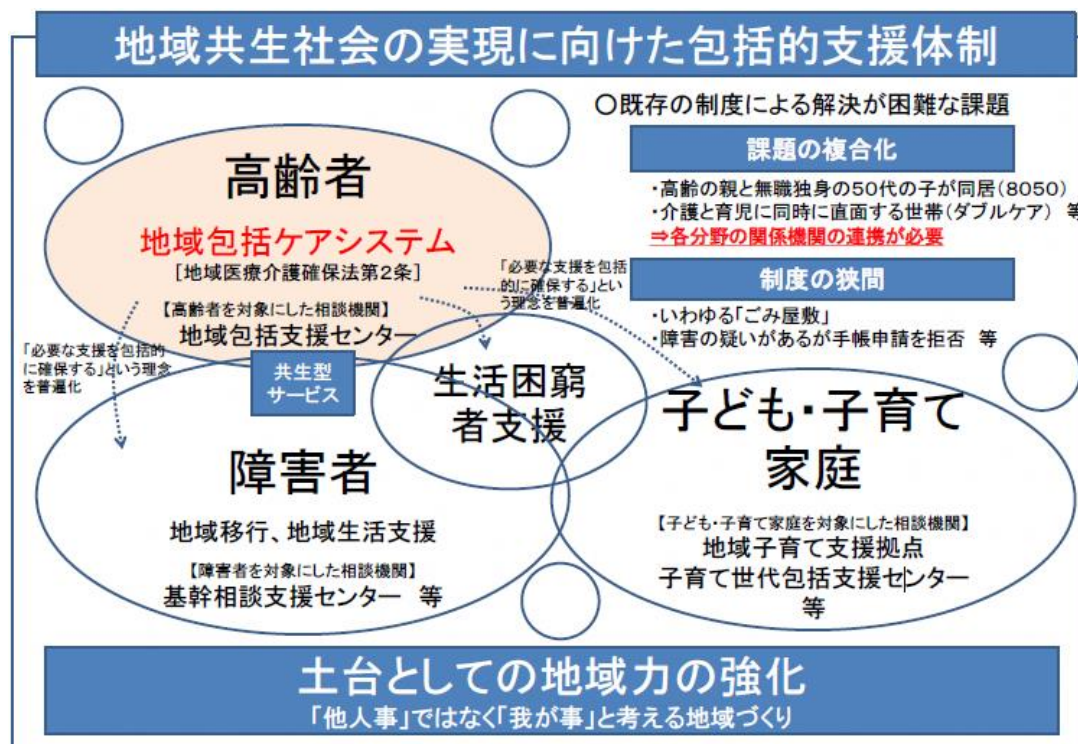
(1) 地域共生社会について

「地域共生社会」とは、国において、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会と定義されており、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、すべての人が自分らしく幸せに暮らすことのできる社会のことです。

(2) 地域共生社会と地域包括ケアシステムの関係

地域共生社会は、高齢者のみならず、障がい者や子どもなど生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域包括ケアの理念を普遍化し、地域住民による支え合いと公的支援が連動して地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築することで、切れ目のない支援を実現することを目指しています。

そのため、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、今後、高齢化が一層進む中で、地域共生社会の実現に向けた「中核的な基盤」となるものです。



出典：厚生労働省

（３）地域共生社会を見据えた今後の取組

これまでの地域包括ケアシステムの構築に係る様々な取組については、より一層の強化・充実を図るとともに、将来の地域共生社会の実現を見据え、社会福祉法に基づく「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」との整合を図りながら、障がい者や子どもなどの分野を超えた連携強化に向け検討を進めるなど、以下のような取組により、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図ります。

〔主な取組〕

- ・ 地域包括支援センターにおいて業務の機能強化や効率化を図りながら、障がい者福祉や児童福祉など、他分野との連携を促進
- ・ 第２層協議体に対し、地域共生社会に係る意識醸成や多様な主体の参画に向けた支援を実施
- ・ 住民主体の通いの場を一層充実するとともに、民間のノウハウの活用などによる効果的な介護予防を実施
- ・ 多職種の参画に向けた研修の充実や連携支援ツールを活用した情報共有の推進など、多職種連携を強化
- ・ 認知症サロン（オレンジサロン）の拡充など、認知症の人にやさしい地域づくりを更に推進
- ・ 高齢者が安心して入居できる住まいの更なる確保に取り組むとともに、入居が困難な高齢者などの円滑な入居を支援

3 市民理解の促進

地域包括ケアシステムの構築は、地域で暮らす市民が、これまで以上に安心して安全な充実した生活を人生の最期まで送ることができる社会の実現を目指すものです。地域における人と人との支え合いや医療・介護などの公的サービスが複合化した、まさに“まちづくり”そのものです。そして、その“まちづくり”の主役は市民です。

特に、市民の身近な地域において必要とされる、ご近所同士のさりげない見守りや、ちょっとした困りごとへの助け合い、サロン活動などの居場所づくり、介護予防の自主活動など、それぞれの地域の住民主体の取組を充実させることが重要です。

また、在宅における医療や介護を推進していくためには、公的なサービスを整備するだけでなく、市民一人ひとりが、健康づくり・介護予防への主体的な取組や、医療・介護サービスや在宅療養に関する正しい理解が必要について正しく理解し、必要な時に必要なサービスを選択できるようにすることも大切です。

こうしたことから、市民一人ひとりが、本市を取り巻く状況を把握するとともに、地域包括ケアシステムを推進することの重要性について理解し、市民自らが積極的に行動に移すことができるよう、本市では、広報紙や在宅療養パンフレット、ホームページなどの媒体や市民公開講座の開催、地区連合自治会圏域に設置している第2層協議体、保健・医療・福祉の関係機関・団体等の会合への参加など、あらゆる機会を通じて積極的に情報発信し、市民理解の促進を図ります。

第6章

計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の推進に向け、地域や関係団体などの協力を得ながら、総合的・計画的に各種の施策・事業に取り組むことができるよう、推進体制を整えます。

(1) 計画の周知

保健・医療・福祉の関係機関・団体等をはじめとした、より多くの市民への周知を図ることができるよう、広報紙やホームページなどの媒体のほか、あらゆる機会を通じ、本計画を積極的に周知します。

(2) 地域・関係団体との連携

地域社会において、高齢者の生活を支えていくためには、介護保険をはじめとした各種の保健福祉サービスの提供や関連施策の充実のみならず、地域住民の主体的な活動が不可欠です。

このため、「宇都宮市地域包括ケア推進会議」(●ページを参照)において、医療や介護、福祉などの関係団体の連携強化や、地域の特性や高齢者の実情に即した高齢者福祉施策の検討などに取り組みます。

また、本市の「第1層協議体」(●ページを参照)である「宇都宮市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会」(社会福祉事業従事者や学識経験者、市議会議員により構成)においても、地域間の情報共有やネットワークづくりの促進など、地域での支え合い体制の推進に取り組みます。

(3) 事業者への支援

介護保険制度の施行を契機に、介護・福祉サービスの提供者として、様々な民間事業者・団体が参入されたことにより、効果的・弾力的なサービス提供が可能になりました。引き続き、適正なサービスの提供のための指導監査を徹底しつつ、民間事業者の参入を促進することで、多様化する高齢者の介護・福祉ニーズに対応したサービス提供体制の確立を支援します。

2 計画の進行管理

本計画の基本理念を実現するため、取組や目標達成に向けた活動を継続的に改善する手法であるPDCA（P l a n：計画→D o：実行→C h e c k：評価→A c t：改善）サイクルで本計画の進行管理を行い、各種の施策・事業を推進します。

また、市民への十分な周知や理解を図ることができるよう、ホームページ等を活用し、本計画の進捗状況や評価・検証結果の公表を行います。

（１）進行管理の方法

本計画の施策・事業は、指標や目標値を設定し、そのうち、「高齢者の自立支援・重度化防止に資する事業」や「主要事業」について、年度ごとに、「宇都宮市社会福祉審議会」において進捗状況を評価するとともに、必要に応じ、その結果を踏まえて見直しを行います。

（２）成果目標

本計画の施策・事業を実施することによる成果を意識した事業運営や、今後の施策・事業の見直し・改善に向けた本計画の最終評価・検証が行えるよう、次のとおり「成果目標」を設定し、計画期間全体の進行管理に取り組みます。

指 標	現 状	目 標
ほぼ毎日外出している高齢者の割合	31.7%	35.6%
地域包括支援センターを知っている高齢者の割合	65.7%	70.0%
人生の最期を在宅で迎える市民の割合	30.7%	33.7%
高齢者の住宅に対する満足度	82.1%	83.1%

資料

1. 本計画の施策・事業の指標と目標値

基本目標 1 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

番号	主要 事業 対象	自立 支援 対象	事業 名	指標名	単位	目標値		
						R 6	R 7	R 8
1	●		健康ポイント事業	参加者数	人	57,000	65,000	73,000
2			健康づくり実践活動の促進	地域での健康づくり活動回数	回	1,370	—	—
				地域での健康づくり活動延べ参加者数	人	37,000	—	—
3			特定健康診査の実施	特定健康診査受診率	%	31	32	33
4			歯科検診（歯周病検診）の実施	—	—	—	—	—
5			食育出前講座・歯と口腔の健康づくり出前講座の実施	—	—	—	—	—
6			健康教育・健康相談の実施	健康教育開催回数	回			
				健康相談者数	人	450	450	450
7			歯科健康相談の実施	相談件数	件	10	10	10
8			健康管理に関する情報提供の推進	—	—	—	—	—
9			糖尿病重症化予防の推進	未治療者の受療率	%	55	65	75
10		★	運動推進事業	運動教室開催回数	回	40	40	40
11		★	介護予防参加促進事業	65歳・70歳到達者への介護予防リーフレット配布部数	部	11,842	11,682	11,411
12		★	介護予防普及啓発事業	はつらつ教室参加者数（実人数）	人	624	624	624
13	●	★	地域介護予防活動支援事業	自主グループ数	グループ	189	189	189
				自主グループ登録者数（累計登録時）	人	2,768	2,768	2,768
14		★	訪問型・通所型サービス C	訪問型サービスC延べ利用者数	人	389	389	389
				通所型サービスC延べ利用者数	人	1,695	1,695	1,695
15		★	地域リハビリテーション活動支援事業	自主グループへのリハビリテーション専門職派遣回数	回	19	19	19
16		★	保健事業と介護予防との一体的実施	—	—	—	—	—
17	●		高齢者等地域活動支援ポイント事業	参加者数	人	15,240	15,310	15,360
18	●		高齢者外出支援事業	交付者数	人	38,100	38,510	38,860
				地域内交通の運行地区数	地区	—	—	—
19			みやシニア活動センター事業	参加者数	人	1,000	1,000	1,000
20			老人クラブ活動の育成・支援	単位老人クラブ数	クラブ	262	262	262
				老人クラブ会員数	人	13,800	13,800	13,800

番号	主要 事業 対象	自立 支援 対象	事業 名	指標名	単位	目標値		
						R 6	R 7	R 8
21			ふれあい・いきいきサロン事業					
			ふれあい・いきいきサロン設置数	か所				
22			ニュースポーツの普及促進					
			—	—	—	—	—	
23			地域スポーツクラブの育成・活動支援					
			地域スポーツクラブがカバーする地域数	地域	39	39	39	
24			茂原健康交流センター事業					
			茂原健康交流センター延べ利用者数	人	176,860	185,700	194,990	
25			生涯学習センターや図書館等による学習活動の促進					
			生涯学習センター等利用者数	人	1,491,000	1,594,000	1,697,000	
26			老人福祉センター事業					
			老人福祉センター延べ利用者数	人	257,000	259,000	262,000	
27			シルバー大学校の運営支援					
			—	—	—	—	—	
28			保健と福祉の出前講座の実施					
			実施回数	回				
29	●		シルバー人材センター事業の支援					
			会員数	人	1,780	1,860	1,940	
30			雇用や就労に関する各種支援制度の周知					
			—	—	—	—	—	
31			スマホ基礎講座					
			講座の開催回数	回	35	35	35	
32			宮デジサポーター事業					
			宮デジサポーター養成人数（延べ人数）	人	45	70	95	

基本目標 2 地域で支え合う社会の実現

番号	主要 事業 対象	自立 支援 対象	事業 名	指標名	単位	目標値		
						R 6	R 7	R 8
33	●		地域包括支援センターの運営及び機能強化	「事業評価」（前年度の実施状況による）の達成できている項目が全項目の80%以上であるセンター数	センター	25	25	25
34	●	★	地域ケア会議の推進	個別課題検討会議開催回数	回	125	130	135
				地域課題検討会議開催回数	回	101	101	101
35	●	★	生活支援体制整備事業	第2層協議体開催回数	回	-	-	-
36		★	介護予防・日常生活支援総合事業の推進（担い手の育成・確保）	介護予防・生活支援サービス従事者養成研修修了者数（累計）	人			
37			認知症に関する市民への普及啓発	世界アルツハイマーデー記念講演会参加者数（累計）	人	1,720	1,920	2,120
38	●		認知症サポーター等の養成・支援	認知症サポーター養成講座受講者数（累計）	人	46,700	48,700	50,700
39			認知症パートナーの養成・支援	認知症パートナー養成者数（累計）	人	215	275	335
40	●		認知症サロン（オレンジサロン）の推進	延べ利用者数	人	25,160	28,660	32,160
41			認知症高齢者地域生活安心サポート事業の実施	検索支援アプリ登録者数（累計）	人	1,200	1,800	2,400
42			認知症事故救済事業の実施	—	—	—	—	—
43		★	認知症早期発見チェックリスト等の配布					
44	●	★	もの忘れ相談会の開催					
45		★	認知症ガイドブック（ケアパス）の作成・配布					
46		★	認知症初期集中支援チームの運営	支援終結チーム数	チーム	5	5	5
47			ボランティアセンターやまちづくりセンターの運営	ボランティアセンター登録団体数	団体			
				ボランティアセンター登録者数	人			
				まちづくりセンター登録団体数	団体	310	315	320
48			ボランティア養成講座等の充実					
49			敬老会の開催支援を通じた敬老のこころを育む取組の推進					
50			学校における福祉教育の充実	「学習と生活についてのアンケート」の「誰に対しても、思いやりの心を持って接している」の肯定的回答の割合（中学3年生）	%	95	95	95
51			共生のこころを育むプロモーション事業					
52			市有施設等のバリアフリーの推進	公園整備数	か所			
53			公共的施設等のバリアフリーの推進	ノンステップバスの導入率	%	—	—	令和10（2028）年度までに77.6%（第2次宇都宮市交通戦略）

番号	主要事業対象	自立支援対象	事業名	指標名	単位	目標値		
						R 6	R 7	R 8
54			広報手段や公共掲示物のバリアフリーの推進	—	—	—	—	—
55			拠点への生活利便施設等の充実と便利で快適に移動ができる、外出しやすい移動環境と市街化調整区域の地域拠点）に新規立地する誘導施設数	都市拠点・地域拠点（都市機能誘導区域と市街化調整区域の地域拠点）に新規立地する誘導施設数	か所	14	21	28
56	●		ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステムの推進					
57			災害時要援護者支援事業					
58			地域における自主防災組織の育成・強化					
59			防犯教育の推進	高齢者向け防犯講習会受講者数	人	2,300	2,300	2,300
60			交通安全教育の実施	高齢者向け交通安全教室受講者数	人	4,500	4,500	4,500
61			消費者教育・啓発の推進	高齢者向け消費生活出前講座受講者数	人	2,450	2,450	2,450
62			特殊詐欺対策の推進	特殊詐欺撃退機器購入費補助金交付件数	件	—	—	—
63			感染症への対策に関する意識啓発の推進					

基本目標 3 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現

番号	主要 事業 対象	自立 支援 対象	事業 名	指標名	単位	目標値		
						R 6	R 7	R 8
64			新規就労者の確保	—	—	—	—	—
65			県が実施する参入促進や資質の向上に向けた取組の周知	—	—	—	—	—
66			介護ロボットやＩＣＴの活用促進	—	—	—	—	—
67			介護現場における処遇改善等の促進	—	—	—	—	—
68		★	認定調査内容の点検等の実施	調査票点検の実施率	%	100	100	100
69		★	認定審査会委員・認定調査員を対象とした研修の実施	認定審査会委員研修出席率	%	80	80	80
				認定調査員研修出席率	%	95	95	95
70	●	★	ケアプランに対する助言・指導の実施	ケアプラン点検の実施件数	件			
71		★	住宅改修・福祉用具の点検	住宅改修調査件数	件			
				福祉用具調査件数	件			
72		★	縦覧点検・医療情報との突合	縦覧点検の実施件数	件			
				医療情報との突合件数	件			
73	●	★	介護従事者等の資質の向上	介護支援専門員等研修会開催回数	回			
74			浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保に関する	避難確保計画の作成・提出率	%			
75			感染症発生時の適切な対応に関する助言・指導	—	—	—	—	—
76			罹災や感染症拡大予防のための施設改修等への支援	—	—	—	—	—
77			地域における医療・介護の資源の把握	—	—	—	—	—
78			在宅医療・介護連携の課題の抽出	訪問診療を受けた患者数	人／月	2,600	2,800	3,000
79			切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制（地域療養支援体制）の構築推進	要介護認定者の退院調整率	%	76	78	80
80		★	医療・介護関係者の情報共有の支援	人生の最期を在宅（医療機関以外）で迎える市民の割合	%	34	36	38
81		★	在宅医療・介護関係者に関する相談支援	—	—	—	—	—
82		★	医療・介護関係者の研修	医療・介護従事者向け研修参加者数（累計）	人	5,300	5,800	6,300
83	●		地域住民への普及啓発	在宅療養に関する講座の参加者数（累計）	人	2,100	2,180	2,260

番号	主要 事業 対象	自立 支援 対象	事業 名	指標名	単位	目標値		
						R 6	R 7	R 8
84				「介護保険相談窓口」の充実				
				—	—	—	—	—
85				介護保険制度に関する周知啓発				
				「介護保険の手引き」 作成部数	部	13,000	13,000	13,000
86				介護保険サービス利用者の権利擁護				
				—	—	—	—	—
87	●			家族介護教室等の開催				
				家族介護教室回数	回	56	56	56
88				介護者交流会の開催				
				—	—	2	2	2
89				在宅高齢者家族介護慰労金の支給				
				支給者数	人	14	14	14
90				はいかい高齢者等家族支援事業				
				位置検索サービス利用者数	人	22	22	22

基本目標 4 いつまでも自分らしさを持ち自立した生活の実現

番号	主要 事業 対象	自立 支援 対象	事業 名	指標名	単位	目標値		
						R 6	R 7	R 8
91	●		高齢者等ホームサポート事業	登録者数	人	610	620	630
92			在宅高齢者等日常生活用具給付事業	給付者数	人	79	80	81
93			緊急通報システム事業	利用者数	人	410	410	410
94			はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業	交付者数	人	11,000	11,120	11,220
95			高齢者短期宿泊事業	短期宿泊受入施設数	か所	2	2	2
96			高齢者にやさしい住環境整備補助事業	補助件数	件	36	36	36
97			住宅改修に関する情報提供	—	—	—	—	—
98			住宅改修支援事業	—	—	—	—	—
99			木造住宅の耐震化支援	耐震化率	%	—	97	—
100			住宅の住替え制度（マイホーム借上げ制度）の活用促進	—	—	—	—	—
101			生活援助員派遣事業	—	—	—	—	—
102			高齢者向け住宅の普及促進	サービス付き高齢者向け住宅の整備戸数	戸	1,820	1,890	1,960
				セーフティネット専用住宅登録戸数	戸	21	31	41
				軽費老人ホーム（ケアハウス）定員数	人	575	575	575
			公営住宅の確保	市営住宅整備戸数	戸	3,543	3,543	3,543
103				高齢者用住宅（シルバーハウジング）整備戸数	戸	72	72	72
			老人措置事業	養護老人ホーム整備床数	床	110	110	110
				被措置者数	人	97	101	105
104			住宅確保要配慮者に対する居住支援	居住支援協議会の相談・支援件数	件	100	150	200
105			高齢者虐待防止事業	地域における虐待防止のための普及啓発活動回数	回	39	39	39
106			成年後見制度の周知・利用促進	市長申立件数	件	40	42	44
				成年後見人報酬助成件数	件	35	49	61
			日常生活自立支援事業の利用促進	—	—	—	—	—
107			成年後見人等の人材の確保	市民後見人候補者名簿登録者数	人	15	15	15
108			地域連携ネットワークの構築	成年後見制度の認知度	%	61	62	64